

令和 2 年

七ヶ浜町議会会議録

9月会議	9 月 1 日 開 会
	9 月 1 1 日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 2 年 9 月 1 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 1 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第1号

令和2年9月1日（火曜日）

出席議員（14名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
13番	佐藤衛君	14番	岡崎正憲君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健 康 福 祉 課 長	渡 辺 文 昭 君
長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	斎 藤 重 俊 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 雅 浩 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	庄 子 克 也 君
同 書 記	米 本 哲 也 君

議事日程 第1号

令和2年9月1日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第41号 監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 9 議案第43号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事」
- 日程第11 議案第45号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）」
- 日程第12 議案第46号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に

ついて

- 日程第 13 議案第 47 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 49 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 50 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 認定第 1 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 報告第 10 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風 19 号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」
- 日程第 26 報告第 11 号 専決処分の報告について「工事請負契約の締結について（令和 2 年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」
- 日程第 27 報告第 12 号 令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程の決定

日程第 3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日 9 月 1 日は、休会の日ですが、議事の都合により令和 2 年七ヶ浜町議会定例会を再開し、9 月会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 6 番佐藤壮一議員、7 番安倍敏彦議員を指名いたします。

日程第 2 会期日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第 2、会期日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和 2 年七ヶ浜町議会定例会 9 月会議の日程は、本日から11日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、9 月会議の日程は、本日から 9 月11日までの11日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、7 月28日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、今年度事業の開催方法等について審議してきております。

次に、8 月 5 日、令和 2 年第 2 回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、連合議会議員であります熊谷明美議員が出席をしてきております。

同じく 8 月 5 日、宮城県町村議会議長会主催議員研修が加美町で開催され、佐藤梶信議員と私が出席をし、県政運営に関する村井嘉浩宮城県知事の講演と、非常時の対応や健康維持に関する生島ヒロシフリーアナウンサーの講演を聴講してきております。

次に、8月19日、宮城黒川地方町村議会議長会主催の正副議長・事務局長合同研修会が開催され、私と副議長が出席をし、議会運営について全国町村議会議長会平野 誠参与の講演を聴講してきております。

次に、7月、8月に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和2年七ヶ浜町議会定例会9月会議の開会に当たり、令和2年定例会6月会議以後における行政報告を申し上げます。

7月29日、町に対し、交通死亡事故ゼロ連続8年達成に伴う宮城県知事褒状が授与されました。

本町では、平成24年7月28日から交通死亡事故ゼロが続いており、昨日時点で2,955日と県内最長を更新中です。今回の褒状授与は、町民一人一人の意識の高さが実を結んだものであり、今後も関係団体と連携しながら、交通死亡事故ゼロ継続に取り組んでまいります。

7月30日、町と株式会社旅館麻屋、民宿みうらとの「災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定」締結式が行われ、寺澤町長、株式会社旅館麻屋、民宿みうらの代表者が出席しました。

この協定は、災害等発生時において、妊産婦や乳児及びその家族の避難先として、町の要請に基づき宿泊施設を提供いただくもので、避難者には客室や食事、入浴が提供されます。その経費については、町が負担することとしております。

株式会社旅館麻屋、民宿みうらの代表者からは「地域に貢献したいとの思いで協力をさせていただいた。避難が必要になった場合、対象となる方々が速やかに、安心して避難いただけるよう、平時から町と連絡を取り合い、協力体制をつくっていききたい」とありがたい言葉がありました。

次に、復興事業の進捗について報告いたします。

七ヶ浜町震災復興計画に基づき進めてまいりました建設事業は、被災市街地復興土地地区画整理事業と長須賀多目的広場整備工事を残すのみとなり、両事業とも今年度内に完了する見込みとなっております。

被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、本年5月末に全ての工事が完了しており、6月19日に花淵浜地区の換地処分を行っております。

また、10月に代ヶ崎浜B地区の換地処分を予定しており、その後の清算事務をもって事業が完了することとなります。

長須賀多目的広場整備工事の8月末時点での工事進捗率は35%であり、今年度中の完了に向け工事を進めております。

なお、被災された方々の心のケアや見守り、子供たちへの支援等「心の復興事業」については、令和3年度以降も国の支援が継続される見込みであり、今後とも丁寧な対応と細やかな施策を推進してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について報告いたします。

国の緊急事態宣言の解除が5月25日になされた後、国内の感染状況は一時落ち着きを見せたものの、7月に入り再び感染が拡大し始めました。国内で唯一感染者が確認されていなかった岩手県でも感染者が確認され、今でも日本各地において、毎日高い水準で感染者が確認されており、予断を許さない状況となっております。

このような中、本町では、6月より小・中学校の授業及び公共施設の利用を再開し、新しい生活様式の下、小規模な行事や会議等も徐々に開催されるようになり、段階的ではあるものの日常を取り戻す動きが見られるようになってまいりました。

しかしながら、七ヶ浜の夏を象徴する「みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会」や「菖蒲田海水浴場海開き」は中止となり、また、今月開催を予定していた「敬老会」も新型コロナウイルスの影響を考慮し、やむなく中止を決定したところであります。新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くと思われ、行事開催の有無についても、慎重な判断が求められるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々への支援の状況でございますが、5月18日から申請を受け付けておりました特別定額給付金につきましては、申請期限の8月18日までに、対象となった6,733世帯全ての申請を受け付けし、交付の申請があった6,731世帯、1万8,551人に振込を完了しております。

5月18日から申請受付を開始した七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、町内44事業者から申請があり、8月31日をもって受付を終了いたしました。

また、6月8日から実施している七ヶ浜町事業継続地域支援金については、8月28日現在、256事業者が申請を行い、240事業者に振込を行っております。今後とも多くの事業者を活用いただけるよう周知に努めてまいります。

次に、中小企業者に対する国の融資制度についてでございますが、融資申し込みのために必要な認定書の発行件数は、8月24日現在、4つの制度合わせて62件となっております。

また、町社会福祉協議会が窓口となっている失業や休業等により収入が減少した世帯への緊急小口資金特例貸付につきましては、8月24日現在、相談件数が81件、申請件数が61件となっております。

いずれの事業も新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると大幅に申請件数が増えており、新型コロナウイルス感染症が事業経営や住民の生活安定に多大な影響を与えている現状をうかがうことができます。

なお、さきの会議で説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の個々の進捗状況につきましては、別紙に掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

国内では、連日1,000人近い感染者が確認されており、国民生活、経済活動に及ぼす影響は日々深刻さを増し、長期化が見込まれます。

町といたしましては、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済、住民生活へのきめ細かな支援と、学校や体育施設、七ヶ浜国際村などの公共施設、災害時の避難所における感染予防対策の充実を図り、町民の皆様に安心できる暮らしが少しでも早く届けられるよう努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。行政報告といたします。ありがとうございました。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和2年定例会9月会議に提案いたしました議案等の説明をさせていただきます。

今回、提出いたしました議案等については、諮問が2件、人事案件を含めまして議案第40号

から第51号までの12議案であります。その他令和元年度各種会計の決算認定が7件、工事請負変更契約の締結の報告が2件、令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告が1件であります。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和2年12月31日に任期満了を迎えます伊藤せい子さんを人権擁護委員として再選することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和2年12月31日に、米 勝次さんの任期が満了することに伴い、新たに星 洋子さんを人権擁護委員として推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第40号教育委員会の委員の任命については、氏家恵美子さんの任期満了に伴い、新たに鈴木由佳莉さんを選任することについて御同意を求めるものであります。

次に、議案第41号監査委員の選任については、遠藤 均さんの任期満了に伴い、新たに稲妻敏行さんを選任することについて、御同意を求めるものであります。

次に、議案第42号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、山田芳司さんの任期満了に伴い、再任することについて御同意を求めるものであります。

次に、議案第43号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要があり、所要の改正を行うものであります。また、その他文言の整理を行うものであります。

次に、議案第44号令和元年度長須賀多目的広場整備工事、議案第45号令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号の令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号から議案第51号までは、各種会計の補正予算であります。これらについては、議案審議の際に改めて担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみの説明とさせていただきます。

議案第47号は一般会計補正予算であります。補正の額は16億9,260万7,000円の追加で、補正

後の総額は歳入歳出それぞれ113億6,279万6,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、財政調整基金積立金等へ追加、東日本大震災復興交付金の国土交通省事業費返還金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、小・中学校タブレット端末購入等であります。主な財源としましては、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東日本大震災復興交付金基金繰入金、繰越金等を充てております。また、債務負担行為補正を5件計上しております。

次に、議案第48号は国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は2,159万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ22億5,884万3,000円とするものであります。主な内容としましては、令和元年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、県に対する返還金、一般会計繰出金への追加等でございます。

次に、議案第49号は公園墓地事業特別会計補正予算であります。補正の額は68万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ1,753万5,000円とするものであります。内容としましては、令和元年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、公園墓地管理基金積立金へ追加、一般会計繰出金への追加であります。

次に、議案第50号は介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は4,173万8,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ17億8,074万7,000円とするものであります。主な内容としましては、令和元年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、国、県等に対する返還金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。サービス事業勘定における補正の額は17万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ559万7,000円とするものであります。内容としましては、繰越金の整理であります。

次に、議案第51号は後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は208万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ1億9,457万2,000円とするものであります。内容としましては、令和元年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、後期高齢者医療広域連合納付金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、令和元年度各種会計の決算については、私からの説明は省略をさせていただきますが、後日開催が予定されております決算審査特別委員会におきまして各課長等から説明を申し上げます。

次に、報告第10号令和元年度台風19号に伴う小田污水ポンプ場災害復旧工事の工事請負変更契約の締結及び報告第11号令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定

についての6に該当する案件のため、契約を締結することについて2件の専決処分の報告を行うものであります。

次に、報告第12号は、地方公共団体の財政健全化に関する法律で規定されております健全化判断比率及び資金不足比率についての報告であります。普通会計は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、また水道事業会計及び下水道事業特別会計、いずれも資金不足比率は算出されないことから、良好な状態にあると認められております。

以上、提案いたしました議案等の概要について御説明を申し上げましたが、慎重に御審議をいただき、御同意賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。熊谷議員。

〔3番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。ただいま、議長より許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

赤ちゃん応援パッケージ支援事業の拡充をについてと、インフルエンザワクチンの65歳未満接種料の一部助成を、そして発熱外来の設置を近隣市町と検討をの3問について質問をさせていただきます。

1問目、赤ちゃん応援パッケージ支援事業の拡充をについてでございます。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金（第2次）分の概要が示され、本町の一般会計補正予算（第3号）が7月会議で可決されました。その内容のうち、赤ちゃん応援パッケージ支援事業として、給付金1人5万円と育児用品等の支給とされておりますが、この事業は、特別定額給付金の対象外となっている令和2年4月28日以後に出生した新生児に対する支援事業と理解しております。国民1人当たり10万円の特別定額給付金支給と同じように考えますと、給付の内容を拡充すべきと考え、以下の3点を伺います。

1点目、国からは、1人10万円支給と金額は提示されていないものの、支給事業の趣旨が特別定額給付金の対象外となっている令和2年4月28日以後に出生した新生児に対する助成であると理解しておりましたが、本町は1人5万円でありました。新生児対応のクーポン券等の追加発行など、トータルで10万円になるような助成内容を考えないか、伺います。

2点目、妊産婦生活支援クーポン券を新生児も対象にする考えはないか伺います。

3点目、育児用品等の支給は、個々の新生児に合った内容のものを考え、必要なものを支給するよう考えていないのか伺います。

次に、2問目でございます。インフルエンザワクチンの65歳未満接種料の一部助成についてでございます。冬季に向けて、インフルエンザの流行が心配されます。コロナ禍において、発熱を伴うインフルエンザと新型コロナウイルス感染症はなかなか区別がつかず、PCR検査等で新型コロナに感染しているか否かの判断をすることを余儀なくされていると考えます。PCR検査を受けることも県内ではままならない今の状況では、ワクチンがあるインフルエンザの予防に目を向け、インフルエンザに罹患するリスクを少しでも下げるべきと考え、以下の2点を伺います。

1点目、65歳未満のインフルエンザワクチン接種希望者へ、接種料の一部助成を考えないか伺います。

2点目、本町では65歳以上のインフルエンザワクチン接種料の自己負担を2,000円としておりますが、負担額を減額する考えはないか伺います。

最後に3問目でございます。発熱外来の設置を近隣市町と検討をについてでございます。新型コロナウイルス感染者が日々増えている中、患者は、発熱しているという理由で一般の個人病院での受診をためらったり、逆に病院のほうから受診を断られたりする事例が見られます。PCR検査も、そう簡単に受けられる状況には、県内ではまだないのが現状です。発熱を伴う他の疾病の可能性もあります。発熱がある患者は正しい診察が受けられない心配が出てきます。そこで、発熱トリアージができる発熱外来の設置が近隣市町内に必要と考え、以下の3点を伺います。

1点目、近隣の市町の首長会等で発熱外来の設置を提案する考えはないか伺います。

2点目、PCR検査をもう少し簡単に受けられる体制を構築するよう県や医師会等と検討することを提案するべきと考えますが、その考えはないか伺います。

3点目、PCR検査を希望する妊産婦に検査費用を町独自で助成する考えはないか伺います。

以上3問について、町長の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問赤ちゃん応援パッケージ支援事業の拡充を。第2問インフルエンザワクチンの65歳未満接種料の一部助成を。第3問発熱外来の設置を近隣市町と検討をについて回答を求めます。寺沢 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺沢 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷議員の1問目の御質問、赤ちゃん応援パッケージ支援事業の拡充をについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、新生児対応のクーポン券等の追加発行など、トータルで10万円になるような助成内容を考えないか、及び2点目の御質問、妊婦生活支援クーポン券を新生児も対象にする考えはないかについては、これは関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、本事業は、国の特別定額給付金の対象外となる新生児に対し、町独自で助成金を支給することで、不公平感を解消することも一つの考え方ではございますが、本事業については、コロナ禍においても、安心して子育てができる環境づくりを目的とするものでございます。具体的には、育児用品の配付においては、保健師による個別訪問と併せた形で実施することで、お一人お一人の子育てに関する不安や悩みなどを把握することができたり、また、必要があれば速やかに個別支援につなげられる事業内容としているところでございます。

また、現段階では考えてはございませんが、新生児を対象にしたクーポン券の発行券などの施策もございましたけれども、金銭的な支援というだけではなく、安心して子育てができるサポートや環境づくりを目指してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目の御質問、育児用品の支給は個々の新生児に合った内容のものを考え、必要なものを支給するよう考えているのかについてお答えをさせていただきます。育児用品の内容につきましては、おむつ、お尻拭き、タオル、除菌シートなど、一般的に必要とされる物品8品目を支給する予定であります。ただし、準備したものがどうしても使用できないとの申出があった場合は、事情に応じ個別の対応について検討してまいりたいと考えております。以上を1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、インフルエンザワクチンの65歳未満接種料の一部助成をについてお答えをさせていただきます。議員御質問のとおり、季節性インフルエンザが流行する時期に新型コロナウイルス感染症の感染拡大することによる影響が大変心配されるところでございます。住民の皆様には、これまで同様に、油断することなく、感染予防対策の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

それでは、1点目の御質問、65歳未満のインフルエンザワクチン接種希望者へ接種料の助成を考えないか伺うについてお答えをさせていただきます。結論を申しますと、現在のところ、助成することについては、考えは持っておりませんけれども、その理由といたしましては、インフルエンザワクチンの供給状況が心配されるといったこともその一つにもございます。例年

一部の医療機関において、インフルエンザワクチンの在庫がなくなり、接種を希望しても接種できないという状況もあり、積極的に接種勧奨をした場合、さらなるワクチン不足に陥り、重症化に陥りやすい高齢者等のインフルエンザワクチン接種に影響を及ぼしかねないといったことも考慮しながら、65歳未満の接種につきましては、個々人での対応をお願いしたいと考えております。

次に、2点目の御質問、本町では65歳以上の人のインフルエンザワクチンの接種料の自己負担を2,000円としているが、負担額を減額する考えはないかについて伺うについてお答えをさせていただきます。これに関しましては、自己負担をなくするべく、今回、一般会計補正予算案に関連予算を増額補正して提案しておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。以上を2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、発熱外来の設置を近隣市町と検討をについてお答えをさせていただきます。議員御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症の第1波の感染拡大期においては、県内においても一部の医療機関において、発熱がある患者の受診を控えていただいているとの情報はありました。現在では、新型コロナウイルス感染症の新しい情報が周知されたことにより、発熱がある患者というだけで、受診拒否をするような医療機関はないものと捉えております。

1点目の御質問、近隣の市町の首長会議等で発熱外来の設置を提案する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。発熱外来を設置した場合、患者集中で、感染リスクが高まることも考えられますので、今のところ設置の提案は考えておりません。ただ、発熱外来の設置につきましては、今年5月26日の県市町村長のウェブ会議で、市長会会長の大崎市長より、県内首長の代表でお願いをいたしまして、常設での発熱外来の設置について、村井知事に要望をいたしております。

2点目の御質問、PCR検査をもう少し簡単に受けられる体制を構築するよう、県や医師会等と検討することを提案すべきと考えるが、その考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。医療機関の帰国者・接触者外来で実施されるPCR検査につきましては、新型コロナウイルスの感染が疑われた場合、患者を診察した医療機関からの県の相談窓口で電話相談した後に行われるものや、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に対して行われる行政検査でございます。宮城県に確認したところ、現在、診察した医師からPCR検査が必要であるとの相談があった場合には、PCR検査をほぼ100%実施しているとのことですので、今のところ県や医師会等に体制構築を検討することを提案することについては考えてはいないと

ころでございます。

3点目の御質問、PCR検査を希望する妊産婦に検査費用を町独自で助成する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。現在、宮城県内の分娩取扱い施設で出産を予定している妊婦の方につきましては、無料でPCR検査を受けることができる宮城県の制度がございますので、現在町独自で助成する考えにつきましては持っていないところでございます。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは、1問ずつ再質問させていただきます。

まず、1点目のクーポン券等の追加発行、それからトータルで10万円になるようにというところでございます。県内の自治体を全部調査したわけではございませんけれども、10万円を給付している自治体は15市町まで、私自身確認をさせていただきました。実施しない自治体の理由を聞きますと、町独自で出産祝い金を30万円出しているためとか、ほかの支援事業に交付金を使いたい等のお声を聞きました。ここでおわびをさせていただきたいのですが、私は7月会議のときに、塩竈市や多賀城市も10万円支給すると発言をいたしました。しかし、その後の情報で、塩竈市は現金が5万円、それにプラス赤ちゃんパッケージを進呈、多賀城市は実施を考えていないということでございました。間違った情報での発言を訂正しておわび申し上げたいと思います。

さて、県内でこのような給付額、給付内容が違うことで、受給者は不公平感を抱いているとの声も聞こえてまいります。本町ではそのような不公平感の声をどのように捉えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） ほかでは10万円って、何か石巻なんかも今日新聞とかに出ておりましたけれども、亘理町とかそういうところは5万円、それぞれ自治体はまちまちですけれども、これについては、この新型コロナウイルスの対応については、地方創生臨時交付金を使って、これまでもお話を申し上げておりましたけれども、町の考え方として、きめ細かく、幅広くといった形で支援をするというふうなことでさせていただいております。金額が多ければ多いほど、それに越したことはないと思いますけれども、これについてはおむつ用品とか、いろいろなものを含めて子育て世帯支援、あとは妊産婦さんを支援するという形で対応させていただきたいと思いますので、この件については御了承いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） その不公平感を軽減するためにも、中にはやっぱり現金10万円のほうがいいよねというようなお声も私も多数聞こえてくるところでございますが、本町においては、現金と赤ちゃんパッケージの内容を拡充するべきだと私自身は思っているんですけども、例えばクーポン券ですね。例えばドラックストアとか、それからスーパーとか、それからやっぱり新生児になりますと、お母さんが自分の車でどこかに赤ちゃんを連れていくというのはちょっと難しいのかなと思いますので、タクシーチケットなども使えるような、そのような新生児クーポン券発行をぜひ考えるべきではないかなというふうに思いますが、その事業内容を拡充する考えは全くないのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これにつきましては、今後長いスパンでの対応といたしますか、出てくると思います。もう少し状況を見させていただいて、対応をしていきたいと思いますので、今、ここですぐクーポン券を発行するとか、そういうふうな形ではなくて、バランスよくきめ細かく、幅広くやっていくという趣旨のもとで対応してまいりたいと。

今全体で、町のそういった地方創生臨時交付金を使ってどのような対応をしたらいいかと、大体子育て世代そのものには2割以上の支援をさせていただいている。ただ、定額給付金とかそういうものを合わせると結構世帯的にはバランスよく今町としては対応させていただいているというふうなことでございます。ただ、状況をもう少し見てまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 5万円とあとはその内容ですね。本事業の対象は、令和2年4月28日以降に生まれた新生児となっております。新生児特別定額給付金支援事業というのは、全国で多くの自治体の実施しておりますが、例えば途中で本町に転入されてきた新生児に対して、前に居住していたところでは、給付を受けているかもしれないんですけども、今はこのような内容で支援をしていくのかどうか、その部分を確認したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問でございますが、転入者に対してということでございますが、この赤ちゃんパッケージにつきましては、対象者としまして、七ヶ浜町において4月28日以降に生まれた方ということで、出生届を七ヶ浜に提出した方ということにしております。そのような内容でございますので、転入者につきましては、以前のところで受けていればそのまま、出生届が七ヶ浜に出されて、そのまま住んでいる方でございますので、

転入者の方についてはすみませんが、支援としてはただいまのところは考えてございません。
以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

妊婦生活支援クーポン券でございます。妊産婦生活支援となっておりますので、このクーポン券の支給対象はあくまでも今現在妊産婦、妊娠されている方というふうに捉えますけれども、そのような解釈でいいのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） クーポン券ですか、クーポン券を出していないんじゃない。はい、2点目。

○5番（熊谷明美君） 妊産婦生活支援クーポン券の件でございます。これは妊産婦の生活支援というふうに題もなっておりますので、このクーポン券はあくまでも現在妊娠されている方、妊産婦に対してというふうに捉えていいのかどうか、伺いたい、確認したいと思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらの妊婦生活支援の商品券につきましては、新生児を対象とするものではございません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 支援対象は4月27日の時点で妊産婦だった人というのは、対象外ですね。つまり今現在妊娠されている方のみで、その遡って4月28日、この支援については4月28日以後に生まれた方ということでございますけれども、その前に妊娠中といたしますか、そういう方に対してはクーポン券の支給の対象外になるというふうに捉えてよろしいでしょうか。というのは、つまり例えば、今日からその支援事業が始まりますというふうになったときに、その4月28日から今日までの人というのは、クーポン券の対象にはならないわけですね。妊産婦のことです。結局、今妊娠されている方に対してのこのクーポン券の支給でございますよね。それで、結局その28日から昨日までの出産、赤ちゃんが生まれた方に対しては妊産婦じゃないので、そのクーポン券の支給対象にはならないということで解釈してよろしいんですかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 基準日を境にして子供を産んでしまった場合、妊娠している場合との違いを対象となるのかというのを聞いているんです。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 妊婦生活支援商品券につきましては、4月1日から12月28日までに母子手帳の交付を受けている方です。ですので、その中で例えば4月に母子手帳をも

らいました、そのときにはもう3か月ぐらいの妊婦さんでしたということになりますと、赤ちゃんパッケージを受けられる3月31日まではもう出産というようなことになりますので、実際に両方いただけるという方もおります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私がなぜ聞いたかといいますと、7月の補正予算で妊産婦生活支援クーポン券の予算は300万円というふうになっております。これ、例えば2万円のクーポン券だというふうな説明でございましたけれども、これ150人分なわけですね。そうしますと、去年は本町で大体生まれた方が100人弱、97人だったのでしょうか、そのくらいですので、150人分という、結構な多めの予算ではないかなというふうに思っておりましたので、4月28日時点を境にして、その前に妊産婦の方も結局28日にもう生まれたとしても、その前には臨月だと思うんですけども、そういう方に対しての対象なのかなというふうに思ったんですけども、それはまた違うというふうに捉えてよろしいか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどもお話をしましたように、妊婦クーポン券につきましては、4月1日からの母子手帳発行となっておりますので、4月臨月という方については対象外という形になります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいと思います。

育児用品等の支給でございます。個々の新生児に合った内容を考えるべきではないかなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。この育児パッケージは、ネウボラの観点からもコロナ禍において、外出時の感染防止や、それから不安の軽減を考えますと、すばらしい取組だというふうに私も感じております。

さて、7月会議や、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会等での説明を伺いました。1パッケージは大体2万円から3万円で、8品とお聞きいたしました。今町長がおむつとか、それから除菌シートとか、タオルとかというような内容を御説明いただきましたけれども、この具体的な8品の内容を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず、8品目につきましては、おむつケーキ、おむつをケーキの形にして2段型のものなんですけれども、そちらと、あと紙おむつ、Mサイズ74枚入りを2セット、とお尻拭き56枚入りを12パック、ベビーポンチョ、タオル、よだれかけ、そちら

のセットです。そして、お尻拭き用のウェットシートの蓋ですね。普通のおしり拭きのパッケージですと、ぴらぴらの蓋でちょっと最後まで使い切るまでにばさばさになってしまうということが懸念されましたので、そちらのシートの蓋3枚セットのものとなっております。あとそれから除菌シート、蓋つきタイプのもの、こちらについては80枚入り、これの8品目となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 前回の説明のときに、災害や避難時使用も考えての内容というふうにお聞きいたしました。今の内容を聞きますと、そういうことだろうなというふうに思いますけれども、例えば授乳用のケープとか、それからキューブ型の粉ミルクとか、おむつ用の防臭袋とか、やはり災害のときだけではなくて、日頃も使って便利なものというのも必要ではないかなというふうに思います。例えば、母乳のお母さんでも外に出たときに、この授乳用のケープがあれば、授乳するところがなくても少し人目を避けても授乳ができるのではないかなというふうに思いますし、また、キューブ型の粉ミルクも大変軽くて、小さいものですので、これもいいのではないかなというふうに思います。また、おむつ用の防臭袋は、本当に入ると全く臭いがしないらしいです。私はまだ臭いをかいだことはないんですが、そういうことで、避難所でも、またどこかにお出かけするときでもこれを1枚持って行って、おむつ替えしたときにこういうものを入れるというのも必要かなというふうに思いますが、こういうふうなものを追加でといいますか、または今後入れる考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 支給用品の追加につきましては、今のところ考えてございませんが、今後の状況を踏まえて、検討になるのかなと、今のところは追加での支給は考えておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ほかのところのちょっと状況を見ますと、例えばその1つのパッケージを入れるものもただ箱に入れるのではなくて、リュックサック型のようなものとか、肩がけのバックとか、そういうものに入れてプレゼントするといいますか、例えばリュックサックのようなものは大体四、五千円くらいなんですけれども、広げるとベッドにもなるというような優れものもあるようでございますし、お母さんとしては肩にかけたり、背負ったりして、赤ちゃんを抱っこひもにつけて、どこかに避難するとか、どこかにお出かけするというのもまたそのリュックに関しては乳母車というんですかね、今乳母車って言わないのかな、そういうのにつ

けて移動するということも可能だというふうに思いますけれども、そういう入れ物も工夫されているのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 入れ物につきましては、先ほどお示しました品目の中には入っておりませんので、今のところは考えてございません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） しつこいようでございますけれども、新生児には第1子のお子さんとか、第2子、第3子のお子さん、それから女の子や男の子、対象は様々でございます。また、環境も違います。例えば第1子だと、もう生まれる前からおじいちゃん、おばあちゃんがいろいろなものを買って、準備するとか、第2子、第3子だとお姉ちゃんとか、お兄ちゃんのお下がりとか、そういうのもございます。いろいろニーズがあることでございますが、そのニーズに全て応えるのは難しいのは私自身も承知しておりますが、例えば出産する前、妊娠中に家庭訪問とか、それから妊婦健診とか、母子手帳交付のときに、赤ちゃんパッケージの支給のお話をして、1点だけ御希望のものを御家族の御希望の品を聞いて、それをパッケージに入れると、多分手間かもしれませんけれども、やっぱりそれを1つ頂いただけでも、相手は、頂いたほうはうれしいんじゃないかなというふうに思いますが、そういう手間をかける考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 支給そのものの期間も今年度という形でちょっと限られている関係上、ちょっと今の段階ではそのような支給方法は考えておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

2問目の1点目でございますね。インフルエンザワクチン接種希望者に助成をということでございます。今冬インフルエンザワクチン供給量は、約3,178万本、最大6,356万人分が見込まれております。これは4種類のウイルスに対応できるようになった2015年以降最も多いようでございます。厚労省は、予防接種法の定期接種の対象である65歳以上の高齢者や医療従事者、基礎疾患のある人、妊婦、乳幼児や小学校2年生までの小児の希望者に、10月開始と同時に早めに接種を呼びかける方針としているようでございます。新型コロナウイルスは全世代に感染の可能性のある感染症です。ワクチン接種の優先順位は今述べたようなことでございますけれども、コロナ禍において、希望する全員に対して接種料を助成することは大切なことではない

かなというふうに思いますが、再度町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 今、熊谷議員が申されたとおり、今般、重篤化に陥りやすい65歳の高齢者、基礎疾患のある方とか、あとは感染の拡大になりやすい小さいお子さんたちのほうを優先していくことにしております。それで町のほうでも高齢者にインフルエンザについては無料で接種できるようにということで、第1弾としてはそちらのほうから重症化、コロナのほうも高齢者の方が重症化に陥りやすいということですので、そちらを重点的にするというところで、町長の答弁のとおりでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 接種料負担については、町だけでは難しいことは承知しております。県保健所との絡みもあると思います。実際、今冬接種から接種料助成を実施することを決めた市がございます。その自治体は御存じのとおり富谷市でございます。富谷市の助成の考え方は65歳以上の人は1,500円を本人負担とし、これは従来どおりでございますが、65歳未満の希望者は、受けるときは今までは全払いでございましたけれども、10月1日から12月末日まで接種された方は窓口で一度全払いして、1月中旬に世帯単位で市の窓口申請する方法でワクチン接種料1回当たり1,500円、6か月児から12歳児は2回の接種なので、2回接種すれば1人3,000円を後日1世帯分まとめて指定金融機関に振り込む形式で実施するようでございます。富谷市も大分このことを決めるのには苦労されたようではございますけれども、実際にできている自治体がございますので、本町も考える余地があるのではないかなと思います、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 富谷市の状況は存じております。富谷市さんに関しましては、一応65歳未満の方についても一部助成という形です。本来はうちのほうの考えは65歳以上の方を全額無料でなるべく多くしていただきたい。重症化に陥らない65歳未満の方に関しましては、自己責任においてインフルエンザはワクチンを打ってもかかる人はかかります。あとインフルエンザは若い人であればきちんとした感染予防と、あとちゃんとした治療を受ければ、そんなに重篤化になるおそれが極端に少ないです。その辺も考えまして、高齢者のほうを重点にさせていただくということで、あと富谷市のやり方については、ちょっと他市町村ですので、答弁は差し控えます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 2点目のほうは、臨時交付金も使って、65歳以上は自己負担ないということで答弁、回答をいただきましたので、これは終わりにしたいと思います。

3問目に移りたいというふうに思います。

発熱外来のことです。近隣市町との首長会で発熱外来をとということでございますが、仙台市では、発熱患者に受診可能な診療所や個人病院を紹介する制度を7月1日から開始いたしました。県はこれに伴って、他自治体が取り組む発熱外来の開設を見送るといたしました。しかし、実態は相談センターから紹介されたと受診を希望しても、仙台市以外の居住地だと、もっと近くに受診できる病院があるのではないかと、リストには載っているけれども、その体制ではないと断られたり、まさしく発熱難民状態になる心配がございます。これが先ほどの町長の答弁だと、大分前の話ではないかなということでございますが、この私話を聞いたのは、7月の末頃の話でございました。やはり近隣市町にも相談できるというか、安心して相談して、受診できるような発熱外来を設置することはとても大切ではないかなというふうに思っております。でも、大崎市長のほうが県のほうに提案していただいたということでございますが、これは引き続き町の声として訴えをし続けるべきではないかなと思いますが、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 5月の末に、県下の首長さんたちから宮城県の方へお願いした際に、知事からも発熱外来について、第2波、第3波が来る前に、市町村と圏域の医師会が協力して早め早めに準備していただきたいと。圏域の医師会によっては首を縦に振っていただけない場合は、県に相談をいただきたいと。県からも医師会に対しお話をさせていただきたいと考えているという知事の回答でございました。ですから、前向きに宮城県としても対応していただけるのかなというふうなことで、特に今その要望をしておりますけれども、さらにその状況を見て、恐らく県市長会、あとは町村会、そういった形で今後も状況を見ながら要望をしてみたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2点目に移りたいというふうに思います。

PCR検査を簡単に受けられる体制をとということでございます。PCR検査は、保険適用となっております。しかし、個人が民間で検査をしようとする、3万円前後かかるとも聞いております。例えば、このようなお話を聞きました。会社員の方です。発熱を職場に伝えたところ、新型コロナウイルスに感染していないことが分かるまで出社をしないほしい。また、別

なケースでは、独り暮らしの年配の男性ですけれども、発熱がございました。一般の患者さんに気を使い、個人病院に行くのをためらった。かといってつらいので救急車を呼ぼうか迷ったんですけれども、結局最終的には自分の自宅で安静にして、治るのを待ったというようなお話もございます。これはこの方は完治したからよかったんですけれども、全国的なお話を聞いたりすると、我慢したことによって、重症化するという方もいらっしゃる、また亡くなった方もいらっしゃるようでございます。このような話を聞きますと、やはりPCR検査をもう少し簡単に受けられる体制が必要というふうに思います。PCR検査ができる近隣の医療機関、または診ていただけるようなそのような医療機関がこういうところがありますよというのを公表するのも併せて、県や医師会等に提案するべきではないかなというふうに思いますが、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、PCR検査なんですが、確定検査ということでこれ使われるものです。ある程度の症状があったり、あとは感染が疑われるとか、そういう人たちに使うものであって、ただ熱が出ただけで一晩寝れば治るような熱でも1回きりのPCR検査をやってもなかなか意味がございません。PCR検査は本当に重篤というか、4日間熱が続いたとか、あとは濃厚接触者であっても、PCRの陽性率というのは2%、宮城県ですと1.何%から2%の間で推移しています。全体的には一番最初のすごく厳しくしていた重篤なやつしかやっていないときであっても、6%でした。そしてならして今2.6%くらいになっています。2月1日から現在までにおいて。そのような状態で、これをPCR検査、本来であれば必要な人には絶対やってほしいです。ですが、ただただ熱がちょっと上がったと、37度5分になったということで、いちいちPCR検査していたら、検査がパンクしてしまいます。そういうこともございまして、一応は重篤な方のほうについてやっていただくという形で、今のところ提案することは考えておりませんということです。今般8月28日、国の感染予防の本部の決定で、検査体制の拡充ということ、こちらのほうは抗原検査といって、もっと簡単な検査の方法とか、唾液検査のほうもできるよということで、検査体制を拡充するということで国のほうで示していますが、清書でまだ来ていませんので、そういうので増えていけば、逆に要望するまでもなく、上のほうからなるのではないのかなという可能性もございますので、今のところは一応答えられるところはこの辺でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それはやはりお役所の意見だなというふうに思います。やはり実際にそ

うやって具合悪いのにどうしたらいいのかなというふうに思っただ変な思いをされた方も実際にいるわけでございますね。PCR検査で確かに1日や2日の発熱では受ける必要はないというふうに思います。ある方なんかは、ちゃんと相談センターに電話いたしまして、そうすると相談センターは、今どういう状況なのか、海外に渡航歴があるかとか、濃厚接触者がいるかとか、近くに感染した人がいるかとか、いろいろ問診があるわけですね。それを聞かれた中で、それでもあなたは感染のリスクが大分低いですよということで、普通の病院に行っても構いませんよということで、結局PCR検査が受けられないというような、結局証明が必要な方は、本当は受けたいわけですね。ところがやっぱり受けられないというような環境も実際に東京ともまた違って、特に宮城県とか地方のほうは本当にその条件に合った人じゃないとPCR検査を受けられないというのが今の現状でございますので、やはりその辺、国からこれからいろいろ規制緩和が出てくるかもしれないということでございますが、その辺をぜひ頭に置いていただければなというふうに、そういう困っている方がいらっしゃったということをちょっと頭に置いていただきたいと思いますと思ひまして、3点目に移りたいと思います。

3点目ですね、妊産婦さんのPCR検査ということで、これは分娩のときに産院のほうで無料でPCR検査を受けるということも私もちょっとニュースとかで承知はしておりましたけれども、その前に、例えばやはり今前にも話しましたように、ちょっと不安だなというふうになったときに、妊産婦さんがPCR検査を受けられるような、また、必要ですというふうになったときに民間でも受ける場合に、町のほうとして助成をすべきではないかなというふうに思いますが、その辺の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今のところは回答したとおり考えてはおりません。もう少しその辺の状況を見てまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、以上私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時30分の再開いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、2番小林倫明議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。小林議員、どう

ぞ。

〔2 番 小林倫明君 登壇〕

○2 番（小林倫明君） 2 番小林倫明です。ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

災害発生時の情報の発信方法についてであります。インターネット環境の普及により、ノートパソコンやスマートフォンなどで、移動しながらの情報収集や発信などができる環境が整っています。町からの素早い情報の伝達で、早期の避難や対処は可能であると考え、以下の5点を伺います。

1、町内外にいる町民の方々に、町からどのようなプロセスで情報の提供を行うのか。

2 目、その際に、町から提供する情報の内容はどのようなものか。

3 点目、災害時に、自主防災会から提供してもらう情報の種類はどのようなものか。

4 点目、防災メールとして、希望する町民の方々に直接情報を提供する考えはないか。

5 点目、防災の拠点である本庁舎や公民館などの避難所に公衆無線 LAN、小中学校に外部接続可能な無線 LAN を設置し、インターネット環境を用いて電話連絡や情報収集が各自でできる環境を整える考えはないか。

以上5点、町長の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 災害発生時の情報の発信方法について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、2 番小林議員の御質問、災害発生時の情報の発信についてお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の御質問、町内外にいる町民の方々に町からどのようなプロセスで情報の提供を行うのかについてお答えをさせていただきます。町では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかに警戒本部等の配備体制が敷けるよう、職員災害時初動期マニュアルを策定しており、配備体制の基準を設け、運用しているところでございます。議員御質問の情報の提供でございますが、本町では、大雨や土砂災害に関する防災情報の5段階区分、警戒レベル3の避難準備及び高齢者等避難開始情報を発表した際や、津波警報等避難所を開設した場合には、防災行政無線、町ホームページ、そしてエリアメール、さらに宮城県総合防災情報システムを活用し、周知をしているところでございます。

また、ソーシャルネットワーク、いわゆる SNS での配信については、ツイッターが有する

拡散性や即時性を生かし、町の災害情報等を発信することを目的に七ヶ浜町公式ツイッターでも発信できるよう今整備を進める考えているところでございます。

次に、2点目の御質問、その際に町から提供する情報の内容についてはお答えをさせていただきます。町から提供する情報の内容ですが、災害の種類によっても異なりますけれども、大雨や土砂災害に関する防災情報の5段階区分として、警戒レベルの公表や避難所の開設状況、道路の冠水状況などを周知しているところでございます。

次に、3点目の御質問、災害時に自主防災会から提供してもらう情報の種類についてはお答えをさせていただきます。各地区自主防災会から提供してもらう情報でございますが、避難所の開設の有無、避難者数、避難者の情報になります。また、避難所開設の際には、避難所の連絡員として町の職員が最低でも1名避難所に配置することになっており、その避難所の情報ややりとりは連絡員を通して状況の把握、避難所の状況、その他について連絡を行うこととしております。

次に、4点目の御質問、防災メールとして希望する町民の方々に直接情報を提供する考えはないかについてお答えをさせていただきます。1点目でも回答をさせていただきましたけれども、現在、SNSのツイッターの利用を考えており、進めておりまして、今後七ヶ浜町公式ツイッターで発信できるよう今整備を進めているところでございますけれども、災害情報を希望する町民の方は七ヶ浜町公式ツイッターにフォローをしていただければ、町がツイッターに入力した際には、自動的に配信されることとなりますので、情報取得を考えている方はツイッターの利用について今後周知してまいりたいと考えているところでございます。

次に、5点目の御質問、防災の拠点である本庁舎や公民分館などの避難所に公衆無線LAN、小中学校に外部接続可能な無線LANを設置し、インターネット環境を用いて電話連絡や情報収集が各自でできる環境を整える考えはないかについてお答えをさせていただきます。本町では平成29年度の総務省補助事業防災等に資するWi-Fi環境の整備を活用し、公衆無線LANサービスを整備しております。この補助事業は、避難所や避難場所における災害時の必要な情報伝達手段を確保することに加え、平時においては、観光関連情報などの収集を目的とし、町では、防災拠点施設である生涯学習センター、拠点避難所である七ヶ浜国際村とアクアリーナ、指定避難場所である多聞山公園のほか、来訪者が比較的多く見込まれる菖蒲田海水浴場パトロールセンター等、さらには花渚浜多目的広場、以上6か所に公衆無線LANを現在配置しているところでございます。また、この際、拠点避難所となる小中学校の体育館、指定避難所となる各地区の公民分館や、避難所への公衆無線LAN整備も検討いたしましたが、平時にお

ける利用が多くないことや、経費面でも恒常的に通信費用もかかることなどを理由に、見送った経緯がございます。

さて、災害発生時に限定した役場本庁舎や、地区公民分館及び地区避難所における無線LAN整備の必要性ですけれども、最近の大規模災害時の例では、各通信事業者の災害対応策として、避難所への通信を確保するためのWi-Fi設置や、追加データの購入料金を無償にするなどの取組もあるようですので、まずはこのような民間事業者の支援の動向も見てまいりたいと考えているところでございます。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　ここから一問一答になりますので、よろしくお願いします。小林議員。

○2番（小林倫明君）　では、1、2、3をまとめて質問します。

ホームページでの情報の提供という発言がありましたが、現在の町のホームページ上には、防災緊急情報などのアイコンがないため、災害発生時などに差し替えが可能なのか、また、常時設置して認知させる必要があると思うのですが、町の考えをお聞かせください。

○議長（岡崎正憲君）　政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君）　現在運用している方式としましては、災害専用、災害時において災害専用のページをアップしております。ホームページのトップページにそれを貼って、見ていただくということで運用をしております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君）　小林議員。

○2番（小林倫明君）　通勤、通学などで、町から離れている町民に対しての情報提供は先ほど言ったツイッターのみということでよろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君）　政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君）　現在、検討を進めて、準備を進めておりまして、昨年度から行っておりますけれども、まず、ツイッター、一番の拡散性があるということを非常に迅速だということもございます。本年8月には公式ツイッターの運用ポリシーと公式ツイッターに関する運用ガイドラインを整備しております。9月末までには運用試験を行いながら、情報発信をツイッターで行いたいと思っております。ただ、ツイッターといいましても、ホームページの災害専用ページに必要な情報は載せますので、最終的にはそちらのほうを見ていただくという流れになってございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　小林議員。

○2番（小林倫明君）　災害発生時には、避難所のほうに職員を1名配備するとのことでしたが、

災害が起きた場合、トラフィック制限などにより電話が繋がらない状況などが想定できますが、どのような方法で連絡を取るのかお答えいただきたいです。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの御質問にお答えいたします。連絡員につきましては、無線機を1台携帯して、そちらのほうでやりとりをすることになってございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○2番（小林倫明君） それでは、次の質問に移ります。（「4番目ですね」の声あり）はい、4番目です。

防災メール代わりとしてツイッターを導入するとのことでしたが、災害情報などのほかに不審者情報や行方不明者などの情報を提供している自治体もありますが、本町において、情報発信内容が決まっていれば、どのようなものがあるのかお聞かせください。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（萩野繁樹君） 現在、運用を進めて、整備を進めているのは災害情報にのみ限定したツイッターということで考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○2番（小林倫明君） 次の質問に移ります。5点目に移ります。

セッ浜避難計画においては、内容を抜粋しますが、避難施設の整備の中で、避難所の機能性の確保とあり、インターネットなどを利用した災害情報を取得する情報端末の整備とあります。現在は、スマートフォンなどが普及していることもあり、情報端末の配備の必要性は少ないと考えられますが、データ使用料を抑えるために、携帯回線の通信容量を低く抑えている方々が多いと思われます。地区避難所に、公衆無線LANを設置することで、避難中の情報収集や連絡などがしやすくなると思われますが、町の考えを再度伺います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほど私の回答もしました町内に6か所無線LANのWi-Fiの環境を整備してやっています。ただ、菖蒲田とか、かなり利用すると、それぞれ利用できないのがありますし、あとは多聞山なんかでは大分私もちょくちょく行っているんですが、駐車場とかにいっぱい人がいて、ちょっと様子を見ますと、ゲームとか、映像を見ていられる方がいます。実際に本当の災害時に利用できるものであれば、平時に、そういった無料のもので、そういったものを利用している方が多いということ、それを町民の皆さんが負担しているということもありますので、その通信環境を本当に災害時でも必要なものかどうなのかということ、

そして避難所なんかでも常時利用する方がいるかというのと少ないと、それに大体1か所当たり十五、六万円の通信料がかかりますので、そういったことも含めて、そして屋外にもどんどん配備すると、逆に町内の人よりも町外の人に来て、そこで利用されている方が多いというふうなことも見まして、そういった平時での利用に対しては一般の方は自分のその通信料を利用して、払っていただいて、そして災害時では今民間のそういったSNSの業者さんはパケットのリミッターを外して、それで配信できるようにというふうなことも考えているようですので、できればそういった形で対応したいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○2番（小林倫明君） それでは以上をもって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで、休憩いたします。午後1時ちょうど、午後1時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番、日本共産党、木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので、3問について伺います。

第1の質問は、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料助成含む）についてであります。

冬期間の暖房用の灯油代は、高齢者等の非課税世帯にとって経済的負担が大きく、厳しいものとなっております。そこで、地域住民の福祉向上の点から1点を伺います。

1点目は、町では平成19年度と平成27年度に非課税世帯に対し燃料助成利用券を発行していましたが、今年の冬に再度高齢者等の非課税世帯に対し、灯油代（燃料助成含む）の一部を助成する考えはないか、伺います。

第2の質問は、後づけ安全運転支援装置設置費の助成についてであります。

各家庭にある自家用車は、何をするにも私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器となっております。しかし、昨今、高齢者ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故がマスコミ等の報道によりクローズアップされているところであります。

しかしながら、田舎ならではの都合上、また一身上の都合により、どうしても車が必要な高

齢者が一定数いることは確かな事実でもあります。

また、2025年には団塊の世代と呼ばれる世代の方々が75歳以上の後期高齢者になり、同時期には日本の人口の約30%が65歳以上になると予想される超高齢化社会に突入する見込みでございます。

そこで、高齢者ドライバーの運転を支援するため、以下4点を伺います。

1点目は、町内の65歳以上で70歳未満の人数を伺います。

2点目は、町内の70歳以上の人数を伺います。

3点目は、高齢者交通安全対策で導入したドライビングシミュレーターを使用した高齢者の反応を伺います。

4点目は、高齢者ドライバーに対し、自動車への安全装置、既存車に後づけで設置する国土交通省の認定を受けているペダルの踏み間違い急発進抑制装置に要する費用の一部を助成する考えがないかを伺います。

第3の質問は、介護保険料の所得段階についてであります。

昨今、コロナウイルスの影響で視察等も個人的には実質自粛しているところでございます。しかし、町の議員として、見識を深めることや研さんを積むというのは非常に重要となりますので、最近では自分の町の例規以外にも他の自治体の例規も参考にさせていただき、勉強させていただいております。

そこで、気づかされたことや疑問がありましたので、今回は65歳以上の介護保険料の所得段階に関連して、以下5点を伺います。

1点目は、10段階ある介護保険料の各所得段階別の人数を伺います。

2点目は、本人が住民税課税で、前年度の合計所得金額が300万円以上350万円未満の現在の人数を伺います。

3点目は、本人が住民税課税で、前年度の合計所得金額が350万円以上400万円未満の現在の人数を伺います。

4点目は、本人が住民税課税で、前年度の合計所得金額が400万円以上500万円未満の現在の人数を伺います。

5点目は、介護保険制度の改正は来年度ですが、本町の現在の計画の進捗状況を伺います。

以上3問を私の一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料助成含む）について、第2問、後づけ安全運転支援装置設置費の助成について、第3問、介護保険料の所得段階について、

回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村議員の1問目の御質問、非課税世帯への福祉灯油助成についてお答えをさせていただきます。

「今年の冬に高齢者等の非課税世帯等に対する灯油代等の一部助成の考えはないか」についてでございますけれども、例年に比べ燃料高騰の状況にはないこと、それに加え国または県による補助金交付等の動きはないことから、現時点において灯油代などの燃料助成を行う考えはございませんが、引き続き情報の収集に当たってまいりたいと思います。このことを1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、後づけ安全運転支援装置設置費の助成についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、「町内の65歳以上で70歳未満の人数を伺う」についてお答えをいたします。

令和2年8月1日現在のものとしてお答えをさせていただきます。人数は1,566人となります。

次に、2点目の御質問、「町内の70歳以上の人数を伺う」についてお答えをさせていただきます。

1点目と同様に、令和2年8月1日現在のものとしてお答えをさせていただきます。人数は4,160人となります。

次に、3点目の御質問、「高齢者交通安全対策で導入したドライビングシミュレーターを使用した高齢者の反応を伺う」についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、町では今年度、ドライビングシミュレーターを導入し、運用しているところでございますが、6月から随時町民の方に体験していただいております。7月11日から8月30日までの土日祝日の期間は、国際村において体験会を実施しております。

現在、108名の方が体験をしておられます。

体験された方の約8割の方が高齢者で、体験動機や体験後の感想を伺ったところ、体験動機については「自分の運転脳年齢が知りたかった」と、また、「少し衰えを感じてきたので、試したかった」という方がほとんどでございました。

体験後の感想としては、「周囲が見えていないので、気をつけたい」、また、「運転するときの集中力に気をつけようと思った」「思ったより悪くてびっくりした」「難しかったが、よ

い経験ができました」などの感想が寄せられております。

また、再度体験したいか伺ったところ、全ての方が「また体験をしたい」ということでございました。

今後の展開については、既に老人クラブとは協議しており、希望する地区については町から出向いて、体験していただく予定となっております。

ちなみに、本日午後から松ヶ浜地区での体験会を催す予定になっております。また、今月の9月27日は境山地区からの申込みがございました。

今後、体験会を地区に出向いて行うことにしておりまして、幅広く町民に周知して、高齢者の運転寿命の延伸につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目の御質問、「高齢者ドライバーに対し、自動車への安全装置に要する費用の一部を助成する考えはないかについて伺う」についてお答えをさせていただきます。

高齢運転者に係る交通事故情勢につきましては、宮城県内では74歳以下の運転者が原因となる交通事故は過去10年間で約4割減少しておりますが、75歳以上の高齢運転者が原因となる交通事故は横ばいの傾向にございます。

また、本町の運転免許保有者が昨年起こした交通事故は58件ございます。年代別に見ると、70歳代が12件と全体の2割を超える数字であり、宮城県と同様の傾向にございます。

議員御質問の安全装置に要する費用の一部の助成でございますが、県内では今のところ1つの町で、自動車に後づけ安全運転支援装置を設置した高齢者に対し補助金を交付している自治体がございます。

また、国でも高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、経済産業省による自家用自動車を対象とした安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び国土交通省による事業用自動車を対象とした安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金、いわゆるサポカー補助金と言われるものでございますが、そういった補助金がございます。これは、安全運転サポート車両の購入補助や後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置導入補助の2種類の補助制度であり、普及啓発がされておりますので、さらに状況や詳細を調べてまいりたいと思っているところでございます。

本町におきましては、まずはドライビングシミュレーターにより運転意識の向上、交通事故の減少対策、さらには運転寿命延伸のための取組を実施しているところでもございますので、さらにそういった制度も調べながら、検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。

以上を2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、介護保険料の所得段階についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、10段階ある介護保険料の各所得階層別人数についてお答えをいたします。

令和2年度、第1号被保険者数の合計人数5,718人の内訳についてお答えいたします。その内訳は、第1段階604人、第2段階350人、第3段階353人、第4段階1,061人、第5段階1,154人、第6段階757人、第7段階716人、第8段階386人、第9段階219人、第10段階118人、合計5,718人になります。

次に、2点目から4点目の御質問、前年度の合計所得階層別の人数についてお答えをさせていただきます。

令和2年度第1号被保険者数のうち、前年度の合計所得金額300万円以上350万円未満の人数は96人になります。

前年度の合計所得金額350万円以上400万円未満の人数は72人になります。

前年度の合計所得金額400万円以上500万円未満の人数は51人になります。

次に、5点目の御質問、計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする七ヶ浜町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画は、本年度が計画策定の年度であり、現在、策定作業を進めているところでございます。7月に第1回介護保険運営協議会を開催し、計画の骨子を定めたところでございます。その骨子は、「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念とし、「住み慣れたまちで暮らす」「健康寿命の延伸」「介護保険事業の充実」の3つの基本方針を軸として、年度内に計画を作成する予定でございます。

以上を木村議員への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 第1問目の再質問をさせていただきます。

今年の冬は、高齢者が新型コロナウイルスの影響で、室内で過ごす時間が過去にないほど多くなるのではないのでしょうか。毎年の冬とは違い、光熱費に財政的体力が消耗することが十分に予想されます。今年の冬に向け、特別な冬に向けて、高齢者を含めた非課税世帯への生活支援を行う考えはないのでしょうか。再度伺います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、福祉灯油とかの助成についてどうかということなんですが、燃料状況を資源エネルギー庁の外郭団体である石油情報センターとかの資料を見ますと、さほど燃料

は高騰はしていないというふうなこと、そしてまた国のほうでもそういった福祉政策が打ち出されてもいないということで、過去そういった国の福祉政策に基づいてやった経緯はございすけれども、現段階ではサーチャージとかそういったこともございませんで、それを助成する考えは今のところ持っておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第2問目の再質問をさせていただきます。

議長、1点目と2点目をまとめて質問させていただきます。

65歳以上と70歳以上の普通自動車免許の運転免許保有者数を町では把握しているのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 65歳から69歳の免許保有者数は1,322名でございます。

70歳以上の方の免許保有者数は2,029人でございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目の再質問に参ります。

当初、ドライビングシミュレーター導入の目的は運転寿命の延伸等の支援と回答されておりましたが、体験者の人数の目標設定はされているのかどうか、伺いたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 導入当初の目標数ですけれども、一度ドライビングシミュレーターを体験される時間がお一人約20分から30分かかります。それで、1日に賄える人数も大勢ではないということで、今年度は9月末まで100名と想定しておりました。しかしながら、先ほど町長の答弁にもございましたとおり100名を超える方が体験していただいたということで、前期分の目標には達していると考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今回のコロナウイルスの影響で、フル活用できない状況が続いているわけではありますが、リース期間がどんどん迫ってくるわけでもあります。現在の契約期間である3年のリース期間のみで十分なその導入の目的が果たせると考えているのか、回答を求めたいと思います。期限、これは極めて足りないんじゃないかということでございます。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） コロナ禍であまり動けないというのは確かでございます。しかし、各地区を歩くだけではなくて、こちらといたしましてもいろんなところに常時設置したりして、体験数を増やしていこうと考えてございます。

それと、3年経過後のことにしましては、まず様子を見てから、その後のことはもう少し考えていきたいなと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 私も体験させていただいたんですけれども、大変想像以上にいいものでございました。私は、当初自分の運転は20代ぐらいで出るんじゃないかなと思っていたんですけれども、30代後半で出たんですね。でも、若かったんですよ、出たのが。うれしくて、1週間壁に飾ったんですけれども、コロナの終息に合わせて少しずつ、当初は避難所や公共施設で大人数で体験するという目的でございました。これからもどんどん増えてくるとは思うんですが、体験者の運転を高齢者が椅子に座って見学できるように、既存のドライブレコーダーのモニター以外に、大きなモニターを別に設置できないかなと思うんです。これはなぜかと申しますと、極めて実物の車に近いわけです。人数、回数を増やしていけば、今回の質問になるんですけれども、やはり踏み間違いとか、そういったのがもちろん多く出てくると思います。先ほど「不安だった」とか「悪かった」とかいろんながあると思うんですが、例えば踏み間違いでしたらば、起こるシチュエーションというのは大体駐車場の中とか、結構決まってくるわけです。それによって、他人のを見るとというのは極めて勉強になると思うんです。実際やっているのを見ると、こうやってやっているわけじゃないですか。そうすると、周りの方はこうやって見ているんですね。そうやっているのと、高齢者の方はかなり腰もきついでしょし、幅だって見る人数も限られているわけなので、やはり延伸のためにはそういったちょっと工夫も必要なんじゃないかなと思うんですけれども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 議員さんのおっしゃるとおりでございまして、担当の職員がその大きさ、どのぐらいまで耐えられるかということで、今検討に入っております。画面ではなくスクリーンで映そうかなということで、今検討を重ねているところでございまして、画面よりも大きくなるということで、検討をしているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 私もスクリーンのほうがいいんじゃないかなと思っていたんですね。

4点目の再質問に参りたいと思います。

ペダルの踏み間違い急発進抑制装置は、装置と設置費用で合わせて約9万円の費用がかかるそうでございます。そこで、先ほど1つの町と言いましたけれども、大和町さんでは高齢者ドライバーに対して9万円を上限にして9割の補助を支援しております。現在は、サポカー補助金の支援も約半分ありますので、高齢者ドライバー1人に対して実質4万5,000円の補助の支援をしているそうであります。

詳しく大和町さんにお話を聞いたところ、現在の状況を確認させていただいたんですが、6月から申請を受けて、8月末、8月27日ぐらいで56件ほどの申請があるそうです。担当者の方が言うには、「申請件数のペースとしては、1日約1件のハイペースで申請が来ております」とのことでございます。続けて職員の方が、「大変大変御好評いただいております」とのことです。これは大変需要がある施策でございますね。町長、1日1件の申請が来るハイペースですよ。大変好評な施策でございます。

そこで、運転寿命の延伸を行うのであれば、安全装置の設置費の助成など、もっと踏み込んだ施策を、この鉄道も国道もない町に町民は望んでいるんじゃないでしょうか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 確かに補助金がありますけれども、大和町さんは結構な財力のある町でございます。トヨタ自動車もございますし、いいと思います。ただ、我が町といたしましては、今ドライビングシミュレーターを導入した年でございますので、もう少し、先ほど町長の答弁もありましたが、官民連携で今施策を練っている段階でございますので、その動向も踏まえながら判断していきたいなと考えてございますので、よろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 再質問させていただきます。

国がせっかく高齢者ドライバーに対して現在サポカー補助金で安全装置に約半分の金額を補助しているわけですから、非常にもったいなく、何とか広く活用できないかと町の議員としては考えるわけであります。

そこで、本町の運転免許保有者数、先ほど何のデータで言われたのかちょっと不明なんですが、私宮城県警のホームページで調べてまいりました。運転免許人口、令和元年度12月末現在、県警ではこれが最新でございます。ちなみにこれはバイクも入っておりますので、正確ではないので、そこら辺は御了承ください。によりますと、本町の運転免許保有者数の合計は、県警

では1万3,042人、令和元年度12月末現在ですね。そのうち、65歳から69歳は1,340人、70歳以上74歳は1,014人、75歳から79歳は590人、80歳から84歳は262人です。そして85歳から89歳は80人いらっしゃいました。そして、90歳以上は何と3人の方がいらっしゃいました。実際免許の申請のみの、多分運転はされていないんじゃないかなとは思いますが。

ちなみに、余談にはなりますけれども、県内の90歳以上の運転免許の保有者数は、令和元年12月末現在で1,635人だそうです。人生100年時代というのを極めて実感する数字だなというふうに思いました。

話は戻りますけれども、先ほど70歳以上の人数で4,160人ということでございましたけれども、町内には結構な数の高齢の運転免許保有者の方、先ほど読み上げたようにいらっしゃいますので、他の自治体とすっかり同様にというのはちょっと難しいものだと思います。

そこで提案なんですけど、本町では高齢者ドライバー、70歳以上がさっき2,029人とおっしゃいましたけれども、県警では1,949人いらっしゃるんですね。それを対象に、期間はサポカー補助金の期限内のみ、そして自治体補助は2万円、結果、本人の負担、持ち出しを約3万円で実施する考えはないでしょうか。ハードルが上がったことで、申請が3分の1来たとして650人です。それがあつたとして、約1,300万円。地域福祉基金にはまだ8,000万円以上ございますので、何とか高齢者ドライバーへの安全運転のお守りとして、検討できないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まだ県内の自治体で、今議員さんおっしゃったように6月から8月までの2か月間の実施状況だというふうなこと、そしてその辺をさらに調査を進めてまいりたいと思います。確かに国の補助制度がありますので、そういった部分ではいい促進にはなるかもしれませんが、まずはそういった状況を見ながら、例えば交通安全協会とかいろんな団体とかともお話をさせていただいて、その有効性等についても調べてまいって、検討を加えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 某、黄色い帽子の大手カー用品店では、国土交通省の認定を受けている安全支援装置、これなんですけれども、本体価格と設置費用込みで4万1,800円であるそうなんです。これはサポカー補助金を利用した場合2万1,800円で、約2万円で既存車に装着可能なそうであります。大手カー用品店の店員さんの話では、他の商品と比較しても具体的には性能に大きく変わりはないそうであります。

そこでまたまた提案なんですが、本町では高齢者ドライバーの年齢を70歳以上を対象に、期限はサポカー補助金の期限のみ、そして自治体補助は1万円、結果、本人負担の持ち出しが約1万円でなら実施する考えはないでしょうか。私がお金を出すわけじゃないんですけれども、妥協して、1万円であれば基金の持ち出しが、申請が3分の1の650人あったとして、約650万円です。これであれば十分実現可能ですし、年金暮らしの方でも手が出やすいんじゃないでしょうか、町長。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは補助があるからそれをやればいいと、それだけじゃなくて、高齢者の安全運転施策をやっぱりじっくりと見ながら考えていきたいと。まだ今年ドライビングシミュレーターも進めたばかりであるというふうなこと、それで本当であれば新型コロナの関係がなければもうちょっと大々的にやれたんですが、ちょっと残念なんですけれども、密を防ぐためにはどうしてもあまり人寄せができないというようなこと、それと併せて高齢者の体力とか反射神経とかいろんな部分も含めて、単純にドライビングシミュレーターじゃなくて、それも一緒にやるという考えだったものですから、その辺の状況、データを蓄積した上でいろいろ考えてまいりたいということで、さらに今議員御指摘のそういう制度もあるということで、それがどうなのか、さらに詳しく調べてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 前向きな答弁をいただいたんじゃないかなと思います。

しかし、サポカー補助金の予算というのは1,127億円なんです。国は、申請締切り前でも申請総額が予算額を超過した場合には募集を終了するというふうに公表しております。現在、コロナウイルスのために5月ぐらいまで延びているそうなんです、しかし高齢者のほとんどの方々は年金で生活を立てているわけですから、自動車の安全装置がとってもいいものだとわかっていても、なかなか財政的に簡単に手が出せるものではありません。先ほど申しましたように、期限がございますので、そこで町長には、大変高齢者から好評である補助金ですので、サポカー補助金の継続と補助額の増額を、国はもちろんのこと県にも広域連合の要望としてぜひとも上げていただけないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほども申しましたが、県内で1自治体の実施してまだ2か月足らずというふうなことでございます。その辺の詳細を調べて、検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第3問目の再質問をさせていただきます。

議長に申し上げます。1点目と4点目をまとめて再質問させていただきます。

60歳以上の介護保険料の所得段階に関連して、第1号被保険者の介護保険料の所得段階なんですが、本町の介護保険料の対象者の所得段階は、先ほど回答していただいたように10段階で構成されております。しかし、他の自治体と本町を比較した場合、所得の段階が決して同じではないというところに着目いたしました。例えば仙台市を例にとると、仙台市は13段階であります。富谷市ならば12段階、隣の塩竈市、多賀城市が11段階、そして本町は10段階でございます。仙台市さんと富谷市さんを本町と比較した場合は、人口の多さと高所得者の方の割合が多いためなのか、どちらの市も最上位の段階で対象の設定を本人の前年度の合計所得金額が1,000万円以上とかなり高くしてありました。当初は本町との比較ではあまり参考にならなかったんですが、しかし対象の設定が11段階で、最上位の対象所得金額が本町と同じ500万円以上である塩竈市と多賀城市を本町と比較した結果では、本町では対象の段階が300万円から500万円未満が同じ9段階目にまとめられておりました。先ほどですと219人の方がいらっしゃいました。まとめられているのに対して、塩竈市と多賀城市は9段階目に300万円以上400万円未満、10段階目に400万円以上500万円未満と対象が別段階に分けられておりました。最上位の段階で1,000万円以上を想定している富谷市さんでも、ここは分かれているんです。300万円以上400万円未満と400万円以上500万円未満、ここを別段階に分けているんですよ。でも、本町はこの部分を細分化しなかった理由を伺います。極論を言えば、本町では300万円と500万円を同じ段階に入れた理由、これを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 通告の内容ではございませんが、うちのほうの介護保険料の段階について簡単に説明させていただきます。

うちの町は10段階、今議員さんが御説明のとおりでございます。これはどういうふうな10段階にしたかという話なんですけれども、国の基準が1段階から9段階ございます。これは全くと一緒です。うちの町はそれに10段階目を追加したといった形になっています。国のほうですと、9段階目が300万円以上となっておりますが、うちのほうはそれに500万円というのを追加したということで、追加した分が1段階増えているといったことでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 300万円の所得の方からすれば、約500万円の方と、449万9,999円なんですけれども、所得の開きで、同じ保険料を賦課されることに違和感が生じるというのは当然な

ことじゃないでしょうか。単年度で見た場合、所得の開きの差というのは約200万円です。でも、例えば65歳から70歳まで5年間働いた場合、これ極端な一例になるんですけども、300万円の方は5年間で所得総額1,500万円です。一方、500万円の方は65歳から70歳までの5年間の総所得額はざっくりとですけど2,500万円ですよ。その差は約1,000万円にも及ぶわけであります。介護保険制度の仕組みに賛成、反対の以前の問題として、適正な段階の応能負担というものに鑑みた場合、公平で適正と言えるのか。感慨深い問題だと思うんですが、町長、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員に申し上げます。現在の質問の中では、少々この趣旨から外れているところもございますので、その辺は注意して質問してください。（「はい」の声あり）

現在の質問に対しまして、回答をいただけますか。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） あくまでも国の段階が9段階になっているということでございます。町のほうはそれに10段階目、500万円以上を追加したという仕立てになっております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今回は、現状の制度の所得段階への指摘のみにとどめさせていただきたいと思います。

これで3問、私の質問を全て終わりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時ちょうどに再開いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、10番遠藤久和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔10番 遠藤久和君 登壇〕

○10番（遠藤久和君） 10番遠藤久和でございます。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

1点だけですので、よい回答をいただければすぐ終わりますので、よろしく。

まず、道路危険箇所への対策についてであります。

議会報告懇談会において、交通事故が懸念される場所への安全対策について3月議会におい

て質問いたしました。危険箇所の多くの共通点は、自動車のスピード抑制の問題であり、前回、立体路面標示の対策も有効ではないかと提案いたしました。しかし、住民の信号機設置や横断歩道の設置などの要望では、現況ではなかなか対応が難しいという点も承知しております。

そこで、地区の方々より要望が強い下記の3か所についての対策を伺うものであります。

まず1か所目、菖蒲田の中田団地方面からの県道との交差点、2か所目は笹山地区から下る小豆浜とのT字路交差点、そして3か所目は汐見台郵便局と役場方面からのT字路交差点、これに対しての町としての安全対策というものを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 道路の危険箇所への対策について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番遠藤久和議員の御質問、道路の危険箇所への対策についてお答えをさせていただきます。

今回提示されました3か所につきましては、町の防災対策室と建設課に現場を確認するよう指示をさせていただきました。「場所によっては、これまでも事故が発生している場所であり、事故が起きやすいと懸念される場所でもある」といった報告を受けております。

御指摘の箇所は、いずれも県道との取付部であり、管理者の宮城県仙台土木事務所とも協議をさせていただきましたが、県としての対応は「時間を要する」との見解でありました。

今後の対策につきましては、今年の議会3月会議でも回答いたしましたが、まず該当箇所の各地区の区長さん、そして町交通安全協会の皆さんと話し合いをし、また塩釜警察署と協議して、路面標示が適当なのか、ほかに方法があるのか、そういったアドバイスをいただきながら、対策をできるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

今後も本町の交通死亡事故ゼロを継続して、伸ばしていくためにも、町内道路の危険箇所解消は必要だと考えておりますので、積極的な形で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和君） 時間を要するが積極的に取り組んでまいりたいという町長の回答でございました。

というのは、私も汐見台線とあの田んぼの、中田のほうから来るあそこ、実はあそこで私の息子が20年前に一時停止違反の車にはねられたわけです。それで、あの辺の安全対策をお願いしたわけですが、夜突然電話が来て、うちの高校1年生の息子が車にはねられたのでという電

話があったときには、もう血の気が引いたというか、そしてすぐ駆けつけたときに、車のフロントガラスがもうクモの巣のようになって、救急車に乗っていた我が息子の顔を見たときに、血だらけで、足はひん曲がって、そういう状況でありました。今でもそれをやっぱり思い出しますよ。たまたまはねられて、田んぼに落ちたから助かりましたが、あれが道路に落ちていれば即死でした。そういう事故があそこではあった。その後も安全対策はしましたが、結構事故はやっぱり起きているんです。今回の3か所というのは、各地区の区長さんとかそういった方々から何回も言われている、指摘されている場所です。いずれあそこは大きな事故があるぞと。小さい事故はもう現在起きている場所もありますので、時間がかかるというのがどの程度時間がかかるのか、その辺がちょっとあれなんですけど、加害者が同じ町内の方で、今でも会うんです、やっぱり。20年たっても、その顔を見るとこの辺がざわつくんですよ、やっぱり。今でも時々夢に出てくる。昨日、息子とその話をちょっとしたんですけれど、やっぱり自分も夢に出てくるそうです。車の免許証は持っているんですけども、いまだに運転はしていないんです。怖くて。そういう状況なので、とにかくこんな狭い町内なので、加害者と被害者が必ず会うような状況を私は絶対つくってほしくないということで、前向きな回答と言えば回答だと思うんですが、ただどの程度時間がかかるのか、やっぱりある程度は示していただきたい。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それにつきましては、私も現地、とりあえず3か所、見させていただきました。いずれも本当に県道との接続部というふうなことで、確かに議員さんおっしゃられるとおり危ない状況ということです。ですから、役所の縦割りじゃないですけども、できるだけ県にもお願いしますが、町道と県道との接続部、もしくは町道部分については、町で早速やりたいと思います。ただ、もし県道のほうにも路面標示の何かをしてもいいという管理者の意見があれば、町も積極的に対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和君） 宮城県でも、路面標示とかそういったものがまだ対策が遅れているんですね。なので、やはり県の力も絶対必要なので、そういった対策というのを県のほうにも、やはり同じような箇所が県内にいっぱいあるわけですから、ただ、今の基準では対応できないというようなことで、今まではずっと待っていたりしましたけれども、そんなこと言ってたらね、人が死んでからじゃ遅いんですよ。8年間無事故、死亡者がいないということですが、これが明日、あさってに1人亡くなったらとんでもないことになるので、今町道のほうは町長から素早く対応するということですが、再度県にも、県議会議員とかいらっしゃるわけですか

ら、そういった働きかけで、やっぱり県のほうにもそこを興味を持っていただいて、何らかの対応をするというような働きかけをしていただきたい。最後に町長、その回答をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 路面標示とかはどうしても公安委員会との協議がありまして、勝手に何でもやれるというふうなことじゃなくて、横断歩道一つ取ってもなかなか、すぐ町がやりやすいと言ってもやれない状況もありますけれども、本当にそういう危険箇所については急いでやりたいと思いますし、県ともさらに詰めて、早速その状況を伝えて、対応してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○10番（遠藤久和君） 今以上の答えはもう出てこないと思いますので、私は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

第1の質問は、介護報酬のコロナ特別措置に伴う利用者負担増額分等の支援を求めるものがあります。

7月より新型コロナウイルスの感染症予防に取り組む介護事業者に対し、厚生労働省が介護報酬の上乗せを認める特例措置を実施いたしました。コロナウイルス感染予防に尽力されている介護事業者への経済的支援として、一定評価するものでありますが、その内容が利用者にとって理不尽な介護制度となっていることから、特にデイサービス事業を例に以下の5点について伺うものであります。

1つは、介護報酬の上乗せを認める特例措置とはどういう内容なのか、説明を求めます。

2つは、要介護3でデイサービス（1回7時間から8時間）を利用した場合の通常の介護報酬額と特例措置の介護報酬額は幾らになるのか、伺うものであります。

3つは、前項の要介護3でデイサービス（1回7時間から8時間）を月12回利用した場合の通常の介護報酬額と特例措置の介護報酬額は幾らになるのか、伺うものであります。

4つは、感染予防に係る費用は、他の感染予防対策と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの公費で対応する考えはないか、伺うものであります。

5つ目は、利用者負担の増額分について、町独自の支援を行う考えはないか、伺うものであります。

第2の質問は、ロタウイルスワクチン定期接種の無料対象児を8月以前生まれにも対象とすることを求めるものであります。考えはないか、伺うものであります。

10月からロタウイルスワクチンが公費による定期接種となりました。定期接種の対象児は、8月以降に生まれた子供からとなっております。厚生労働省のホームページの記載内容では、初回接種は出生後14週6日までと記載されていることから、14週6日の対象となる7月及び6月出生児も公費の対象とすることを国に求めるとともに、町独自の支援を行う考えはないか、以下の4点を伺うものであります。

1つは、厚生労働省は同定期接種が14週6日まで有効と言いながらも、8月以降の出生児に定めた根拠について伺うものであります。

2つは、公費定期接種前の接種費用平均額と、接種費用に対する町の支援費用があれば、その説明を求めるものであります。

3つ目は、令和元年及び令和2年直近の月の接種状況について説明を求めるものであります。

4つは、出生後14週6日以前生まれの乳児への接種に町独自支援をする考えはないか、伺うものであります。

第3の質問は、学校の新しい生活様式に基づくレベル2・3地域の学級編制を、当局での実施を求めるものであります。

5月1日に「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」が行われ、「感染症等に対する教育活動の再開の取り組み」について提言を行っております。

さらに、4月2日には全国知事会、全国市長会、全国町村会連名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を發表し、その中で「(1)少人数編制を可能とする教員の確保」などについて国に求めていることから、町として全国に先んじて少人数学級の実施を求めるべきと考え、以下の4点を伺うものであります。

1つは、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準に伴う七ヶ浜町の感染レベルは幾らなのか、そしてその基準内容について説明を求めるものであります。

2つは、文部科学省が示したレベル2・3を本町で実施するとしたら、現年度で試算すると教員の加配は何名必要なのか、各学校ごとに説明を求めるものであります。

3つ目は、職員加配に必要な人件費は幾らなのか、説明を求めます。

4つ目は、町独自による少人数学級を実施する考えはないか、伺うものであります。

以上、第1回目の質問とし、町長及び教育長の説明を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、介護報酬のコロナ特例に伴う利用者負担増額分の支援を、第2問、ロタウイルスワクチンの定期接種の無料対象児の拡大を、について回答を求めます。寺澤薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、私のほうから2問、回答させていただきます。3問目は教育長さんに回答をいただきたいと思います。

12番歌川議員の1問目の御質問、「介護報酬のコロナ特例に伴う利用者負担増額分の支援を」についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、介護報酬の上乗せを認める特例措置の内容についてお答えをいたします。

本件、6月1日に厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」として通知があったものでございます。具体的には、介護サービス事業所において介護支援専門員と連携の上、利用者から同意が得られた場合は介護報酬区分を2区分上位の算定とすることを可能とするものでございます。これは、まずは利用者の同意が必要であることから、同意が得られない場合は2区分上位の算定とすることはできないこととなっております。

現段階での状況としましては、町としても詳細について把握できていないのが現状であります。

次に、2点目と3点目の御質問、要介護3でデイサービスを利用した場合の通常の介護報酬額と特例の介護報酬額の比較についてお答えをさせていただきます。

1回7時間から8時間を利用した場合の1回当たりの介護報酬額は、通常8,870円、特例9,520円で、650円増となります。

12回利用した場合の介護報酬額は、通常10万6,440円、特例ですと10万9,040円で、2,600円の増となります。

補足しますと、特例で認められる範囲は4回まででありまして、5回目以降は通常報酬の算定となります。

次に、4点目の御質問、感染防止の費用に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてお答えをさせていただきます。

本件、6月19日付で厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の

実施について」として、県を通じ、各介護サービス事業所に対し通知がなされているところでございます。具体的には、感染症対策に必要な物資の確保について対象経費を支援するというものであり、まずはこちらを活用いただきたいと考えているところでございます。

次に、5点目の御質問、利用者負担の増額分について町独自支援を行う考えについてお答えをさせていただきます。

1点目で申し上げましたとおり、本制度により介護報酬区分を2区分上位の算定にするためには、まずは利用者の同意が必要であり、利用者負担の増額に御本人が同意しなければ増額されないという判断があると思います。

また、今回の特例措置に伴う介護報酬の増額分を利用者に負担させるという制度設計に對しまして、これは問題があるのではないかといった意見、私もそう思うところであります。今後、制度の見直しが国でされるのか、注意して見ているところであります。

また、現時点では町の独自支援として増額分を補助するという考えは持ってはございませんが、厚労省などの今後の動きがどうなるのか、注意して見てまいりたいと思います。

以上を1問目の回答とさせていただきます。

2問目の御質問、「ロタウイルスワクチンの定期接種の無料対象児の拡大を」についてお答えいたします。

1点目の御質問、「国が定期接種の対象を8月以降の出生児に定めた根拠について説明を」についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、ロタウイルス感染症が定期の予防接種となることにつきましては、令和2年10月1日に施行される「予防接種法施行令の一部を改正する政令」に基づくものでございます。

国で定めた根拠につきましては、国が公表している資料では、ロタウイルスの標準的な接種期間は今後2か月からにすることや、安全性の観点から生後14週と6日を越えた初回の接種を促進することについては好ましくないことから、定期接種対象者は令和2年8月生まれ以降の者とするということにされておまして、予防接種の有効性や安全性が大きな理由であるというふうに思っております。そのように理解しております。

次に、2点目の御質問、公費定期接種前の接種費用平均額と町の支援費用につきましては、任意接種である予防接種は各医師会と契約を締結しておりません。接種を希望する方がそれぞれの任意の医療機関で接種するものでございます。そのため、各医療機関の接種費用について、町では把握しておりませんので、定期接種前の接種費用平均額についてはお答えできかねると

ころでございます。

また、定期接種となる10月1日以降のロタウイルス感染症の予防接種費用につきましては、現在費用の額を含め各医師会と契約締結の事務を進めている段階でありますので、現段階では具体的な金額をお示しすることはできませんが、概算費用を今回の補正予算に計上しておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、3点目の御質問、令和元年及び令和2年直近月の接種状況についてお答えいたします。

任意接種の予防接種は、2点目で申し上げましたとおり接種を希望する方がそれぞれ任意の医療機関で接種するものであります。そのため、接種状況につきましても町で把握することができないものでございます。

次に、4点目の御質問、出生後14週6日以前生まれの乳児への接種を独自支援する考えについてお答えをさせていただきます。

定期接種は、予防接種法に基づき市町村長が行うこととされているもので、その運用については厳格に定められているものであります。定期接種として認められない予防接種の費用を町独自で助成することは、ワクチンの有効性、安全性を正しく御理解いただく上でも適当ではないと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第3問「学校の新しい生活様式に基づく「レベル2・3」地域の学級編制を」について、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） それでは、歌川議員の3問目、「学校の新しい生活様式に基づく「レベル2・3」地域の学級編制を」の1点目、「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準に伴う七ヶ浜町の感染レベルは幾らですか。その基準内容を説明してください」についてお答えいたします。

初めに、文部科学省が本年8月6日付で策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」によります学校の行動基準内容について御説明いたします。

まず、レベル3については、生活圏内の状況が特定警戒都道府県に相当する感染状況である地域であります。

次に、レベル2については、生活圏内の状況が、①として感染拡大注意都道府県に相当する感染状況である地域、②として感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、感染

経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間注意を要する地域であります。

そして、レベル1については、生活圏内の状況が感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2に当たらないものであります。

以上のことから、本町については感染レベルが一番低いレベル1であると認識しております。

次に2点目、「国が示したレベル2・3を実施するには、現年度で試算すると教員の加配は何人必要ですか。各学校ごとに説明してください」についてお答えいたします。

レベル2・3における身体的距離の確保で示されている児童生徒の座席の間隔は、できるだけ2メートル程度（最低1メートル）となっております。そこで、本町としては、最低1メートルという基準に照らし合わせてみたところ、小中学校合わせて9クラスの追加が必要であったことから、教員は9人の増員が必要になります。内訳としては、亦楽小学校3人、松ヶ浜小学校1人、汐見小学校1人、七ヶ浜中学校1人、向洋中学校3人です。

次に3点目、「教員加配に必要な人件費は幾らですか」についてお答えいたします。

教員の平均給与を1人年額で約500万円程度として計算しますと、9人で約4,500万円程度であるというふうに考えております。

次に4点目、「町独自による少人数学級を実施する考えはありますか」についてお答えいたします。

感染症予防に伴う児童生徒間の十分な距離を確保できるようにするため、少人数学級が望ましいということは十分に理解できるところでありますけれども、3点目で回答したとおり、多額の経費が必要になることや、現在宮城県内では病休等の代替教員の配置も十分になされていないなど、なかなか教員の応募者が少ないという教員不足の問題もこれまた抱えております。

以上のような財政的な面と教員確保の面から考えますと、町独自で少人数学級を実施することは現実的に非常に難しいというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） では、1問目から再質問させていただきます。

まず、今町長が示したとおり、2区分上位で算定できると。そして、数十回利用しても4回までというような状況であります。インターネットなんかで示されている介護区分のA群、B群という資料の中で、こういう中身になっています。先ほど町長が示したように、B群は887

単位、金額にすると8,870円ですけど、それが2段階上になって9,520円、自己負担1割で952円になります。そういう仕組みがこの中身になっているんですね。それも、今町長と私が言ったように12回、または土日を除くと22回かな、利用しても4回までしか上位加算ができない、そういう制度なんですね。だから、各事業者に入るお金はそんなに多くもないんですね。ということで、この状況だけ説明させていただきました。

そして、今町長の説明にあったように、これは加算できるのは施設利用者の同意、本人または家族の同意が必要なんです。じゃあ同意が得られなければどうなのやということになると、それは加算できないということになります。

先ほど町長が最後に言いました、私もこの制度については問題があると思うということで、回答が返ってきました。そこを伺おうかなと思ったのですが、そこはそういう考えだということで、理解させていただきます。

そこで伺いたいのは、介護度が違う人、特にデイサービスの利用者というのは主に要介護2から3の人が多いんです。そうすると、今まで要介護3の人が7時間、8時間利用して、朝の9時から夕方の4時半頃まで利用していたのが、何で9時間、10時間の料金を取られなければいけないのということ。同意を得る、得ないじゃなくて。介護保険制度でも、それぞれの単位が決まっているんです。介護認定者の利用時間も。それが特例として、七、八時間しか利用していないのに架空の10時間を請求される、こんなでたらめな制度というのではないと思います。これは一部的には事業者さんの収入増になるから、さっきも冒頭に言いました、あるんだけど、でも利用者から見れば、やってもらってないサービスに金を払っているということなんです。やっぱりそれは国の制度として何とかしなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、改めて町長、問題があると言いましたけれども、その仕組みについてもどうなのか。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、今1と2も含めてお話しになっているというふうに理解してよろしいですか。

○12番（歌川 渡君） これは1点目だけ。

○議長（岡崎正憲君） 1点目の内容としての質問ですね。

○12番（歌川 渡君） はい。確認。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も先ほど制度設計にちょっと問題があるんじゃないだろうかというふうなことを言わせていただきました。確かに悩ましいのが、利用者の同意を得るという、そこがネックでございまして、その辺を町として把握がし切れない部分がございます。ですから、

あくまでも2つ上位の報酬を得られるというのは、新型コロナの対応事業所というふうなことで対応しているので、利用者の皆さん、2区分上位にさせていただきますというふうなことなんですが、ちょっとこれは役所としてもなかなか、今の町の状況も対応できないと。ただ、1か月単位でケアマネージャーさんとサービスの協議をすることになっていますので、今度は利用者がケアマネージャーさんとどう対応したらいいのか、その辺をそれぞれ相談していただかないと、町としてこうするああするというふうなこともできないもんですから、ちょっと難しい。ただ、これはやっぱりできれば制度設計をしっかりともう一度見直していただくとありがたいなと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） では、2点目に行きます。

先ほど町長から口頭で説明がありました。新型コロナウイルス対策の報酬の特例、1回8,870円が9,520円、650円の増になります。自己負担は1割。こういう状況であります。その中身については、サービスの内容が伴わない増額であるということを改めて示させていただきました。

3点目について質問いたします。

では具体的に、先ほど町長の説明でもありました、通常12回すると1万6,440円、自己負担は1割になります。そして、特例になると12回利用しても4回までしか加算できないということなので、残りの8回は887円の自己負担の金額というふうになるので、こういう矛盾が生じる。月額については260円、これは町長が口頭で説明した中身です。そのように、改めて矛盾する負担の中身になっているということを説明させていただきました。

次に、4点目に移らせていただきます。

地方創生臨時交付金でできないかということであります。先ほどの説明では、6月19日の国からの通達で、利用もできるということであります。国としての施策を事業者が十分利用するというのは、悪いことではないと思います。

町長も御存じかと思いますが、国が示した、内閣府の地方創生推進室が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例、その中の35に社会システム維持のための衛生確保事業というのがあるんです。その3行目に、介護関連施設、その他とあって、社会生活を維持するために必要な施設における感染症対策に係る消毒や施設整備を実施するために必要な経費の一部を支援すると。私、町内の何か所かの介護施設を訪問させていただきました。当然高齢者の方が一つのテーブルを囲んで、その中に役場と同じように幕を、壁を作って、それ

でお互い飛散しないような対策を取っているんですけども、そういう経費も実際かかっている。そして、出入りについては検温したり、消毒したり、マスクを忘れた方については提供したりとか、そういうことをやっているの、この制度そのものは御存じであるかと思えますけれども、確認だけ。御存じでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういう制度があることは、見ております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私も以前に床屋さんとか美容室さんにもこういう形で支援できないかということで提起したこともありますけれども、この事例集にもありますので、今後第三次なんかもあるかもしれませんので、ぜひそのときは十分な施策を求めたいというふうに思います。

そして、今後第三次の補正があると仮定して、もし対応するとしたら、こういう人たちに補助するとどのぐらいかかるのやということで、私試算してみました。令和元年度の介護保険事業実績を参考に作りました。主要な施策の成果と資料編の181ページ、これを基に作らせていただきました。通所介護サービス利用状況、年間利用件数4,468件、利用回数、月4万744回、1人当たりの利用回数が9.2回。ということであると、この9.2を3で割ると3回なんですね。そうすると、3回までは取れるということなので、冒頭に言いました、デイサービスを利用しているのは主に要介護の認定が2と3の方が多いんです。その方の介護の給付額の平均を取ったら、約935円。1割として。現役並みの人もいるかと思うんですけども、その人は無視して、935円掛ける3で2,805円。それを4,408件にすると1,236万4,440円。もし歌川議員の言ったようにやっぺといった場合は、このような給付額が増えます。そして、その9割が町負担なので、約1,112万7,996円になります。

次に、5点目に移ります。

では自己負担はどうかというと、0.1掛けるんですね。そうすると、利用者への支援負担というのはわずか。これ1年間ですよ。来春には終わるかもしれないけれども、とりあえず1年間した場合は123万6,444円で済むんです。補正で出ているGIGAスクールなんかにかかるよりは、こうやって人を生かす制度にしたほうがいいのかなというふうに思いますが、そういうことを含めて、4点目と5点目ですね、ぜひ事業の実施を考えないか、伺いたいと思います。4点目、5点目を含めて。

○議長（岡崎正憲君） 4点目、5点目をまとめて、事業実施のことで。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この制度設計といいますか、利用者への支援となっていないというのが

まずネックで、これをきっちりとやっぱり見直してほしいというふうな思いでございます。

そして、今歌川議員さんから提示いただきました数字がありますが、なかなか町としても把握し切れていないと。デイサービスの利用者がどれくらいとか、あとは同意者がどれくらいいるのかとか。あとは、サービス利用でも、ケアマネージャーと相談して、報酬区分が上がることによってサービス利用が下がることが懸念されます。ですから、そういった実態が把握できないうちは、これをやるとかやらないとかではなくて、もう少しその辺を見ていきたいと思えますし、歌川さんのほうでも働きかけていただいて、この制度の改善も少し見ていただきたいと思えます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後に、施設事業者、やはり同意を得られていない利用者もいるそうあります。そして、施設によってはやはりほかで受入れ難い、そういう方は介護度が高いことによって利用料の負担が増える。その施設では土日を除いた週5日利用しているそうあります。そうすると、この人には事業者そのものが同意を求められない。求めることによって、限度額を超えて10割負担になっちゃう。そういう利用者もいるということをやはり町として把握して、実際に事業者が困っている、利用者の負担になっている。コロナウイルス感染対策のために国が加算した特例措置なので、これはやはり公費で負担するのが当たり前じゃないかと、そういう立場に立って今後進めることを希望して、次に移ります。

2問目に移らせていただきます。

1点目、これについては先ほど町長もお話しされました。厚生労働省が作っているロタウイルスワクチンの定期接種への同意に当たっての具体的な規定について、その中で表の3段目に基準的な接種期間、初期接種は生後2か月から生後14週6日まで大丈夫なんだということになると、10月から始まるので、8月1日だったら2か月の60日だから8週間なんです。極端に言うとなね。なので、あとの6週はどうなのっしょといったら、その前に生まれた人なんですよ。なので、14週6日まで接種していいよと、初回。何で7月、6月の人にしないんですか。町長、矛盾を感じないでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらの制度につきましては、定期接種を行うに当たり、歌川議員も御承知のとおり厚生労働省で定期接種の安全、有効性というところをもって8月に生まれた方から10月にとということで、先ほどの町長の回答のとおり町では理解しておりますので、繰り返しとなりますが御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これも厚労省です。インターネットでも、別な表を見ますとロタウイルスワクチンQアンドA、2020年8月出生の方についての注意事項ということで書いてあって、その中で当然8月1日生まれからだよということを書きながら、最後に初回接種は出生14週6日までとするというふうにきちんと書いてあるんですよ。そういう点では、極端に言えば6月19日ですよ、10月1日をゼロ日とすると、14週6日は6月19日以降の人は対象になるんです。ということで、法的な根拠というのを、改めて安全性、初回接種が2か月から14週6日までいいんだよと、それまで1回目の接種、その接種薬剤については2回、3回ありますけれども、そういう点で改めて基準が安全だからということなのか、であればこの14週6日というのはどういう根拠で初回接種していいということなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 14週6日まで初回接種をしないと推奨している理由につきましては、15週を過ぎた場合、このワクチンを接種したことによる後遺症が懸念されるリスクが大きくなるということでございます。ですから、14週6日までとなってはおりますが、2か月以降、早めの接種をお願いしますということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ初回接種を14週6日までにしてくださいというのは、どうなんですか。標準的な接種期間ですよ。これは課長が言われるように生後2か月までとしてくださいと訂正させなきゃいけないじゃないですか、課長。これは我々住民が誤解するものじゃないですか。どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 2か月までではございません。生後2か月以降、出生14週6日までとなっておりますので、2か月を過ぎてからの安全性が認められ、有効だということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 繰り返すよ、だから。私ちょっと今語弊があることを言いました。生後2か月から生後14週6日までが標準的な接種期間なんだよ、そこまでは接種してもいいんだよということなんでしょう。そして、今度は公費になった。しかし、14週6日まで認められるのに、今回予防法では2か月までしか認められない。そこで伺います。七ヶ浜で6月、7月に…、分かりました。そこで1点目については理解しました。

2点目、3点目については、説明で資料を取っていないと、把握していないということなので、4点目に移ります。

出生後14週6日以前に生まれた人への対処ということで、じゃあ具体的に6月19日から対象になるんじゃないのということで私説明しました。そこで、本町における6月、7月に生まれた子供の数について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 申し訳ございません。今手元にその資料がございませんので、後日提出させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 7月には7人、6月には5人出生しております。しかし、6月は19日以降ですので、極端に言えば5人のうち2人ないし3人が対象になる可能性も十分にある。そうすると、国が8月1日以降しか認めないよということで、子供が公費接種します。ところが、七ヶ浜町においては約10名の子供が、受けようとする約2万円ないし1万5,000円の自己負担がかかる。これは14週6日という規定を示してあるのであれば、リスクを伴うのであれば、こういう表示をさせないような行政人であるべきと思うんですけれども、課長、どうでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず、特定の疾病などでやむを得ず定期接種を受けることができなくなったときなど、特別の事情が認められる場合を除いて、原則として定期接種とならない予防接種について町が費用負担をすることは今のところはございません。

また、特別の事情があるとして、定期接種として認めますよとなった場合においても、国への報告など予防接種の制度は有効性、安全性の観点から厳格に運用されるべきと理解しておりますので、繰り返しの答弁になりますが、定期接種ではない予防接種に対し、町が費用負担することは今のところ考えてはございません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 厚生労働省の公式のホームページですよ、これに基づいて国がこの期間は安全な接種期間だよということを示しているわけでしょう。そして、行政は上部団体のいろんな文言のことを検証しながら実施して、住民の生活と健康を守っていくわけでしょう、命を。そうであれば、こういうものを自分たちとしてどう住民の健康を守れるのかということ解釈

して、独自なり、または国なりに修正または改善を求める立場になっていかなきゃいけないんじゃないですか。そういうことを申し上げて、3問目に移ります。

3問目について、1点目、町はレベル1だということであります。

2点目と3点目については説明がありました。

そして、4点目の質問をさせていただきます。

教職員の成り手がない、確保が難しいということでもあります。私は、教職員もきちんと正規職員にして、臨時とかパートとかそういう安上がりの勤務体系、雇用体系じゃなくて、年収500万円ぐらいだったら臨時か何かだと思うんですけどね、正規職員として雇用すれば、安定した収入が確保されるということで、教員の申込みが来ることも十分考えられるんじゃないでしょうか。その点、どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 教育にパートや臨時はないということもありますけれども、現実の問題として任命権者は県でありますから、県のほうで出てこない。もちろん出てこないのを、県の言っていることをこちらが口を開けてただ待っているというわけではなくて、こちらはこちらとして必要なことだということで、我々教育長の段階でも、また校長会の段階でも、またそれぞれの首長の段階でも、いろんな段階で県や国に強く申入れは毎年のようにやっております。しかし、残念ながらその改善がなかなか見込まれていないというのが現実のところなんです。ですから、そこが国や県の問題としてあるということです。

町としては、先ほどるる申し上げましたように、財政的な問題がこれまた大きいんです。それを抜きにして、あるべきことがいいことだなということでやりたいものの、それに裏づけをする金がないということをほぼり出してやって、いいことだけ先に進めようというわけには、行政としてはちょっと無謀なやり方じゃないかなというふうに思うんです。ですから、我々としては財源的な措置が取れるようなことがあれば別ですけども、そうでない限りは町として踏み込むのはちょっと難しいかなというふうに思っているのが正直なところなんです。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 若干は理解しました。

やはり今言ったように財政的なものを伴うので、そう簡単にできるものではありません。そこで、今回のコロナ禍の中でやっぱり教育行政も国の施策も変わってきているということで、動いているのかなというふうに思います。

その前に、古い資料ではございますが、平成22年、約10年前ですね、文科省が取りました、望ましい学級規模、小中学校属性別ということで、これは保護者と教職員にアンケートを取ったそうです。約1,000人近くですね。インターネットで。そして、やはり学級編制については保護者も教職員も当面は26人から30人が望ましいんじゃないかというのが、今から10年前に出ていました。そして、具体的に少人数をやっている自治体、または教育現場で、少人数学級の指導と教科の評価を、平成17年、文科省で調査しました。これについても、特に学習、生活指導でとてもいいと思うと、少人数学級の指導についてもやっぱり少人数であれば先生が子供に行き届いて、余裕を持った教育ができるということが示されているのではないかなと、そういう声が確認ができていないかなと思います。

そこで、先ほど言いました、じゃあ国はどういうことに動いているかということ、文部科学省は8月19日に初等中等教育の在り方について議論している中央教育審議会が開かれたそうあります。そこについては、やはり今回のコロナ禍を巡って現在の1クラス、国では小学校1年生のみ35人、七ヶ浜町では中学校1年生は独自の編制ということではありますが、その学級編制では密接・密集が回避できないことが問題となったと。学びの遅れや子供のストレスに対応するきめ細やかな指導体制を実施する上でも、少人数学級の実現を求める世論が大きく高まっていると。骨子案でも、「少人数に対応した新時代の教育環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を図る」ということで、国と文科省の中央審議会特別委員会がまとめた。

そして、これとまた別に政府の教育再生実行会議が8月25日に首相官邸で開かれたそうあります。ここでも安倍首相、退任しますけれども、冒頭、「ポストコロナ期において、子供たちを誰一人取り残すことなく、学びを保証していくことが何よりも重要。少人数による指導体制などを改めて検討する必要がある」と発言、そして萩生田文部科学大臣も「1人の先生が40人に目を配るのと30人や35人に目を配るのとでは、人数が少ないほうが目が行き届く」というふうに言っているそうです。

そして、萩生田さんは1か月前の7月20日に「少人数学級を目指すべきだ」と。普通教室の平均は64平米、正しくは64.88だと思っんですけども、「身体的距離を確保しながら40台の机を並べることはできない」と指摘、「新たな感染症が起きたときに、それはとてもできない。40人学級は無理だ」と語ったということでもあります。

そういう点も踏まえて、教育現場としてもぜひ県、国に対して要求を求めていく考えを最後に伺って、私の質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） 時間外になりましたので、教育長からの回答だけをいただきます。武田

教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほどからるる申し上げますように、私どもの一番の要求は定数改善なんです。教職員の人数を増やせと。つまり、別な言葉で言うと定数改善だと、定数を増やせということが要望の第1番なんです。しかも、毎年その要望は続いています。続いているだけじゃなくて、それに要望を強めて、交渉しているということなんです。そのところが突破できないと、現在の教育の現状を考えるとちょっと大変だなというのが我々の反面の危機感なんです。そういう意味で、我々の危機感も含めて、定数を改善していくということについては今後も頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。（「お互いに頑張りました。終わります」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時15分から再開いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

質問は3問ございます。

1問目、GIGAスクール構想についてになります。

新型コロナウイルスの感染者は再び増加しており、学校現場も感染拡大の第2波、第3波への備えが求められており、オンライン授業などのICTを活用した学習をするための整備が急務となっております。

8月の町の広報に記載があったとおり、GIGAスクール構想関連事業などによるICT環境の構築に必要なタブレット端末を児童生徒全員が活用できるよう整備する予定とのことから、以下の2点を伺います。

1点目、宮城県教育委員会が各校へ展開しようとしている「G Suite for Education」がありますが、本町では具体的にどのようなプログラムの構築を考えているのか。それに伴って、教員のICT活用能力の向上をどのように図っているのかを伺います。

2 点目、6 月中に七ヶ浜町教育委員会教育総務課より各家庭のインターネット接続環境について調査をする児童生徒の家庭におけるインターネットを活用した学習環境のアンケートが配付されましたが、その結果の概要や今後の見通しについて、いまだ報告がないと聞いております。今後、何らかの要因で臨時休業の措置を取った際、全児童生徒に配付予定のタブレット端末を利用した学習を行うことも考えられますが、インターネットに接続できない家庭がある場合、どのように対応していくのかを伺います。

2 問目、小中学校少人数学級化についてでございます。

新型コロナウイルス対策を行いながら、小中学生の学びや学校生活を保証するためには、少人数学級化の必要性が高まっております。密を避けるためにも、町内の学校の教室の広さを考慮し、そしてきめ細やかな指導体制を整えるためにも、30人以下学級が望ましいと考えますが、学級編制の標準の見直しについて本町としての考えを伺います。

3 問目、海岸及び近隣駐車場などの散乱ごみ防止策に伴うごみ箱設置とバーベキュー場の開設について。

今年は残念ながら新型コロナウイルス感染予防のため、海水浴場は開設中止となりました。遊泳も禁止となっていました。毎日多くの人が訪れておりました。遊泳禁止やバーベキュー禁止の看板、そしてごみの持ち帰りを啓発する看板も設置されておりますが、目を疑ってしまうほど毎日多くのごみが砂浜や海岸、駐車場に投棄されております。

多くの町民、そして町外の方もボランティアで浜清掃や近隣駐車場のごみ拾いを行って来ておりましたが、ごみを投げていく人が後を絶たないため、すぐにたくさんのごみが散乱してしまっている状態でありました。このような悲惨な状況を回避するため、以下の2点を伺います。

1 点目。ごみの持ち帰りを啓発する看板は設置されておりますが、昨今、その看板は全くと言っていいほど効果がなくなっています。花火、瓶、缶、ペットボトル、バーベキューの網やその本体のコンロ、そしてパックに入ったままの肉類や食材、調味料、食べかけのまま放置される食品、そして使用後の紙おむつなど、目を疑ってしまうものが投棄され、散乱しております。海水浴場や砂浜、海岸では、日常的には到底行えないような行動を少なくない人が取ってしまうようであります。人々の道德心に頼って、「ごみは持ち帰ってくれるであろう」では散乱ごみは減らないと考えます。

今後、ごみの散乱をなくすため、海水浴場や砂浜、海岸、近隣駐車場にすぐにごみであふれることがないような大きめのごみ箱やごみ集積所を設置する考えがないか、伺います。

そして2点目。現在、砂浜ではバーベキュー禁止となっていますが、上記でも述べたようにバーベキュー用具や食品、食べ残しの投棄が後を絶たない状態です。せっかく海に来たのだから、海を見ながら、海水浴をしながら、家族や友人とバーベキューをしたいと思う気持ちはよく理解できます。本町では、バーベキューをすることができる施設は生涯学習センター敷地内のキャンプ場のみとなっています。七ヶ浜に遊びに来たのだから、浜辺で楽しみたいと考える方々のために、そしてごみ散乱を減らすために、有料のバーベキュー場を砂浜もしくは海岸に近い場所に開設する考えがないか、伺います。

以上3問の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、GIGAスクール構想について、第2問、小中学校少人数学級化について、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） それでは、佐藤直美議員の1問目、GIGAスクール構想についての御質問の1点目、「宮城県教育委員会が各校へ展開している「G Suite for Education」があるが、本町では具体的にどのようなプログラムの構築を考えているのか。それに伴って、教員のICT活用能力の向上をどのように図っているのか」についてお答えします。

佐藤直美議員御承知のとおり、宮城県では宮城県教育委員会と仙台市を除く県内の市町村教育委員会を会員とする「みやぎGIGAスクール構想の実現に係る連絡協議会」を今年度設置し、第1回の連絡協議会が7月1日に開催されました。宮城県としては、その中でこれまでの教育実践の蓄積とICT（情報通信技術）を組み合わせ、学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が求められているとして、ハード整備に加え、基盤整備の一環としてコミュニケーションツールの導入が必要であるとの見解を示し、宮城県として「G Suite for Education」の教育ツールを基に、ICT教育の推進を図っていくという説明がありました。「G Suite for Education」の教育ツールには主に6つの機能がありますが、それらの機能を使いながら、授業で有効に活用していくというものであります。

そこで、佐藤議員御質問の「具体的にどのようなプログラムの構築を考えているのか」についてでありますけれども、タブレット端末を使った授業やパソコン関係に精通している先生方と、各学校の授業での実際的な活用方法について話し合ってみたところ、多くの教科で活用でき、さらに多種多様な活用ができることが分かりました。

その多種多様な活用方法を大きく3点に整理してまとめてみますと、1つは一斉学習の場で活用できるということです。2つ目は、共同の学習で活用できるということです。3つ目は、

個別学習でも活用できるということです。この整理された3つの学習それぞれについて、具体的にお話ししたいと思います。

1つは一斉学習で活用できるということですけれども、例えばタブレット端末上にそれぞれの子供たちの意見や考えを述べ、次にお互いの意見や考えを見ながら、一つの課題解決に向けて主体的で対話的に、しかもスピーディーに双方向型で活用ができるという学習です。

2つ目は、共同学習で活用できるということです。例えばグループ学習で、グループ内での分担や共同による作品の製作等に活用できるという学習です。特に今では総合的な学習の時間での七ヶ浜探検というのに有効に働いているというふうに思っております。

3つ目は、個別学習で活用できるということです。例えば一人一人の習熟の程度に応じた学習や情報収集、写真や動画等をインターネット等で検索し、独自の調査、学習活動ができるということです。また、個別学習の発展した学習に活用するということもできます。例えば家庭学習や遠隔地学習や不登校の児童生徒の学習にも活用できるということです。

さらに、英語コミュニケーション学習でも広く活用できるということです。例えば家庭でのやり取りの簡単な会話をタブレット端末に映像化し、それを授業の中で持ち寄って、子供たちの中で父親役、母親役、子供役と役割分担をして、それを英語でやり取りの会話をし合ったり、英語で説明し合ったりする等々の活用なら、今の七ヶ浜町内の小学校中学年以上なら、少し時間をかけるだけでできるのではないのかなというふうに想定しております。

また、中学生ぐらいであれば、姉妹都市であるプリマスの子供たちとの交流促進も可能だと考えております。子供たちも、ふだん学習している英語コミュニケーションでリアルタイムに顔の見える交流ができれば、大いに自信がつき、大変有意義な国際交流と英語学習につながるのではないかと考えております。

以上、いろいろな活用方法の幾つかの例を説明しましたが、改めてどの教科、どの領域でも活用ができ、その活用の内容も多種多様で、児童生徒たちの活動や思考経過が端末に記録をされ、その記録を教師が次の時間の指導に役立てることができるということなど、児童生徒たちの学習道具としても、また教師の教材解釈としても、ともに有用なものだと理解して、強く推進しようと考えております。

また、教員のICT活用能力の向上をどのように図っているのかについては、これは一番に力を注ぎたいというふうに考えております。現段階で町内の教職員全員に対してICT活用能力の向上に向けた取組を行っているわけではありませんけれども、既に町内の各小中学校から暫定的に推薦していただいた先生方で組織する（仮称）ICT授業研究会の中で、有効な活用

方法やほかの教職員の能力向上に向けた取組等について既に協議を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の「6月中に七ヶ浜町教育委員会教育総務課より各家庭のインターネット接続環境について調査する児童生徒の家庭におけるインターネットを活用した学習環境のアンケートが配付されましたが、結果の概要や今後の見通しについていまだ報告がない。今後何らかの要因で臨時休業の措置を取った際、全児童生徒に配付予定のタブレット端末を利用した学習を行うことも考えられるが、インターネットに接続できない家庭がいる場合、どのように対応していくのか」についてお答えします。

まず、6月に行った各家庭でのインターネット接続環境についてのアンケート調査についてですが、これは文部科学省からの調査依頼を受け、町教育総務課が緊急的に行ったものであります。

アンケート調査の対象としては、町内の小学4年生から6年生の児童と中学生全員を対象に行いました。

調査内容については、接続方法がADSL回線や光回線、モバイルWi-Fi、スマートフォンやタブレットなど、何らかのインターネット接続環境があるかどうかを調査するものであります。

初めに、小学校3校のアンケート結果については、回収率が473人中422人で約89.2%、その422人のうち、何らかの接続環境があると回答した児童が415人で約98.3%、接続環境がないと回答した人数は7人で約1.7%でありました。

次に、中学校2校の結果については、回収率が477人中441人で約92.4%、その441人のうち、何らかの接続環境があると回答した生徒が424人で約96.2%、接続環境がないと回答した人数は17人で約3.8%でありました。

今回は小学1年生から3年生を除くアンケートであったことや、回収率が100%でなかったことなどから、本町の児童生徒における家庭でのインターネット接続環境を完全に把握している調査結果ではありませんが、全体的な集計結果としては950人中839人、約88.3%がいずれかの接続環境があると回答した状況であります。ただし、このインターネット接続環境については、卒業や入学の関係上、毎年児童生徒が少なからず入れ替わることや、家庭でのパソコンやスマートフォンなどの導入状況が毎年変わることなどから、毎年必要に応じて調査を行う必要があるというふうに認識しております。

よって、佐藤議員御指摘のとおり、今後何らかの要因で臨時休業の措置を取った際のインタ

ーネットに接続できない家庭への対応についても、関連することでもありますので、令和3年度に改めて家庭でのW i - F i 接続環境に関するインターネット接続調査を実施したいというふうに考えております。

次に、御質問の「今後何らかの要因で臨時休業の措置を取った際、全児童生徒に配付予定のタブレット端末を利用した学習を行うことも考えられるが、インターネットに接続できない家庭への対応について」であります。その中の全児童生徒に配付予定のタブレット端末ということについては、例えば家庭でのオンライン学習などを行う場合であっても、現段階では全児童生徒に配付するわけではなく、全くインターネットに接続するための機器を保有していない家庭などに限定して貸与するということになると想定しております。よって、今後そのような家庭に対するタブレット端末の貸与規定を作成していく中で、インターネットに接続するためのモバイルW i - F i についても検討していきたいと考えておりますが、モバイルW i - F i については仮に町で準備し貸与するにしても、毎月の通信料の費用負担が発生しますので、その負担は利用者なのか、町なのか、利用者負担の場合、保護者の理解が得られるのか、町が負担する場合、ほかの家庭の通信料負担との不公平が生じるけれども、その対応はどうするのかなど、いろいろと検討する必要があるというふうに思っております。どのような方法がよいのか、よりよい方法はどれがいいのか、今後先進事例等を参考にしながら、対応策について検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、2問目の小中学校少人数学級化についての御質問にお答えします。

まず、学級編制の現状についてお話しさせていただきます。

国で示す学級編制の標準においては、小学校1年生が1学級当たり35人、小学校2年生から中学校3年生までは1学級当たり40人であります。

宮城県では、学級編制の弾力化を実施しており、小学校2年生と中学校1年生において1学級当たり35人で編制しております。

まとめますと、小学校1年生・2年生、中学生1年生が1学級当たり35人、その他の学年は1学級当たり40人を上限としてクラス編制を行っているということになります。

40人学級であります小学校3年生以上中学校2年生・3年生につきましても、少人数の学級で編制したいという思いが強くあり、文部科学省をはじめとする各関係機関に対し、全国市町村教育委員会連合会等を通じて学級編制標準化の見直しについて強く要望しているところであります。

一方、町独自で少人数化を実施することについては、先ほど回答しましたとおり、多額の経

費が継続的に必要なことであり、財政が厳しいということ、さらに教員の成り手不足により募集を埋めることがなかなか難しいということがあります。しかしながら、引き続き国や県に対し定数増について強く働きかけを行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 第3問、海岸及び近隣駐車場等の散乱ごみ防止策に伴うごみ箱設置とバーベキュー場の開設について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、3問目の御質問、海岸及び近隣駐車場等の散乱ごみ防止策に伴うごみ箱設置とバーベキュー場の開設について、お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「海岸におけるごみの散乱をなくすため、海水浴場や砂浜、近隣駐車場にすぐにごみであふれることがないような大きめのごみ箱やごみ集積所を設置する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。

本町には、春から秋にかけての3シーズン、海岸部に大変多くの方が余暇を楽しみに訪れております。その中には、ごみをそのまま捨てていかれる人も多々見受けられるところでございます。

反面、捨てられて散乱したごみを、多くのボランティアの方や地元住民の方が拾い集めていただいております、この行為に対し深く感謝を申し上げるところでもございます。

御質問の大きなごみ箱やごみ集積所の設置につきましては、本来自分で出したごみは自分で持ち帰るべきものであると考えており、町が設置する考えはございませんが、砂浜におけるごみ等に関しては、海岸管理者であります宮城県に回収する責務があると思われまので、管理する宮城県仙台土木事務所に設置等を含め相談をしましたところ、仙台土木事務所からは「公共の場所とはいえ、道路と同等の扱いであり、積極的にごみ箱の設置をする考えはない」と、そもそもごみは持ち帰るべきものと考えていますよという県仙台土木事務所の考えでもございました。また、土木事務所の方からは、「海岸管理者として、砂浜にごみが散乱しているのであれば砂浜の清掃はしますよ」とうちのほうの職員に回答があったそうです。しっかりと今後その辺を、仙台土木事務所のほうに管理者としての対応を求めていきたいと思っております。

次に、2点目の御質問、「ごみ散乱を減らすために、有料のバーベキュー場を砂浜もしくは海岸に近い場所に開設する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。

有料のバーベキュー場の開設をとということですが、単なる場所の提供なのか、食材やコンロ等の提供まで考えるのか、その運営は誰がするのかなど、まだ何も分からない中での回答にな

りますけれども、いずれバーベキュー場等を開設するとなると、最低限洗い場の設置やそういうものが必要になってくるのではないかと考えております。また、海岸管理者を含め、各関係団体との意見交換等を行う必要が出てくると思われますので、その際に出された意見、課題、問題点等を踏まえた上で、今後必要な施設なのかどうなのか、意見を交えてまいりたいと考えております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） まず、1問目の1点目の再質問をさせていただきます。

予定の1人1台の配付のタブレットですけれども、そちらはもちろん学校の教室内で、いろいろなクラスで、いろいろな教科で使っていくというお答えをいただきました。そこで、3つ目ですかね、子供たちの使い方、今いろいろと考えてくださっている一斉学習の場、そして2つ目は共同で、そして3つ目が個別でということなので、特にこの個別で利用していくという、活用していくというのがとても重要になっていくのかなと私個人は思うんですが、その際に先生方も宿題を今プリントで、プリントアウトして子供たちに渡してという従来の形でいつも授業は進んでいるんですが、もしタブレットを家庭のほうに持ち帰ることができるのであれば、今後子供たちは本当にすぐに覚えるので、宿題もそういった形で家庭でやっていくような方向で行くのかどうかだけ、回答をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） それがメインだとは思いませんけれども、そういう場合がこれから結構あるだろうというふうに思っています。それにつけても、子供や、あるいは特に先生方がタブレット端末や何か、Wi-Fiなんかを自由に使いこなせるというところが大前提になりますので、そこはきちんと丁寧にやっていきたいなと。そうしないと長続きしなくなるんじゃないかというふうに思っていますので、それをきちんと、指導はちゃんと丁寧にやりながら、今お話があったことの展開も一つの方法として考えております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、1問目の1点目は終わりとさせていただきます。

1問目の2点目に移らせていただきます。

アンケートに関してなんですけれども、こちらの小さいプリントで申し訳ないんですが、こちらのアンケートが配付されております。今の御説明では、小学校の4年生から6年生まで、そして中学生の1年生から3年生までということで、Wi-Fi環境となると児童生徒1人に

対して1つじゃなくて、世帯に対して1つあるかないかというのを調査をしていけば、今後、先ほど令和3年度も実施するというふうにおっしゃっていただきましたので、どれくらいの費用がかかるかというのを正確に知り得ることができるのではないかと思います、今後のアンケートの方法をお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） アイデアをいただきまして、ありがとうございます。確かにそうですね。世帯ということで、中心にして取り組んでいきたいと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、そのアンケート方法なんですけれども、GIGAスクール構想で「G Suite for Education」の提供するツールということで、先日の全協で資料を頂いて御説明いただいたんですが、その中でグーグルフォームというものがございまして、この説明では設問や選択肢を含めた入力画面をつくることができ、アンケートや小テストの実施に利用できるというふうになっております。私自身も、グーグルフォームでアンケート調査をしたときがございまして、本当に瞬時に円グラフができたり、本当に瞬時に、どの方もエクセルのスプレッドシートとかにダウンロードできますので、瞬時にアンケート結果が出るんですね。本当に便利なので、例えば紙ベースでアンケートをしてしまうと、職員の方がいちいち一枚一枚見て、集計をしなきゃいけないというのが、多分そういう仕事が発生すると思うので、今後そういったアンケートがあれば、グーグルフォームとかを使ってやっていくお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 今、まさしく直美議員さんからいいアイデアをいただきましたので、タブレットを活用できる際にはそういったことを念頭にアンケートなども実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、1問目の2点目も終了とさせていただきます。

次に、2問目の小中学校少人数学級化について再質問させていただきます。

教育長のほうから詳しく御説明をいただき、先ほど歌川議員も御質問したこともございますので、やはり金銭的にというか、給料が発生する、クラスを小さくしてしまえば教員の数も必要になるということも十分に理解はできております。しかしながら、例えば七ヶ浜中学校の2年生ですと、前に頂いた資料で、2年1組40人、2年2組39人ということで、コロナの休業明

けはオープンスペースの図書館や、それからもう一つオープンスペースが中学校にあるんですけども、そこを教室に変えて、授業をしていたというふうに聞いております。今は宮城県のコロナのレベルも落ち着いてきたということで、今は教室に戻って授業をしているというふうに聞いております。

学校のほうでもいろいろと工夫はされているのは分かるんですが、今後子供の数も少なくなってきた、松小が分かれて向洋中と七ヶ浜中学校に入学してくる子供たちのことを考えると、やはり同じような状況が起こってしまうのではないかなという懸念もありまして、県とか国に教育長のほうで働きかけてくださっているというのは十分に理解はできるんですが、やはり感染の観点から見ても、今後どのようにそういったものを配していくのか、お伺いできればと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） なぜ最近学校の先生の講師の配置がうまくいかないのかということなんですけれども、例えば昨年度は汐見小学校に5人ぐらい講師がいたんですね。つまり、正規の先生って言っちゃ変ですけども、きちんと定数内で入れられなくて、配置できなくて、講師の先生を5人ぐらい入れてしまったと。ところが、その講師の先生が5人ぐらい入ったうち、2人ぐらいが病気で退職してしまったと。したがって、たしか主幹の先生と教頭先生が小学校1年生の担任になって、1年間とにかく過ごしてきたというような経験があるんですね。今年は絶対にそういうことがあってはならんというわけで、初めから事務所にしょっちゅう行ったり、県にしょっちゅう行ったりなんかして、七ヶ浜の実情を話し、取組を話をして、何とか今年はきちんとできたということが経過としてあるんです。

そのやり取りの中で、県のほうでいつも言っているのは、いわゆる団塊の世代ですね、団塊の世代の50代が、毎年かなりの数の先生が定年をもって退職をするということなんです。それが不足するという一つの背景にあります。

もう一つは、再任用という制度があり、定年退職した後、再任用で採用するということはあるんですけども、再任用の希望者、あるいは講師の希望者というのがだんだん少なくなってきたと。仮に希望しても、担任だけはやりませんとか、しんどいところはみんなやらないと、簡単なところをやりたいと。だったら再任用でもいいですよ、講師でもいいですよというような、気ままと言ったら変ですけども、そういう傾向があるということですね。

しかし、教員採用をするときに、採用試験の応募者がいるわけですけども、応募者は若干例年より少ないんですけども、ある一定以上は例年以上に採用するんです。それでも足りな

いと。それでもとにかく採れというふうに僕は言うんですけれども、県のほうはある一定の点数以上を取らないとちょっと採用はできないということもあって、そういうことがいろいろありまして、なかなか教員の配置については非常に難しいという現状があるんですよ。しかし、だからといってこれでいいというわけにはいきませんので、先ほど歌川議員に対する回答と同じように、いろんな場を通して定数増、基本的な定数増を求めるということの活動はしていきたいなというふうに思っています。文科省は、いい返事をします。悪い返事をするのは財務省。敵は財務省だというふうに私なんかは思っているんですけれども、まずとにかく頑張るしかないので、頑張りますからよろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、2問目も十分に質問して回答をいただきましたと思いますので、2問目の再質問はなしとして、3問目に移らせていただきます。

1点目です。町長がおっしゃったとおり、海水浴場は春から秋にかけて本当にたくさんの人々が七ヶ浜を訪れてくれています。それは恐らく、町長が前におっしゃっていたのを私も耳にしたんですが、人々がサードプレイスを求めて七ヶ浜にやってくるんだと思うんですね。なので、町長がおっしゃったとおり七ヶ浜町としてではなく、県の仙台土木事務所が管理しているから、それは仕方ない。もうお手上げだと。七ヶ浜の町としては何もできない、海岸管理者としての対応を求めていくしかできないんだとおっしゃいました。しかし、町長がおっしゃったとおりサードプレイスというのはやはりラグジュアリーで、リラックスできて、非現実的なところに皆さん逃避して、訪問したいというふうに思っているんですよ。それが町長が求める海水浴場、七ヶ浜だと考えたら、仙台土木事務所がごみは基本持っていくんだ、そういうふうに言われただけでは済まない話だと思うんですが、町長の御意見としてどういうふうにしたらいいのか、アイデアはないのかお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 単純に管理者が県だからそちらでやるべきだと言ったわけではございません。これまでも、どちらかというと県の管理者よりも地元の方のサポーターだったりボランティアだったり、アドプトプログラムとかいろんなことで、それを何度もやってきました。ですから、そういった方々のおかげで少しは保てる部分はあるんですけれども、これは追いかけて、幾らやっても解決にはならない。ただ、申し訳ないですけど、単純に直美議員さんおっしゃるとおりごみ箱を大きなものを置けばいいという発想ではなくて、やっぱりこれはしつこく持ち帰りを呼びかけていく、啓発していく、そしてさらにそれを常に手をかけていくしか

ないと思っています。単純にその置き場所を設定したりとかというのは、それは決していいことにはつながらないと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 町長、実際にビーチクリーンされたことがありますか、朝。今いろいろな団体がビーチクリーンサポートに登録したり、私自身も表浜のほうをクリーンアップしたり、菖蒲田のほうのクリーンアップをしたりと、やっているんですが、本当に目を疑うものが落ちているんですよ。そのときに、ごみの片づけに行ったので子供は一緒ではなかったんですが、昼間に使わないようなものとかも本当に落ちているんですね。本当に気持ち悪くて、本当に戻しそうになるぐらいのものが投げられたり捨てられたりしているんです。この間は、本当にパックに入ったひき肉が、多分焼きそばで使おうと思ったんですかね、封も開けられていないまま落ちていたり、もちろん花火のごみも落ちていたり、これを善意でやったださる方々にだけ頼ってやっていっては、本当に皆さんのサードプレイスになるような場所にはならないと私は思っております。ただ単に大きいごみ箱を置けばいいんだ、それでは濟まないんだというふうにおっしゃいましたけれども、実際にごみを拾ったものを町のほうの、私子供会のほうでやり取りさせていただいている環境生活係の方々にごみの集積の依頼をして、その方々が来るまでごみは浜に置いてあるんですけれども、そうするとちょっとは道徳心のある方々が自分の使ったごみをそこに置いていってくれるんですね。なので、拾うよりはやっぱりそこにごみを置いておいてくれれば、ボランティアの人たち、本来であればボランティアじゃなくてしっかりと業者と委託契約を結んで、海外のようにしっかり浜清掃してくれる業者がいれば一番いいんですけど、なかなかそうはいかないんだろうなと話を聞いていて思うので、ちょっとでも道徳心がある方々が浜に遊びに来てくれて、ごみを「ここに置いていっていいんだな」と思って置いていってくれば、漂流ごみはまた別の話として、人々が置いていくごみは減ると私は思うんですね。自分の持ってきたごみを自分で持っていってくださいねって看板に書いても、それがみんなできればもうやっていると思うんですよ、とっくの昔に。なので、ただ単にごみ箱を置けばいいというものではないとおっしゃいますが、そこは何かアイデアを考えて、みんながごみを捨てたくなるようなごみ箱を作るとか、本当にその浜に合った、とっても菖蒲田らしい、とっても表浜らしい、とっても湊浜らしいものでごみ箱を飾って、みんながごみを捨てたくなるような、そんな動きもあってもいいのかなと私は思うんです。最初からごみ箱を置いておいて、それはちょっとと言うのではなくて、どうしたらいいか、とにかくやってみよう、土木事務所の方々、それから関係課、いろんな方々と本当に話し合いをして、どうやったら

皆さんのサードプレイスになれるのかということをもっと真剣に考えてほしいと思いますので、もう一度町長の考えをお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これは、これまでも長年にわたっての大きな課題です。以前はそういった形でゴミ箱を置いた箇所もありました。みんなの協力をもらってということもありました。そして、人の手でいろんな活動をして、ゴミ拾いをもちろん役場の職員も含めてやったこともございました。ところがたちごっこで、どうしてもモラルのない方が多くて、変にゴミ箱を置いたり、それが回収されるとなると、そこにはかなりのごみが集積したりするということで、ごみは持ち帰るという、これは最低限のマナーだというふうなことで、これまでもやってきました。ですから、いろんな場面でどうしても皆さんには、もっといいアイデア云々と言うんですけれども、そんなごみが散乱しない、きれいにしていただけるようなアイデアがあったら、ぜひそれは学ばせていただきたいと。これはずっとこれまで我々も大きな課題として捉えてきたものであります。そして、町が税金を使って、よそから来た人のごみを一生懸命片づけているというのも、これも本当です。ですから、ごみを出さないのが一番問題なんです。あとは漂着ごみであったり、あとは海洋プラスチックごみとかいろいろ問題がありますけれども、やっぱり一人一人に訴えていくしかないと思っているんです。ごみは持ち帰るべきだと。そして、例えば集積したごみはもちろん町として対応しなければならないと思っています。ただ、そういう置き場所を設定したり、行政が全てやれと言われると、これは経費の問題とかいろんな問題があって、なかなかできません。これはずっと私が見ている限り、永遠のうちの町の課題でもございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そうですね。永遠の課題、それは私もここで生まれ育ったので分かっているんですが、例えば海外でいうと観光地のマルタとか、あとはスペインのバルセロナ、マルタなんて数十歩、数十メートル歩けばゴミ箱があって、海岸に行けば海岸に合ったようなゴミ箱が設置されて、市場に行けば市場に合ったゴミ箱が設置されていると。それはマルタのほうの行政がやっているんだと思うんですね。バルセロナのほうでも、本当にもう人間よりも大きいゴミ箱がありとあらゆるところに設置して、住民の方もそこにごみを捨てていて、それから観光で来る方もごみを捨てているという状態の国もございます。そういった都市もございます。なので、七ヶ浜ができないわけがないと私は思っているんですね。皆さんのアイデアを出せば、必ず何か解決策はあると思うんです。皆さんのアイデアを募るなり、パブリックコメン

トを募集するなり、本気で取り組もうと思えば今までできなかったことも必ずできると私は思います。まずはやってみる、まずは何かアクションを起こすというのが、今までできなかったことを打開する動き、ムーブメントなのかなと思うので、予算や条例、それから土木事務所との関係があるとは思いますが、真剣にやはり人々に来てほしいと思っているのなら、何かしていただけることを願って、3問目の1点目の質問は終わらせていただきます。

そして、同じ3問目の2点目ですね、バーベキュー場に関してですが、これを強く求めるといふか質問した理由として、先ほども申し上げたとおり、本当にもう夏のシーズン前ですが、朝行ったらバーベキューセットが2つぐらいもう投げられているんですね。網も投げられている。やはり皆さん、「海に来たらバーベキューしたいよね」「バーベキュー禁止って書いてあるけど、やりたいよね」「あそこの人もやってるんだもん、うちもやってもいいじゃない」という、本当にモラルがないと言ってしまえば終わりなんです、やっぱりやりたいという気持ちは分からなくもないんですね。なので、いろいろ私も調べたんですが、海岸にバーベキュー場がある場所だと、東北では鶴岡市の湯野浜とか、あとはマリンパークの鼠ヶ関とか、あとは酒田市のほうでも直火は駄目でも下から離してコンロとかを使えばできますよという区画を設けているビーチもありました。なので、町長がおっしゃったとおり運営は誰がするのかまでは分からない、各団体と必要なのかどうかとも検討しなければならないとそつないお答えをいただきましたけれども、やっぱりそういった人たちが後を絶たないというふうになれば、お金ももうけることができると思うんです。委託業者とかを見つける、そういうことができる条例をつくれば。なので、そういったことをやってみようというお考えがないのか、お聞きしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私的には、本当にいろんな人に来ていただいて、モラルを持って、きちんとその辺を守っていただいて使うのであれば一番いいと思うんです。ところが、現実には本当にバーベキューをやったらそのまま、コンロもそのまま、食材もそのまま投げていくと。ホームセンターで買ってそのままにしていくとか、あとは防潮堤の上を自転車、バイクで歩くとか、自分たちが環境を大事に使うという意識があれば、そういったことはできないと思うんですけれども、なかなかそれが浸透しない。そうやってやっている。

そして、バーベキュー場とかと簡単に言いますが、私も関東のほう、鎌倉とかあちらのほうのを聞いたんですけれども、みんなでうまく和気あいあいとするようないい雰囲気のをやっていただければと思うんだけど、ところがそうはいきませんよと。今度夜中のバーベキューがはびこって、アルコールを飲んで、騒いで、今度は注意した人間が逆に危険を感じる

ということで、まちの雰囲気は全くもって悪くなるよと。だから軽々に、バーベキューをやってもいいけれども、アルコールが入るとまた別ですよと。いい面だけではないですよということ。うちのほうの町でも中央公民館の前に野外キャンプ場がありますけれども、なぜあそこを利用しているんですよ。あそこは社会教育施設なので、お酒が飲めないと。だから、そういった意味で、あるんだけど利用されないという部分もあります。ただ、この前もありましたけれども、海水浴のオープン前というか、オープンしていないですけども、ああやってバーベキューをやって、遊泳禁止区域外のところで夕方に騒いで、2人の方が溺死していますよね。だから、決して駄目だというんじゃないですけども、とにかくモラルをきちんと守ってもらって、もちろんごみも含めて、そういった利用をしていただかないと、町としてもなかなか簡単にバーベキュー場の設置とかそんなことはできないと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そのとおりですよ。それは重々承知しております。でも、やっては駄目ですよ、バーベキュー禁止ですよというふうになっても、お酒をがらがん飲んで、バーベキューをしている方がもう既におります。この間なんかは、今はなかなか室内でお酒を飲んだりするのが難しいということなんでしょうけれども、本当に大きいシャンパンの瓶、本当に高価なシャンパンの瓶とか、それをごみになっていました。だから、バーベキュー場を設置したからといって皆さんがそうやるのではなく、もう既にやっている。であれば、違う方法でやってみるのもいいんじゃないかと、私はそういうふうに思います。なので、まずは悪い面を見るばかりではなく、きっちり運用しているところ、成功しているところも少なからずあるかと思うんですね。なので、しっかりそういった成功しているところの業者等の話を聞いたり、どういうふうにしてうまくやれば、夜にばか騒ぎしないで、夜はしっかり使用しないでという管理者を置けば、しっかりそういうこともできていくのではないかなと思いますので、そういうふうに関係の団体と話し合いながら、進めていこうかと少しでも思っているのかどうか、町長の回答を、もう一度だけお話を聞かせください。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 何度も言うようですが、そうやってある程度モラルを持ってやっていただくんであれば、自然を満喫したり何だりする分にはありがたいと思うんですけども、モラルのない人たちのために町民の皆さんの税金を使って、それをずっと延々とあれしなきゃならないというふうになると、私も考える、あまり推奨できない部分も持っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、じゃあなぜ七ヶ浜をサードプレイスに、癒やしや楽しみや、そういうふうに求める場所にしたいと思われたのか。やはりサードプレイスになるには楽しみも必要ですし癒やしも必要です。じゃあ今の海岸のままだったら、そういうふうな場所になりますかというのが本当に最後に、本当に私の脳裏に焼きついて離れないので、どういうふうにしたらそのサードプレイスになるのか。ごみ問題があれば、絶対にならないと思うんですよ。だから、町長はそういうふうにしたいのか、町長のお考えを最後にお伺いしたいです。ごみ問題とバーベキュー場に絡めてですけども。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 保全と保存とありますけれども、私としては今ある現有の自然をそのまま保全したいと考えているところです。ですから、利用者、さらにはそういったものをきれいにしておくという、そういった場所にしたいと。自由に、何でもありのそういったスペースにはしてほしくないという思いです。ですから、ボランティアの皆さん、現に議員さんでもごみを拾ったりいろいろやってくれている方がいます。そういった方々、町が一丸となって、汚れているところには人がどんどんどん汚れたまま置いていくようになると。そうじゃなくて、保全する形で対応していきたいと思っています。ただ、たちごとだと思います。これは永遠の課題だと思います。ただ、人が手をかけないと、ごみとか何とかはきれいになりませんので、そういったことを訴えていくしかないと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） お考えはよく分かりました。

それでは、保全をするために、町の海岸をきれいにするために、今後どういうふうにしていくか、具体的なお考えが出たらお教えいただきたいと思い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月2日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 1 2 分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 2 年 9 月 2 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 2 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第2号

令和2年9月2日（水曜日）

出席議員（14名）

1 番	佐 藤 直 美 君	2 番	小 林 倫 明 君
3 番	仁 田 秀 和 君	4 番	木 村 稔 君
5 番	熊 谷 明 美 君	6 番	佐 藤 壮 一 君
7 番	安 倍 敏 彦 君	8 番	遠 藤 喜 二 君
9 番	渡 邊 淳 君	10 番	遠 藤 久 和 君
11 番	佐 藤 梶 信 君	12 番	歌 川 渡 君
13 番	佐 藤 衛 君	14 番	岡 崎 正 憲 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	寺 澤 薫 君
副 町 長	平 山 良 一 君
総 務 課 長	高 橋 勉 君
政 策 課 長	荻 野 繁 樹 君
復興推進課長	小 野 賢 一 君
財 政 課 長	安 達 正 彦 君
税 務 課 長	小 野 勝 洋 君
町 民 生 活 課 長	藤 井 孝 典 君
産 業 課 長	小 玉 寿 君
建 設 課 長	鈴 木 英 明 君
水道事業所長	小 野 誠 司 君
国際村事務局長	後 藤 謙 一 君
子ども未来課長	渡 辺 とき子 君

健 康 福 祉 課 長	渡 辺 文 昭 君
長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	斎 藤 重 俊 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 雅 浩 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	庄 子 克 也 君
同 書 記	米 本 哲 也 君

議事日程 第2号

令和2年9月2日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第40号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第41号 監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 議案第43号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第44号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事」
- 日程第 9 議案第45号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）」
- 日程第10 議案第46号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議案第47号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風 1 9 号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」
- 日程第 2 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和 2 年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」
- 日程第 2 5 報告第 1 2 号 令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程第 4 議案第 40 号 教育委員会の委員の任命について

日程第 5 議案第 41 号 監査委員の選任について

日程第 6 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 7 議案第 43 号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 44 号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的
広場整備工事」

日程第 9 議案第 45 号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的
広場整備工事（2工区）」

日程第 10 議案第 46 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

日程第 11 議案第 47 号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

日程第 12 議案第 48 号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）

日程第 13 議案第 49 号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1
号）

日程第 14 議案第 50 号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 15 議案第 51 号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）

日程第 16 認定第 1 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 2 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 18 認定第 3 号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 19 認定第 4 号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 20 認定第 5 号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風 1 9 号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」
- 日程第 2 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和 2 年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」
- 日程第 2 5 報告第 1 2 号 令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前１０時００分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和２年七ヶ浜町議会定例会９月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において８番遠藤喜二議員、９番渡邊 淳議員を指名いたします。

日程第２ 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第２、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦について説明をさせていただきます。

推薦者は伊藤せい子さんであります。伊藤せい子さんは、人権擁護委員として現在４期目でございます。町の保育士として長年勤務され、また、町の婦人会活動にも積極的に関わっておられます。今後も長年にわたる幼稚園教諭や保育士としての経験を生かし、主に婦人問題や虐待、いじめといった子供の人権問題にも活躍いただけるものと期待をしているところでございます。

伊藤さんは、豊富な経験や知識を有し、人格、識見にも優れ、熱意あふれる活動は町民の方々だけではなく同僚の委員からも認められ、信頼されているところでございます。まさに人権擁護委員として適任であり、再選するものでございます。

御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を伺います。御意見ございませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、意見の聴取を終了いたします。

本件につきまして、伊藤せい子さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は伊藤せい子さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決定いたしました。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、諮問第2号人権擁護委員推薦者の説明をさせていただきます。

推薦する人権擁護委員は星 洋子さんでございます。星 洋子さんは、製造会社で経理職をされた後、介護施設にて介護職員として従事されました。平成19年からは町内の介護予防事業の臨時職員として従事され、震災後は、町応急仮設住宅総合サポートセンターにて、仮設住宅の入居者の健康状態の把握、見守り生活支援等に従事されました。

この間、星さんには、介護施設や震災後の仮設住宅入居者の方々の声に熱心に耳を傾け対応していただきました。この経験から、星さんは人権尊重の大切さをはじめ、広く社会的に弱い立場にある方々の人権問題についても理解を深められたということを語っておられます。

星さんは長年社会福祉に携わられ、人格、識見にも優れ、広く地域の実情に通じていることから、人権擁護委員に適任と考え、推薦をさせていただきます。

御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を伺います。御意見ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） いつものパターンで申し訳ありません。

公募の結果による推薦となるのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 公募ではございませんで、町長がこの方が適任であると認めた方を推薦をさせていただいております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 公募をする考えはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 人権擁護委員の委嘱の流れでございますが、市町村長が地域の中から、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある候補者を選ぶという流れになっておりますので、町長がこの方が適任であるということで推薦のほうをさせていただいている状況から、公募等は行いませんでした。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 星 洋子さんね、町内でいろんなところで見かける、人格も確かな方だというふうに思われると思います。

そこで、今、担当の課長がお話しされた町内1万8,000人、その中の有権者的には1万六千何がしの町民がいますけれども、その中の1人であります。しかし、町内には、いろんな福祉事業や教育現場やいろんなところで経験豊富な方も潜在しているのではないかなというふうに思います。そういう人材をまちづくり、地域づくりの中で掘り起こすのも、町の1つの手法ではないかなというふうに思います。そういう点で、そういう応募をすることによっていろんな町内の人材の掘り起こしができるし、その中で公募された方をそれぞれの資料に基づいて的確な人を選ぶというやり方が本来のやり方、最も行政人として真つ当なやり方ではないかなというふうに思います。

そこで伺います。今の課長の説明では、そういう流れで町長が選ぶということでありました。もし公募とするとしたら、任期前の何日か前、退任、継続する、意思を確認しながら、あとは次期の適任者を選ぶには何日、何カ月かの時間が必要なのか、参考までに説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 答えますか。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） そもそもとして、町としては公募する考えはございませんので、本会の議会の中で議会としての御意見を頂くという流れでございます。公募に関するスケジュールについてはこちらのほうは想定しておりませんでした。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに意見ございませんか。（「なし」の声あり）

本件に対し、意見はありますが、星 洋子さんを適任者と認める旨の意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） ただいま、異議なし、異議ありの声でしたが、2名以上の議員からの異議があるのかどうかを確認させていただきたいと思います。ほかに異議のある方ございますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 2名以上の議員が異議がありましたので、会議規則第87条の規定により、本案について起立により採決いたします。

諮問第2号について、星 洋子さんを適任者と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本件は星 洋子さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決しました。

日程第4 議案第40号 教育委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第40号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 今回、提案申し上げました教育委員会の委員の任命につきましては、平成24年10月から教育委員、現在は教育長職務代理者として御活躍をいただいております氏家恵美子委員より、今季限りで教育委員を辞したいとの申出がありましたことから、新たに任命するものでございます。

今回、御提案をいたしました鈴木由佳莉さんは、現在、会社員として働きながら、小・中・高の3人のお子さんを育てており、家庭教育の在り方についても広い視野と見識を持った方です。また、PTA活動にも積極的に参画をいただき、学校教育への熱意、そして協調性とリーダー性も兼ね備えていることから、多くの保護者の信頼を得て、平成27年度に亦楽小学校初の女性PTA会長並びに七ヶ浜町PTA連合会会長を務められました。さらに、現在の教育施策である七ヶ浜グローバルプロジェクトの立ち上げ時期の平成28年新春座談会には対談者として御参加いただき、児童期からの英語を通じた人材育成に強い理解を示され、その後にお

ける学校活動にも熱心かつ積極的に御参加をいただきました。

鈴木さんの人柄や誠実さ、教育に携わった実績、そして、教育に対する熱意や真摯な姿勢は本町の教育行政に必ず寄与していただけるものと考えており、御提案するものでございます。

御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 質問内容は、諮問第2号と同様の質問であります。これの任命に当たっても、公募の考えがない中での新たな任命ということで理解していいのか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 公募ではございません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 公募ではございませんではなくて、公募する考えがない中での任命ということで理解していいのかということです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この件については、これまでの活動等を踏まえて、その識見に優れた方、人格者、そういった形で調査をして、その方を推薦しているところでございます。公募はいたしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再度確認します。公募の考えがない中での任命なのかどうかですよ。私もこの方は知っております。人格的にはすばらしい方だと思います。しかし、公募が行政の人を育てる上では必要ではないかなというふうに思います。

そういう点で改めて確認します。公募をする考えがない中での推薦なのか。そうであれば、こういう手法については問題があるので、私としては反対するものであります。質問。

○議長（岡崎正憲君） 質問ですね。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 公募でないという理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中第4条第2項に、委員は当該地方公共団体の長の、被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとあります。そういった形で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する方々をいろいろと調べさせていただいて、その中から今回推薦をさせていただくというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「議長」の声あり）3問終わりましたの

で、次に移ります。（「追加」の声あり）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、本案について採決をいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） ただいま、1名からの異議なしという意見でございましたが、1名でございまして、本案につきましては採決いたしまして異議なしということで認めさせていただきます。異議なしの声ということですので、議案第40号教育委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第5 議案第41号 監査委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第41号監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、監査委員の推薦について御説明をさせていただきます。

今回、識見を有する遠藤監査委員の任期が令和2年9月30日で満了となることから、新たに識見を有する者として、稲妻敏行さんを選任いたしたいものであります。

稲妻敏行さんは、町内在住で昭和58年から七ヶ浜町商工会の経営指導員として勤務され、町内の中小企業の経営、金融、経理などの実務指導に当たられました。平成9年からはその手腕が買われ、宮城県商工会連合会に異動され、以降、指導支援部長や総務人事部長、事務局長などを歴任され、平成30年からは専務理事として県内の中小企業の指導等に当たられております。

稲妻さんは、監査委員としての要件であります人格が高潔で識見に優れた方であり、その豊かな経験から公正な監査、適正な御提言をいただけるものと御期待申し上げているところでございます。本町の厳しい財政運営が強いられている今、稲妻さんはまさに適任であり、このたび提案するものであります。

御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 諮問第2号、議案第40号と同類となります。

公募を求める理由については諮問第2号で説明いたしました。改めて、今回の選任について議案第40号と同じように公募による考えはない中での新たな委員を任命するという結果となったのが1つと、あとは、議案第40号のときにいろんな方を調査したみたいなことを言われた

ので、この監査委員の新たな選任については、町内の税務または経理関係の現職または退職されて人材適格な方もるるいるかと思います。何人ぐらいの方を町内の方から選んで調査したのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 町の監査委員でございます。いろいろなそういう識見を有する方、そして、ある程度その経歴的な部分、そして、いろんな幅広い視野を持った方というふうなことで複数人いろいろと町としても考えさせていただきました。できれば、今の監査委員の遠藤さんに引き続き継続してやっていただきたかったのですが、どうしてもそれはままならないというふうなことで、慰留をしましたが今回はやはりやめたいということで、いろいろと町としても選定をして、いろいろとその人柄、そしてその実績、識見等を検討した結果、今回、稲妻敏行さんが適任と認めてさせていただきました。

そして、やはりある程度そういった精通した方でないと、町の監査というふうな部分ではいろいろと支障が出ると思いますので、そういった方、これまでの七ヶ浜町のそういった状況、そして町内在住でもあるというふうなことで、今も要職を務められておりますので、そういった方にぜひしていただきたいということで選定をさせていただきました。そのため、公募はしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 町長。今の質問の中で何人程度の方にそういうしたのかということを聞いておりましたので……複数ということで……

○町長（寺澤 薫君） 複数人ということでいろいろと……

○議長（岡崎正憲君） はい、了解です。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その複数というのがね、2人、3人、5人、10人、50人、100人いるかと思います。そういう人の勘定によって認識が違うかと思いますが、私は個人名を求めておりませんので、その複数というのは何人なのか、とりあえず参考までに説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私の中では四、五名についていろいろと調べさせていただきました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、そういう以外の方にも多分の方がいると思います。そういう意味では、公募をする考えがない中での新たな任命ということでは同意できないものであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がただいま2名から聞こえております。失礼しました。異議ありの声が2名から聞こえておりますので、会議規則第87条の規定によりまして、本案について起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、議案第41号監査委員の選任については同意することに決しました。

日程第6 議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第42号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 今回、御提案いたしました固定資産評価審査委員の選任について、御提案いたしました山田芳司さんは、平成29年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として現在1期目でございます。

山田さんは、昭和46年4月から平成28年3月までの長きにわたり税務署に勤務し、平成12年7月から平成16年7月までは福島県二本松税務署、岩手県宮古税務署、宮城県大河原税務署の総務課長を歴任され、また、税務に係る様々な問題解決に向けて従事する特別国税調査官として手腕を発揮され、実務経験を有してきた方であります。また、平成28年6月からは東北税理士会に所属し、税理士として開業しております。

近年、固定資産評価審査委員会はより一層の中立性、客観性が求められております。山田さんは税務経験も豊富であり、人格、識見とも優れ、社会の実情にも精通しております。これまでも固定資産評価審査委員会委員として真摯に務められておりますので、適任と考え、このたび任期が満了するに当たり再任したく、提案したものでございます。

御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第42号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第7 議案第43号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第43号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第43号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書のほうは6ページになります。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法理の一部改正による、個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要があり、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料11ページになります。

第2条第24号の通知カードの再交付手数料500円を削除し、第25号から第33号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

それ以外の改正部分につきましては、文言の整理であります。

議案書7ページのほうを御覧ください。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則のとおり公布の日からとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事」

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第44号工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第44号工事請負変更契約の締結について説明いたします。議案書のほうは8ページになります。

本契約は、令和元年度長須賀多目的広場整備工事で、令和2年2月会議の議案第1号をもって、工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。当初契約金額2億7,258万円に1,076万7,900円増額し、2億8,334万7,900円に変更するものであります。

変更の理由につきましては、花桃等の植栽コート、管理棟外構の舗装工などによるものであります。

契約の相手方につきましてはグリーン産業株式会社仙台営業所で、現在、工事請負変更仮契約を締結しております。

なお、工期につきましては、令和3年1月29日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 5 号 工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第 9、議案第 45 号工事請負変更契約の締結について「令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第 45 号工事請負変更契約の締結について説明いたします。議案書のほうは 9 ページになります。

本契約は、令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区）で、令和 2 年 3 月会議の議案第 6 号をもって、工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。当初契約金額 2 億 5,850 万円に 678 万 3,700 円増額し、2 億 6,528 万 3,700 円に変更するものであります。

変更の理由につきましては、広場内への場内放送設備の追加、盛り土工の増工などによるものであります。

契約の相手方につきましては株式会社大政産業で、現在、工事請負変更仮契約を締結しております。

なお、工期につきましては、令和 3 年 1 月 29 日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 4 6 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処

分について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第46号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第46号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

11ページを御覧ください。

内容につきましては、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高4億9,888万3,782円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立てを5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を4億4,888万3,782円に定めようとするものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議案第47号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第47号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）につい

て説明いたします。議案書12ページになります。

第1条につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,260万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億6,279万6,000円に定めようとするものであります。

第2条では、債務負担行為の補正であります。議案書16ページを御覧ください。

第2表につきましては、債務負担行為の補正5件であります。

「しちがはま海辺のアート」代々崎浜地区広場彫刻設置事業700万円につきましては、代々崎浜地区で進める防潮堤アートに花を添えようと、指定寄附があったことから、代々崎浜の公園内に彫刻を設置するための事業であります。

庁舎常駐警備及び機械警備委託1,840万円につきましては、現契約が今年度末で期限となることから、来年度の契約の事前準備として債務負担行為に追加するものであります。

障害者地域活動支援センター指定管理8,555万4,000円とスポーツ施設指定管理1億4,530万円につきましては、指定管理業者選定に係る事前準備等が必要となることから、債務負担行為に追加するものであります。

役場庁舎等照明器具リース1,170万円につきましては、役場庁舎等照明器具LED化改修を10年間のリース契約とするためのものであります。

今回補正する主なものとしましては、令和元年度決算に伴う財政調整基金積立金等への追加や、東日本大震災復興交付金の国土交通省事業費返還金、役場庁舎等照明器具LED化改修工事をリース料に変更する事業、住民基本台帳システム等の改修委託、新型コロナウイルス感染症対応のための追加事業、小中学校タブレット端末購入事業などであります。

それでは、歳入のほうから説明いたします。19ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税3億4,467万3,000円につきましては、普通交付税の今年度分が確定したことにより追加交付される見込みであることから補正するものであり、今年度の普通交付税につきましては前年度より1億1,899万6,000円多い15億4,233万2,000円となっております。

15款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金884万4,000円につきましては、社会保障・税番号制度システムの改修費用として交付されるものであります。2節企画費補助金3,692万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回新たに追加する事業及び拡充する事業分であります。

5目教育費国庫補助金4,185万円につきましては、小中学校のタブレット端末購入に係る補助金であります。

20ページになります。

16款 2 項 2 目民生費県補助金392万4,000円のうち、子ども・子育て支援事業費補助金61万1,000円の減額と、子育て支援対策臨時特例交付金432万5,000円で、これは幼保無償化に係る事務費分の補助金であります。

5 目商工費県補助金2,300万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金として、既に行っております事業者への事業継続地域支援事業の財源として県から交付を受けることとなったものであります。

21ページを御覧ください。

18款 1 項 2 目指定寄附金100万円につきましては、ブラザーグループ従業員寄附絆ファンドより、地域の活性化に充ててほしいとのことで寄附があったものであります。

19款繰入金 1 項 1 目国民健康保険事業特別会計繰入金80万8,000円と 2 目公園墓地事業特別会計繰入金48万円、3 目介護保険特別会計繰入金455万6,000円、4 目後期高齢者医療特別会計繰入金70万8,000円は、いずれも令和元年度決算により一般会計負担金の精算に伴う繰入れであります。

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3 億800万円の減額につきましては、当初では多くを見込めなかった交付税や繰越金など、今回財源として確保することが可能となったことから、今年度当初予定していた額を減額するものであります。

6 目東日本大震災復興交付金基金繰入金14億237万5,000円につきましては、事業が完了した国土交通省事業費について国に対して返還する必要がある、基金の残金を一般会計に繰入れするものであります。

20款繰越金 1 億4,297万円につきましては、令和元年度からの繰越金が確定したことにより追加補正するものであります。

22ページになります。

21款 4 項 3 目雑入1,144万5,000円の減のうち、1,859万2,000円の減につきましては、庁舎照明器具LED化改修工事の財源として当初予定したのですが、補助要綱に改正があり当事業が該当しなくなったことから減額するものであります。それと、550万円の増分につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会事務局に派遣している職員の人件費等が広域連合会の負担となるものであります。そのほかについては説明欄に記載のとおりで、各種団体等から交付されるものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等については、職員の人事異動に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

23ページを御覧ください。

2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費3,584万2,000円の減につきましては、当初計画しておりました役場庁舎等照明器具改修工事の財源として予定した補助が該当しなくなったことと、改修工事とその後のメンテナンス費用を考えたときに、リース契約にすることで経費を大幅に縮減できる見込みとなったことから、工事費及び工事管理業務委託料を減額して、新たにLED化後の3カ月分のリース料を追加するものであります。

また、庁舎内エアコンの改修工事100万円につきましては、サーバー室、それから健康福祉課の2台が老朽化により改修が必要となったことから措置するものであります。

8 目諸費1,218万9,000円につきましては、国及び県に対する令和元年度補助事業の実績報告に基づく精算による返還金で、子育てのための施設等利用給付費負担金などであります。

24ページになります。

9 目財政調整基金費 1 億1,313万8,000円の追加につきましては、令和元年度決算に伴い、法令で義務づけられております決算剰余金の半分を積立てとして計上するものであります。

12目減債基金費5,000万円につきましては、将来の町債償還に充てるため積み立てるものであり、今後も安定した財政運営を可能とするため措置するものであります。

15目東日本大震災復興基金費100万円につきましては、歳入で説明しました指定寄附金を復興基金に積み立てておくものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費884万4,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を財源として行う住民基本台帳システム、それから戸籍附票システム、戸籍総合システムの改修費用であります。

25ページを御覧ください。

6 項 7 目震災復興推進事業費22節償還金利子及び割引料14億237万5,000円につきましては、復興事業の完了等により不用額となる国土交通省事業費分を国に返還することとなったものであります。

10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費12節委託料800万円につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種委託料で、65歳以上の高齢者に対して自己負担分を無料にするものであります。

14節工事請負費409万円につきましては、七ヶ浜国際村オンライン配信システム構築事業が4

00万円で、利用者がインターネット回線を通して芸術活動などを広くオンライン配信できるようにするための工事であります。

次に、26ページになります。

18節負担金補助及び交付金600万円につきましては、コロナ禍の中でイベント開催支援として国際村事業協会に対して、心と体の健康イベント支援事業補助金を交付するものであります。

3款1項3目老人福祉費102万3,000円につきましては、介護保険特別会計への事務費繰出しのうち、人件費分と低所得者保険料軽減負担金精算分を追加するものであります。

27ページを御覧ください。

2項5目保育所費17節備品購入費22万円につきましては、老朽化したLEDの買い換え費用であります。

次に、28ページになります。

12目子ども・子育て支援等給付事業費371万4,000円については、幼児教育・保育無償化に係る事務費補助金の追加により、無償化に関連する消耗品、備品購入費等の追加補正であります。

29ページを御覧ください。

4款1項2目予防費12節委託料141万9,000円につきましては、10月1日より定期予防接種に追加となるロタウイルスの予防接種委託料の追加であります。

次に、30ページになります。

6款3項3目漁港管理費38万5,000円につきましては、菖蒲田漁港の西側入り口付近の違法駐車対策として駐車禁止エリア整備工事を行うものであります。

31ページを御覧ください。

8款土木費3項住宅費2目災害公営住宅維持管理基金費292万5,000円につきましては、令和元年度精算分で、災害公営住宅維持管理基金積立金へ追加するものであります。

4項1目都市計画総務費550万円につきましては、湊浜の県道拡幅に係る県事業分以外の部分について調査するための委託料であります。

32ページになります。

10款1項6目教育振興基金費896万6,000円につきましては、平成30年度繰越事業のエアコン設置工事等が完了したことから、残金の財源を基金へ戻すものであります。

8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費7,111万5,000円につきましては、小中学校タブレット端末購入代及び端末ネットワーク設定委託料であります。

33ページを御覧ください。

3 項 2 目教育振興費13万6,000円につきましては、向洋中学校において行われるオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の開催費用を補正するものであります。

次に、34ページになります。

5 項 3 目健康スポーツセンター費97万8,000円につきましては、海水風呂に投入する海水の流入量を測定する電磁流量計の故障による取替え工事であります。

35ページをお開きください。

13款予備費77万円の減額につきましては、財源調整であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） 1 問のみございます。ページは25ページでございます。よろしいですか。

2 款総務費 6 項企画費10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の節区分が12の委託料でございます。インフルエンザの65歳以上の方が無料ということで負担金ということでございますけれども、現在の該当する人数をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 65歳以上の人数が5,726名おります。それで、一応予算としては4,000名分見越しております。一応。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） 今までは2,000円負担ということで、その分ということでございますけれども、結局、今まで医療機関に行きますと2,000円はお支払いしてきたということですが、今回はゼロということですので、医療機関に対して七ヶ浜の65歳以上はただだということとはきちんと周知していて、それで払う必要がないということ、そういう体制ができているのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 契約先を予定していますが、現在もう契約して2,000円分を支払うということは塩釜医師会と契約しております。それで、塩釜医師会のほうでチラシをつくりまして、七ヶ浜町ではこういう形で全額無料になりますということで周知するように手だてしておりますし、予診票のほうにもきちっとうたっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） そうしますと、その該当者に対しては郵送でも、無料ですよということとはきちんと分かるような形で郵送しているということでよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まだ郵送はかけておりませんが、10月1日接種に向けて2,000円という予診票に、自己負担2,000円というのをちゃんと消しまして、今年に限り無料ですよというチラシも入れて配送する予定にしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 15問あります。

○議長（岡崎正憲君） まず、3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） はい。では、順番に。歳入のほうで3点ほど質問させていただきます。

ページ19ページ、款15国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節区分2企画費補助金3,692万9,000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ追加ということで、各事業が明記されております。その事業の金額について説明を求めたいと思います。

2点目、次ページ、20ページですね。款16県支出金項2県補助金目5商工費県補助金節区分2商工費補助金、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金2,300万円について、その詳しい事業内容について説明を求めたいと思います。

3点目、21ページ、款19繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金節区分同じく1財政調整基金繰入金の減額3億800万円について、主たる事業名について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、コロナ関係の全体の金額。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず、議案書の19ページですね。15款2項1目2節の企画費補助金、こちらの内訳でございますが、まず事業継続支援金については財源調整でございます。続いて、社会システム維持のための衛生確保事業こちらについては22万6,000円でございます。続いて、GIGAスクール構想に伴う端末整備事業こちらは2,926万5,000円。続きまして、学校検診用器具購入事業こちらについては8万円。続いて、高齢者インフルエンザ予防接種事業については800万円。続いて、国民健康保険事業特別会計繰出事業については11万3,000円。後期高齢者医療特別会計繰出事業については6万9,000円。心とからだの健康イベント支援事業については600万円。国際村オンライン配信システム構築事業については400万円。災害避難所感染症対策環境整備事業については26万6,000円。以上が事業費の総額でございます。

臨時交付金の歳入のほうでございますが、上から順に行きます。

事業継続地域支援事業が1,000万3,000円の減額でございます。続いて、社会システムは22万6,000円です。GIGAスクールが2,910万円です。学校検診が8万円。高齢者インフルエンザ

が740万円。国民健康保険が10万円。後期高齢が6万円。心とからだの健康イベントが600万円。国際村オンライン配信が370万円。最後の災害避難所が26万6,000円。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、産業課長、お願いします。

○産業課長（小玉 寿君） 2問目の回答になります。今回の新型コロナウイルス感染症で応募した事業を支援市町村補助金、こちらにつきましては現在町で行っております支援事業、事業所が去年のある月の収入額と比較しまして20%以上下がった事業所に対して、町のほうから支援金を差し上げますという事業を現在行っておりますが、そちらの事業に対しまして宮城県のほうで財源のほうに充ててほしいということで、今回このような形で補助金をいただいております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目の財調関係、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 財政調整基金繰入金の減額ということですが、こちらの減額の財源がどこなのかというそういう意味合いなのかなと思いますけれども、こちらにつきましては、当初予算の段階で一般財源として不足する分を賄うような形で当初予算を立てていたものです。

先ほど説明しましたように、普通交付税が1億何がしですか、昨年より増えている、それから繰越金につきましても1億4,000とかという額がありますので、それらで賄えるということで財政調整基金繰入金の減額をしたという形になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。1問目から。

○12番（歌川 渡君） 1点目については了解いたしました。

2点目の商工関係ですね。要するに、第1次、第2次補正で出された事業継続地域支援事業の1つかと思います。ですね。

当初、さきの7月会議では、新型コロナウイルス感染緊急対策事業費で、ここの負担金及び補助金の中で2,700万円ほど、補助金の名称として事業継続地域支援金へ追加ということで2,700万円やりました。今回も多分同じ事業だと思うのですが、同じ事業であれば名称の統一化をしてもらわないと、できないものかな、そうしないと、我々が新たな事業なのかなというふうに誤解しかねないので、そういうところの来るときの名称が違うからそうなのかどうか分かりませんが、そのところをきちんと我々に分かるようなことをしてもらわないと、これまで出された事業継続地域支援金と別な事業、新たな事業なのかというところを誤解せざるを得ないので、そういうところの配慮というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今回のこの名称につきましては、県のほうの補助事業の名称ということでそのまま載せている次第です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすかや。では、次に移ります。3点目。説明がありました。一般財源の不足分を補う部分、それが全般的なものだと。しかし、その中には、事業に伴う地方交付税が増額された、あとはいろんな事業が決定したことによってということなので、具体的な事業名というのは、交付された予定額と来た金額というのは当然精算があると思うので、そういうところでの報告なんていうのはできないものなのか、改めて。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 細々調べれば確かに出てくるとは思いますけれども、これにつきましては、想定的には一般財源の総額で見ている部分ですので、先ほど言ったように大きなものとしては普通交付税の増額分、それから昨年度分の繰越金、こちらが大体約3億円近くというふうな、そういった部分から出てきたものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、普通交付税が増えたということですが、要するに、1万とか2万とか500万ぐらいだったら、ああそうかなと分かるけれども、3億となるとやはりそれなりの金額ですよ。具体的に我々が、どういう事業の中でどういう事業が交付税で認められて、当初があるから認められて増額になった、その分が基金を充当しなくても済んだというようなところも、我々議会人としても周知する義務があるのではないかなというところで伺ったものですけれども、そういう点では、千、五千の単位ではないと思うのですけれども、何千万という単位の予定額が減らされているのです。その件。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから説明申し上げたいと思います。

事業をどれと特定するのは、今の段階では難しゅうございます。というのは、歳入は歳入時期それに合わせて補正をしますし、歳出は歳出でその事業に合わせて事業補正したり、そういったものであります。一般財源につきましては、いつその事業に合わせてこうするというふうな歳入ではございませんので、一般財源、例えば税等、それから交付税そういったものにつきましては、いつ減額したから、増額したからどれに充てたというふうな説明は、今の段階ではなかなかできにくいというふうなことで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたしたいと思います。

再開を11時15分といたします。11時15分再開といたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 2問です。32ページ、いいですか。10款1項8目17節備品購入費、タブレット端末購入代についてです。こちらのほう、タイピングの練習ができるノートパソコンではなく、タブレット端末を選んだ選定理由を伺います。

2問目は、34ページ、10款4項4目14節工事請負費、鼻節神社解説板設置工事についてです。こちらのほうの設置場所と言語表記の種類を伺います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、タブレットの選定理由でございます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは、私のほうから説明いたします。

今回のGIGAスクール構想におきまして、国の補助金の上限につきましては4万5,000円というふうな上限が設定されております。それはもう既に国のほうで、GIGAスクールで整備するのはタブレットというふうに限定しての整備でございますので、そういったことからタブレット端末を購入するということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。待ってください。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 鼻節神社の解説板設置工事の場所になります。車で神社のところに行きますと、鳥居がまずあります。その鳥居の右側にこの看板を設置しております。4月の暴風で倒れまして、今回直すものです。

あと……（「言語表示」の声あり）言語表示ですね。神社のそういった由来を記載したものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 言語、日本語、英語、韓国語含めて。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） ああ、言語ですね。すみません。日本語になっております。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○2番（小林倫明君） 1問目ですが、タブレット端末しか選択肢がないというような回答だったのですが、仙台市のほうでは、今、一応クロームブックといってノートパソコンタイプのほうを選定するような予定でいるみたいなのですが、やはり七ヶ浜町としてはタブレット端末しか選択肢がなかったということよろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 仙台市のほうはちょっとはつきり分かりませんが、クロームブックにつきましてもタブレットだというふうな認識でおります。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員、2問目については。（「大丈夫です」の声あり）いいんですか。はい。ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点でございます。31ページの中段の8款4項1目12節湊浜緑地都市計画調査測量等委託料について伺います。県道拡幅によるものという説明でございましたけれども、こちらの経緯と具体的な場所について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、場所でありますけれども、湊浜の平蔵屋さんの交差点から多賀城方向の縦断線のほうに向けた場所であります。

経緯ですけれども、町のほうで長年拡幅の要望を県のほうに出しているのですが、なかなか進展はしていないのですが、それで、県のほうで拡幅の動きがありまして、ある程度町のほうとすり合わせの意見を調整するために測量等をしたいなと思って計上しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 交差点の大変危険なところで、これについては私も推奨する立場でございますけれども、県のすり合わせのために今回の測量ということで、こちらの測量のほうも県のほうに、県道ということなのでお願いできなかったのかというのを、もう一点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 県道のほうは、どうしても交差点改良ということの一点張りなんです。でも、町のほうといたしましては歩行者の安全もすごく大切なことでありますので、歩道の設置等も考えておるために、その辺のすり合わせの測量となります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 県のほうで予定されているということで、大体いつぐらいの時期を見ているのかという、完了時期ですね、そちらのほうの県のほうのは、町としては捉えているのかというのを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 県道のほうは既に測量等は終わっておるんです、前年度に。その結

果を受けて、またすり合わせのために町のほうで測量調査とかをするための費用であります。

（「完了時期」の声あり）

時期は……うちのほうの時期ですか。県道の事業の時期は、測量の時期ですか。県道の時期はまだはっきり決まっておりません。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 1点です。ページ25ページの総務費6項企画費の22節の国に対する返還金14億円ということで、先ほど説明では不用額という説明でしたが、ちょっと14億というのは随分なお金なのですが、これは事業としてはある程度範囲も決まって、これ以上のものがつくれなくてこういうふうな減少になっているのは想像なんですけれども、果たしてそういうふうな内容で、変更はできなかったのかというのを伺うものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） この額につきましては、国とか県と完了検査、今までの防集事業とかの完了したところの完了検査、それから、これから見込まれる残額、この辺について調整いたしまして、残余額が明確となったものにつきまして返還するものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 県、会検も含めて、全て整った状態での変更ということで理解はしました。これは出来上がったものということなので、おのおのの地区の開発に関しての機能というものの検証はもうされているのかどうか、伺うものです。

○議長（岡崎正憲君） 地区への検証、どうでしょうか。大丈夫ですか。復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 今回の事業全てで64事業ございますけれども、これは今年中に……公表をしなきゃいけないんですね。今までやった分の実績とか、あと、どのように良くなった、悪くなった、悪くなったということはないと思うのですけれども、その辺の公表を行いますので、もう少しお待ちください。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 淳君） 今なぜこれを聞いたかというのは、いろいろ調整地等の話もあるのだろうし、そういう機能の検証はできているのかなというふうな考え方で聞いたものです。

それはそれとして、64事業全部完成すればそういうふうな評価はされるということなので、もう一点、これはK P Iというか、事業評価というものについての指標とそれから結果というものは公表されるということで、先ほど課長の話だと思いますが、それはいつぐらいに、来年

度になるのか何月頃になるのか、どういう格好で公表するのか、その点を伺うものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 今年度3月までには何とか公表したいなとは考えてございます。

それで、公表としましては、町のホームページのほうで公表していきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 3問です。

○議長（岡崎正憲君） はい、3問どうぞ。

○4番（木村 稔君） 歳入の20ページです。20ページの16款2項8目石油貯蔵施設対策補助金です。節区分が1、マイナス36万7,000円。こちら、大変額は小さいのですが、36万7,000円のマイナスとなったその要因、プラスではないので、このマイナスとなった要因というのを伺いたいと思います。

2問目ですが、22ページです。22ページ、歳入の21款4項雑入3目雑入の節区分3雑入の中の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を減額、こちらがマイナスで1,859万2,000円。こちらマイナスでございすけれども、先ほどと同様に、当初予算から随分減額されているようですけれども、こちらのマイナスになった理由、要因というのを伺いたいと思います。

3点目です。3点目が30ページです。30ページは歳出です。30ページです。6款3項水産業費の3目漁港管理費、節区分が工事請負費でございす。こちらの維持補修工事、菖蒲田漁港内の駐車禁止エリア整備事業が38万5,000円。こちら、具体的にどのような整備工事だったのか、その具体的な内容を伺いたいと思います。以上、3点です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） それでは、議案書20ページの16款2項8目石油貯蔵施設対策補助金の36万7,000円の減額の要因でございす。まず、当初予算につきましては、平成31年度昨年度の交付決定額と同額を見込んでおりました。こちらの補助については国の補助であります、資源エネルギー庁、全国の予算の補助の申請が、予算補助でありますけれども、超過をしておりまして、全国一律に減額をされたということが要因になってございす。1点目は以上でございす。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 22ページの雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減額についてですけれども、こちらにつきましては、当初、役場庁舎のLEDの改修費用の財源とし

て見込んでいたものでございます。先ほど説明しましたように、要綱の改正等がありまして該当しなくなってしまったということから減額したものであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 菖蒲田漁港内の工事内容ですけれども、駐車禁止帯、ゼブラライン、あと、ゼブララインにプラスしまして駐車禁止の文字を盤面のほうに標示する工事でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） はい、1問目から。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点目、2点目は納得したのでございませぬ。3点目のみ再質問したいと思います。

それでは、ゼブラの線とあとは文字をとということでございませぬけれども、同様の仕様というか工事が済んでいる漁港どのぐらいあるのかと、あと、他の漁港にも、もしそういうのが済んでないところがあるのであれば、聞き取り等でそういったのがされたのか、そちらを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。本件の菖蒲田漁港エリアの関係での質問に切り替えていただきたいと思ひます。ただいま、ほかのほうの関係の意味合いに聞こえましたので、この予算に関しての質問に変えていただきたいと思ひます。

○4番（木村 稔君） 菖蒲田漁港内駐車場禁止エリア整備工事でございますけれども、それ以外の漁港でもこちらの整備工事に類似したものを請求されたことがあるのか、聞き取りはしたのか、伺いたいと思ひます。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと質問が想定外の質問ですが、よろしいですか。寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、今、産業課長が申しましたけれども、菖蒲田漁港についてはゼブラとか看板を設置してそこに車を止めないようにということですね。

そして、改めて申しますけれども、町内には8つの地方港湾ございます。内訳は、漁港が2つ、あと港湾が6つです。港湾については宮城県管理となります。七ヶ浜町の管理は菖蒲田漁港と松ヶ浜漁港だけです。松ヶ浜漁港についてはそういったゼブラとかは必要なかったので、あくまでも菖蒲田の防潮堤のところを入れて上がっていくスロープとかそういうところへの設置でございますので、その部分だけでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） こちらと同等の悩みというのがやはり松ヶ浜漁港のほうからも出ておまして、菖蒲田の方々、申入れか何かされたのですかね。同様の同じような整備してほしい、

松ヶ浜でも出られないという、仕事して、さあ行こうというときに出られないらしいんですよ、釣りの人たちの車があったりとか、そういったのがかなり深刻なんですね。これはさっき聞き取りしたのかと言ったのですけれども、松ヶ浜でも同様であって、それと申入れしなければやはり町のほうで動いていただけないものなのかどうか。これ松ヶ浜でも同様の事例がありますので、その辺に対してどのような手続を取ればいいのか、それに対して回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 地元の漁民さんにこちらのほうでお伺いしに行きます。

○議長（岡崎正憲君） 次に質問ございませんか。ほかに質問ございませんか。佐藤直美議員。

○1 番（佐藤直美君） 4 問ございます。

○議長（岡崎正憲君） 続けて 4 問お願いします。

○1 番（佐藤直美君） まず、ページ26ページです。2 款 6 項10目の14節工事請負費の七ヶ浜国際村オンライン配信システム構築工事に関してです。こちらは国際村内の全てのエリアで使えるシステムなのか、それとも、ホール内だけに固定して使えるシステムなのか、お伺いしたいです。

そして、2 問目、同じページで 2 款 6 項10目18節補助金、国際村で行う心と体の健康イベント支援事業補助金に関してです。こちらのイベント内容と委託かどうかお聞きしたい。こちらが 2 問目です。

3 問目は、ページ30ページ、7 款 1 項 2 目12節施設管理委託料の12万4,000円、こちらの公園の場所と委託内容をお伺いしたいです。

そして、最後に、ページ33ページ、10款 3 項 2 目の11、13節ですが、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業消耗品代等ですが、こちらは先ほど向洋中で行うということで御説明いただきました。七ヶ浜町には 5 校あるのですが、向洋中が選ばれた選定理由とこの事業の内容をお伺いしたいと思います。以上、4 問になります。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目、国際村局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 1 問目、こちらが25ページの国際村オンライン配信システムの構築内容です。こちらは各施設、貸し館を含めての全ての施設に LAN ケーブルを配線し、ネットワークを図る工事です。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2 問目、健康イベントに関しまして。国際村事務局長、そのまま。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 2 問目の心と体の健康イベント支援事業補助金です。こちら

につきましては事業協会への補助金で、内訳としまして、和太鼓パフォーマンスに対する公演の委託、さらにライブ配信等の業務委託を予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長、3問目。

○産業課長（小玉 寿君） 公園等の施設清掃委託料の内容ですけれども、こちらにつきましては、公衆トイレの掃除になります。吉田浜と代々崎浜の2か所が新たに加わったものですから、その分増額の補正をさせていただいております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 4問目、教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 4問目のオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の予算関係でございますが、こちらは宮城県の教育委員会のほうから、こういった全国展開事業があるということで各学校に紹介が来ました。それで、町内としては、まずこれにのった事業をやりたいというふうに手を挙げたのが向洋中だけでございましたので、そのまま向洋中のほうで申し込んだというところでございます。

内容につきましては、オリンピック・パラリンピックを盛り上げるために、向洋中の体育祭の中で聖火リレーを子供たちがやって、こういったオリンピック等の気運を盛り上げるというような内容になっております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 国際村のオンラインシステムに関してだけ再質問させていただきます。

こちらは全てのエリアの全ての部屋にLANで使えるようにするということがあったのですが、これは一般の方々が使いたいとなったら、事前に申し込んでどなたでも使えるようなシステムなのかどうか、確認のほうをさせていただきたいです。

○議長（岡崎正憲君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 今回のオンラインシステムにつきましては、やはりコロナ禍の影響で、住民の方含め国際村の事業協会もですが、文化・芸術の発信がままならない状況です。そちらを改善するためにオンラインシステムを構築し、広く利用できるように対応を考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい、よろしいです」の声あり）ほかに質疑ございませんか。ないようですので、歌川議員の4問目から。

○12番（歌川 渡君） 歳入のほうから1点、最初、質問させていただきます。

ページ23ページ、款2総務費項1総務……

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、すみません、23ページは歳出になっていますが。

○12番（歌川 渡君） 失礼しました。歳出ですね。歳出でした。

○議長（岡崎正憲君） 歳出でいいんですね。

○12番（歌川 渡君） はい。失礼しました。ちゃんと下に歳出と書いてありました。

繰り返します。款2総務費項1総務管理費目5財産管理費、節区分13使用料及び賃借料の中のリース料の30万円について伺いたいと思います。説明で3カ月分ということでありました。いつからいつまでの分なのか、説明を求めたいと思います。1点目。

2点目、戻ります。同項の1目一般管理費、節区分2職員手当等143万のうちの時間外勤務手当以下について伺います。説明では人事異動に伴うものということでありました。そこで、この時間外手当というのは具体的に主にどの部署で、時間帯にして幾らなのか、どういう業務なのか、何人相当がこの手当の追加分なのか、新たな発生なのか、その点を伺いたいと思います。

3点目、29ページ、款3民生費項2児童福祉費目7保健衛生普及費節区分12委託料、その他ストレスチェックサイト機能追加業務委託料ということで、この事業内容について説明を求めたいと思います。とりあえず。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、リース料の関係。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、1月からを想定しております。1、2、3月分ということで、月10万円の30万円ということで予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、時間外の件、総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 時間外手当でございますが、4月から新たに配属されました宮城県の派遣職員のものでございまして、所属は子ども未来課でございます。業務といたしましては、要保護児童の対応ということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、ストレス内容、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） この事業に関しては、自殺対策のほうでストレスチェック機能サイトを新設しました。その中で今回の補正に関しましては、ストレスチェックサイトの、どのような人がサイトに訪れたかを分かるための機能を追加するための補正でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。じゃ、1問目から。

○12番（歌川 渡君） 1問目については了解しました。

2点目について、この時間外手当というのは、これまでの分なのか、今後予想してなのか、人数が何人なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 時間外手当は今後予想してでございます。それから、1名分でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これまでの日当たりの残業時間、そして、今後見込まれる1日当たりまたは月単位の残業時間は何単位として算定しているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） いいですか、総務課長。いいですか。ちょっと待ってください。
子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、新たに配属になりました派遣職員分ということで1名と先ほど総務課長から回答がありました。月平均という形での取り方になっておりますので、今後6カ月分という形になります。こちらの平均となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3問目に移ってください。（「単位求めてる。1日当たり、月当たりの単位。単位が幾らなのか」の声あり）

子ども未来課長、1日……平均じゃなく1日……1時間単位かな。1時間単位ということですか。

○12番（歌川 渡君） そう。何単位になるか。要するに、1日何時間ぐらいの残業時間を想定しているのか。

○議長（岡崎正憲君） 1日何時間の残業を想定しているのかということ。アバウトで、約で。しばらく待ってください。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） そちらの集計はまだ出しておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） それでは、3問目に移ってください。（「それはひどいじゃん」の声あり）3問目のストレスの関係で。

○12番（歌川 渡君） 3問目というかね、128万のお金してるんだよ。歳出根拠というのがあるんじゃないの。例えば、1時間当たり1,280円だったら100時間でしょ、単純に言えば。ね。それを6カ月で割ればできるんじゃないの。そういうことも説明ができないのですか。我々に提示をするに当たって、議会に。初歩的な質問ですよ。

○議長（岡崎正憲君） ただいまお答えいただきましたのですが……（「答えなんかもらってないよ」の声あり）追加の回答があればお願いします。（「初歩的なものでしょ、こんなの。昨日と同じだ」の声あり）なければ、後で。（「答弁できないんだったら、次に移ります」の声あり）ちょっと待ってください。歌川議員、ちょっと待ってください。

分かりました。そしたら、歌川議員、ストレスの分の2問目に行ってください。

○12番（歌川 渡君） ストレスチェックについては了解しました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑なければ、そのまま、歌川議員、残りの分を言ってください。

○12番（歌川 渡君） 残り6点ございます。とりあえず、1点目と5点目は分けて質問させていただきます。

まず1点目であります。ページ31ページ、款8土木費項3住宅費目2災害公営住宅維持管理費基金費の中の節区分24積立金292万5,000円追加ということであります。説明については平成元年度分。要するに、それぞれ交付金、補助金等々が該当されると思いますが、それぞれ積立金しなきゃいけない項目による金額について説明を求めたいと思います。

あと、5点は議案に関係するので、それは1つにまとめてしたいと思いますので、1点だけ。

○議長（岡崎正憲君） じゃ、要するに、今の1問の関係で。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 交付金のほうですね。まず、交付金ですけども、これが2億1,479万5,625円です。あと、そのうちの特交の分ですけども、これが3,317万3,755円です。こういった金額から積立金の増2億6,642万600円等を差し引きの分で計上なっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、いいですか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今のことでなかなか十分理解できないので、後で情報開示で請求します。

○議長（岡崎正憲君） はい。次の質問続けてください。

○12番（歌川 渡君） 次の質問は、ページ32ページ、款10教育費項1教育総務費8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費の中の全般と、歳入の19ページの同じような事業の繰入金について、関連して質問いたします。

1点目、読み上げて質問させていただきます。議会に対しては、7月9日の議会全員協議会において、令和2年7月7日付の「七ヶ浜町における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用施策について（第2次施策）」の中で、同事業の実施の説明がありました。また、保護者に対して、教育総務課によりインターネット接続環境についてのアンケート調査を行っているとのこと、そこで伺います。GIGAスクール構想に係るこれまでの過程、スケジュール及び今後の過程、スケジュールについて説明を伺うとともに、資料の提出を求めるものであります。

2点目、その中で特に教職員及び保護者への同事業の理解、説明の過程について説明を求めます。

3点目、議会への説明では、コロナ禍等におけるオンライン学習に必要な機材の整備と言われました。非常時に対応した自宅学習に関わるインターネットの整備計画及びその費用負担について説明を求めるものであります。

4点目、昨日の佐藤直美議員の一般質問の答弁に、GIGAスクール構想に伴う事業に、一斉学習、共同学習、個別学習での活用と説明がされました。そこで、各学年ごとの1年間の授業課程におけるカリキュラムをつくられているのか、説明を求めたいと思います。

5、同事業は講師のさらなる業務負担となりかねないものであります。説明では、各種研修会に参加していくということですが、学校ごとにICT支援員の配置が必要ではないかと思えます。宮城県はこの事業に対して令和4年までにICT支援員を4校に1人程度配置するとありますが、それまでの体制は十分と考えているのか伺います。

文書をやったほうがいいかな。

○議長（岡崎正憲君） 二、四、五。今のところ5問ということでまとめてですね。（「はい」の声あり）GIGA関係ということでまとめた質問でございます。まず1問目から、スケジュール云々から。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） これまでのスケジュールにつきましては、LAN工事の整備と、あとは端末の整備ということで進めておりました。今回、補正予算通って初めてタブレットのほうは端末整備が始まるというところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、8月27日の議会全協で説明しまして、そちらの3ページに、今後購入補正予算が今回上程しまして承認された場合につきましては、そちらに記載のとおり9月の備品購入に向けて9月の指名委員会にかけたいというふうに思っております。また、10月に入札だったり仮契約、もし可能であればそのようにしていきたいと。その後、700万円の財産取得というふうになりますので、議会の議決が必要です。そちらの議会の議決を経て、来年の3月まで納入する予定で進めたいというふうに考えております。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。保護者ですね。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 続いて、保護者と先生の理解……説明ですかね。保護者のほうに直接説明しているわけではございませんが、広報等でコロナウイルス関連の事業ということで紹介されているというところでございます。

あと、先生方につきましては、宮城県で行われた連絡協議会などの資料なども提出して、来年の3月までにLAN工事並びにGIGAスクール構想におけるタブレット端末等の整備、そしてこういったツールを使って来年度以降授業を実施していくかというところについて説明し

ており、昨日の一般質問の回答でも教育長が回答したとおり、先生方についても来年度に向けて、早速今年度から今後準備していくというようなことになっております。

○議長（岡崎正憲君） 3 問目、非常事態。

○教育総務課長（佐藤浩明君） あと、オンラインの費用負担につきましては、昨日の一般質問で回答しているとおり、今後貸与規定などを整備するに当たって、その辺の町が負担するのか、それとも受益者負担といたしますか、使うほうの負担なのか、その辺は近隣の状況あと全国の状況なども勘案して、今後検討していくというところでございます。

あと、一斉学習、個別学習、授業等のカリキュラムにつきましても、基本的には、各授業で展開していくに当たってタブレットを十分に使っていくというようなことでございます。これについては、基本的にはタブレットを使って授業を展開していくということで御理解いただきたいと思います。

あと、ICT支援員の配置につきましては、本町としては、まず学校の先生方への研修会などを想定しておりますが、予算的なものとか、あと費用対効果とかいろいろなことでかみ合えば、そういった支援員も来ていただいて研修等をしていただければというふうには考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） では、まず1点目からですね。繰り返します。

今の説明ですと、4月までは購入するための段取りは説明されました。じゃ、具体的にそのシステムを使うに当たって授業計画をきちんとつくって、当初は、災害時、そういう学校の休業・休校に伴うオンライン学習をとということで、我々議員には説明がありました。しかし、だんだんと日がたつにつれて、学校授業全体の中で使うようなニュアンスを説明されております。

そこで、そうであれば、じゃあ何でそれらにお金をかけて来年度からやるのであれば、毎日、毎週、毎月、毎年、前期・後期の中で、それぞれの学年ごとにどういう授業の中でこのオンライン授業またはタブレット授業を展開するのかということを、教師なり保護者に説明する、または説明する準備をすべきだと思うんですけども、そこで繰り返します。

その授業での取組に伴う、例えば数学だったらこういうもの、社会だったらこういうもの、理科とか科学だったらこういうものの中でタブレット授業をやっていくんだと、そういう人たちが、もう今や、何だっけ、ソフトバンクとか何とかコーポレーションとか、そういうところのそこでもう出ているじゃないですか。そういう中で、じゃ、来年からどういうふうな授業をやるのかというのがつくられているのですか。1点目。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 今現在はつくられておりません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。ちょっとお待ちください。いいんですか。

○12番（歌川 渡君） 分かりました。いいです。つくられてねえんだから。

2点目については、教師または保護者への説明も十分でない。はい、分かりました。

3点目、この3点目についても、その費用負担、全児童生徒の自宅に対してのインターネットの整備については、今のところ考えていないと。将来については受益者負担としてされる。そうすれば、受益者負担が拒否した場合は、その人は修学する権利が奪われるんですよ。そういうことも今考えないでこんなのを導入するということで理解しました。説明は分かりました。

4点目、このGIGAスクールの1年ごとのカリキュラム、これについても具体性がつくられていないということで、具体性がないことが分かりました。

5点目、5点目についてちょっと伺います。先生の研修、県からの派遣がいただければいいなということであります。もし、来年令和3年から実施する授業だというふうに理解しました。そこで、繰り返します。県としては、令和3年に配置するかどうか分かりませんが、令和4年までに4校に1人程度配置する。その配置というのは、現地、要するに各地域に派遣して、例えば七ヶ浜町には小学校が3校、中学校が2校、5校あります。1人を専属に七ヶ浜のどこかのところに常駐させて、その中で回りながら疑問があったときにする制度なのか。県の教育委員会のどこかの所属で、そこから電話なりインターネットでの指導なのか、その点の説明も求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。質問は簡潔にお願いいたします。

○12番（歌川 渡君） 簡潔。もっとね、本当は……。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） まず、オンライン学習とかそういうICTの機器を使って、全部1時間目から6時間目まで、あるいは全部の教科、毎日、しょっちゅう、ICTの授業をやるというわけではありません。メインはあくまでも……ごめんなさい。ちょっと取りますね。（「はい」の声あり）

そういうわけで、メインはあくまでも学校の先生と子供、子供同士が一緒になって1つのテーマについて解決に向かっていくという授業がメインであるということが基本です。その基本形を守りつつも、課題によってはICT教育を活用した方がいいというものもあります。

事実、私自身、全協でお話ししたように随分勉強しました。私がかつて現役だった頃に、こ

うということがあればな、こういうことができればなということがなかなかできなかったことが、今はもうほとんどできるようになっているということです。それに頼らないで、あくまでも先生方が必要なものをＩＣＴ教育で支援していくというふうな位置づけで取り組んでいきたいということが基本的なスタイルです。

それから、教師、保護者についてですけれども、先月でしたかね、先月の校長会、教頭会、それから主幹教務主任会の中で、私のほうから初めて正式に、来年度こういうＩＣＴ教育活動を進めていきますよと。しかし、それができるまでの間は、まず最初、議会に補正予算を組んでいますのでその議会の議決を経なくちゃいけないと。議決を経た後、業者の選定をどうするかということとかいろんな手続があって、大体手続が順調にいけば３月頃にそのＩＣＴ関係の機械が入るだろうというふうな大体の予測を考えております。ただし、議会で了解をいただければこれは３カ月ぐらいわっと延びるから、まだ不確定だけれども一応こちらのほうの考えですということで説明をしております。

それから、もう一つは、それに伴って、まず今のうちから準備をしていかななくちゃいけないということで、いろいろ私自身も勉強して、使い方、どういうふうに利活用ができるのかということについて随分勉強をしました。勉強をした結果、いろんなものに使えるんだなということを感じたと同時に、時代は随分先に行っているんだなと、随分進歩しているんだなということを感じましたので、私よりも現場の先生方がいっぱい知っている人がたくさんいますので、各学校でこのＩＣＴ教育に精通している人を私のほうでピックアップして、実際に学校に行っでどういうふうに使っているのかという実地研修を私が受けたということです。さらに、場合によっては教育委員会のほうにおいでいただいて、口頭や文書でこういうふうに使えるんだよということの話をいただきまして、これはいろんなことに使えるなというふうな認識をしたということなんです。

費用負担については、仙台教育事務所管内の13の市町の教育委員会に一応調査しました。その結果、いろいろな凸凹、いろんな温度差……（「議長、俺、そういうこと聞いてない。簡潔に、質問簡潔にと言っさ、答弁簡潔に言っさ、私、５番だけ質問したんだ」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 静粛に願います。ただいま全体を回答をされておりますので。

○教育長（武田光彦君） 費用負担についてはさっきお話ししたように全部調べました。どこの市町村も確定的にこうだというのはありません。ただこういうことで検討しているという回答を得ております。

それから、研修の支援員ですね、これは私どもは随分心配しています。文科省はあるいは県

教委のほうは、歌川議員がお話しされるように、1人の支援員が4つか5つの学校に指導していくということです、それでは機動性がないんじゃないかなというふうに私自身は思います。

そこで、その辺についても各学校の精通している人たちに率直に聞きました。それによると、そういう人がいればいい、また欲しいと。しかし、その前に、我々、つまり我々というのは精通している人たちですね、精通している人たちのICTの力量から見ると、今までは大体のことは対応できます。だけれども、このICT教育をずっと進めていくと、我々選抜された人たちが、精通している人たちが異常にものを要求される場合があると。そうなったときに我々は困るので、その困ったときに対応できるような人をやはり用意してもらったほうがいいという話があります。

したがって、それはすぐではないなと。はい、それはすぐではありませんと。精通していて熟度が上がってくればそういう要求が出てきて、そういうふうに対応できるものをもってもらいたいということで、それはこちらの検討課題だ、宿題だというふうに回答してあります。とりあえずのところは今精通している人たちが中心になって進めていこうということで、今考えております。

何といってもその機器が実際に学校現場に届くのが3月頃ですから。ですから、実際の実践の活動というのはちょっとできにくいんですけども、現在ある学校での機器の中で機器を使ってやってくれということで今進めております。不十分なところは随分ありますけれども、先生方にはとにかく機器が来るまでの間の暫定期間としての取組と機器が来てからの取組というふうに2段階に分けて取り組んでいただきたいということで、今進めているというのが率直なところです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。今、最終のICTの関係で再質問があればお願いします。

○12番（歌川 渡君） そのように支援員の体制だって不十分ですし、あとは、そういうものが現場の先生のまた新たな負担になるという状況が改めて確認いたしました。長い答弁ありがとうございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑は……ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川 渡です。

議案第47号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）に反対の立場から討論いたします。

す。

反対の主な理由は、GIGAスクール構想に伴う端末整備事業費が計上されているからであります。私どもは、ICT（情報通信技術）を活用した教育は将来必要とされることかもしれませんが、今期での計上はコロナ禍につけ込んだ姑息とも言えかねないことから、このGIGAスクール構想に伴う端末整備事業費は拙速であり、時期尚早であることから反対するものであります。

本町においてもコロナ禍の中でやむなく長期学校休校をし、再開したときに感染症対応・対策を取った1つが分散登校でもありました。その内容は、1教室40人に対応した人数を半分の20人にしたり、そういう学校も多く見られたし、本町についてもそれなりの対策を取ったものかと思います。3密を避ける1つとして身体距離の確保策で現在の教室の広さに対応した、そういう対応であります。この実施となった少人数学級は、ほかでもありません、感染症対策でも有効でもあり、長年、教育者、保護者が求めてきた要求と一致したものであります。

今、文部科学省はICT活用教育を推進していることは確かであります。少人数学級を実施し、多様な子供たちに向き合える、子供一人一人が学び、成長できる教育環境を整えることが先決ではないでしょうか。

今回計上されるGIGAスクール構想に伴う端末整備事業費も、現在における教育カリキュラムから照らしても日常的に十分活用できる教育環境が整備されていない中で、ましてや現場の教師、保護者との十分な話し合い、合意もされていない中での同事業の実施は時期尚早であることから、同事業が計上されている本補正予算に反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） 13番佐藤 衛でございます。

議案第47号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正の内容は、主なものについては、東日本大震災復興交付金基金にかかる残余额の国庫返還で、返還分の特に大きいものは防災集団移転促進事業が完成し確定したものであります。残余额を返還できるようになったということは、防災事業が収束に向かっており評価するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による新規事業の1つとして、宮城県教育委員会との連携によるGIGAスクール構想に伴う端末整備事業の中で、一斉学習や共同学習、個別学習等幅広い学習展開が可能となりますので、高く評価するものでございます。

また、65歳以上の高齢者に無料でのインフルエンザ予防接種の補正に対しても評価するものでございます。

そのほかにもロタウイルスワクチンの定期接種予算の補正等々が計上されており、今回の一般会計補正予算に対し適正と認め、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取らせていただきます。

再開は13時、午後1時15分といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第12 議案第48号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、議案第48号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第48号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案書の36ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,884万3,000円に定めようとするものであります。

では、初めに歳入について御説明いたします。議案書41ページをお開きください。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金11万3,000円につきましては、事務費、人件費繰入金の財源にするものであります。

同じく2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,913万3,000円減については、基金繰入金の

減額とするものであります。

6 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金につきましては、決算による繰越金となります。

次に、歳出について御説明いたします。ページは42ページになります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費11万3,000円につきましては、歳入でも申し上げたとおりの経費、高額医療費申請書の郵送料と追加となります。

5 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目財政調整基金費2,033万8,000円については、財政調整基金の積立て、繰越し分からの追加するものであります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金33万4,000円については、実績が確定に伴う特定健康診査保健指導分の返還金の追加ということになります。

同じく 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金80万8,000円は、令和元年度の事務費繰入金の精算分となります。

説明は以上となりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 49 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第13、議案第49号令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第49号令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。議案書の43ページをお開きください。

第 1 条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ1,753万5,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書48ページをお開きください。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金68万2,000円については、決算による繰越金となります。

次に、歳出について御説明いたします。議案書は49ページになります。

1款総務費1項総務管理費2目公園墓地基金費20万2,000円については、繰越金のうち基金から繰り入れた分を戻すためとなります。

2款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金48万円については、繰越金のうち一般会計に繰り出すための追加ということになります。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第14、議案第50号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第50号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。議案書50ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,173万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,074万7,000円に定めようとするものです。また、サービス事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ559万7,000円に定めようとする

ものです。

補正予算の理由につきましては、令和元年度事業の精算分並びに地域密着型介護予防サービス給付費などの予算の組替えが主なものです。

初めに、保険事業勘定補正予算について説明いたします。議案書59ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容について説明いたします。

3款1項1目介護給付費負担金804万9,000円は、令和元年度事業精算によるものです。

3款2項3目地域支援事業交付金141万円並びに5款3項2目の地域支援事業交付金70万5,000円、7款1項3目の地域支援事業繰入金70万5,000円は、包括的支援事業分の追加です。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金31万8,000円は、令和元年度事業精算によるものです。

7款2項1目財政調整基金繰入金544万1,000円の減額は、財政調整基金への繰入金の減です。

8款1項1目繰入金3,599万2,000円は、令和元年度繰越金が確定したことによる追加です。

議案書61ページを御覧ください。

次に、歳出の補正予算内容について説明いたします。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費323万円の減。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費220万の増。

2款3項1目高額医療合算介護サービス等給付費100万の増は、地域密着型介護予防サービス給付費並びに高額医療合算介護サービス等の増に伴う予算の調整です。

3款1項1目財政調整基金費2,401万2,000円は、繰越金等が確定したことに伴う積立金への追加です。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費は予算の調整です。

4款3項1目包括的支援事業費366万5,000円は、職員人件費の追加です。

5款1項2目償還金968万1,000円は、令和元年度分の国等に対する返還金などです。

3款2項1目一般会計繰出金438万円は、令和元年度事業の精算によるものです。

次に、サービス事業勘定補正予算について説明いたします。議案書64ページを御覧ください。

歳入予算2款1項1目繰越金17万6,000円は、令和元年度事業の精算によるものです。

議案書65ページを御覧ください。

歳出予算2款1項1目一般会計繰出金17万6,000円は、令和元年度事業の精算によるものです。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第51号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第15、議案第51号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第51号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案書は66ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,457万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書71ページをお開きください。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金6万9,000円については、事務費、人件費分として追加するものであります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金172万につきましては、精算による繰越金となります。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金30万については、所得更正等による所得減の還付金追加ということになります。

次に、歳出について御説明いたします。議案書は72ページになります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費6万9,000円については、後期高齢者医療被保険者証郵送料の追加になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金101万2,000円については、広域連合への納付金の追加ということになります。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金30万につきましては、歳入で御説明しました還付金への追加ということになります。

同じく 2 項繰出金 1 目他会計繰出金70万8,000円は、令和元年度の事務費繰入金の精算分となります。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 認定第 1 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 2 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 3 号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 4 号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 5 号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 6 号 令和元年度度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 認定第 7 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第16、認定第 1 号から日程第22、認定第 7 号までは令和元年度の決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 認定第1号令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。決算書2ページ、3ページをお開きください。

令和元年度の一般会計歳入決算額は85億8,962万3,941円であります。歳出決算額につきましては81億4,662万212円で、歳入歳出の差引きは4億4,300万3,729円となっております。

次に、決算書の120ページをお開きください。

歳入歳出差引額のうち6,672万9,169円が翌年度へ繰り越すべき財源額となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会において担当課長より説明申し上げますので、慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第2号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、認定第2号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。決算書2ページ、3ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入が7億2,882万7,923円、歳出が7億1,364万7,426円で、歳入歳出差引き残額は1,518万497円となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で御説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第3号令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 認定第3号令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算書は同じく2ページから3ページになります。

決算額は歳入で21億6,409万6,408円、歳出で20億9,822万587円、歳入歳出差引き残額は6,587万5,821円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第4号令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 認定第4号令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算書は2ページ、3ページになります。

決算額は歳入で4,551万220円、歳出で4,456万1,770円、歳入歳出差引き残額は94万8,446円です。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第5号令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 認定第5号令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。決算書は同じく2から3ページになります。

決算額は、保険事業勘定の歳入が17億3,292万5,994円、歳出が16億9,193万3,741円、歳入歳出差引き残額は4,099万2,253円です。

次に、サービス事業勘定の歳入が461万6,610円、歳出が439万700円、歳入歳出差引き残額は22万5,910円です。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第6号令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 認定第6号令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算書は同じく2ページ、3ページになります。

決算額は歳入で1億9,185万8,080円、歳出で1億9,012万7,383円、歳入歳出差引き残額は173万697円です。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第7号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、認定第7号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計歳入歳出決算について説明いたします。決算書は256、257ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の事業収益決算額は5億449万5,657円、事業費用決算額は5億1,351万5,881円となっております。

次に、258、259ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は1,101万3,217円、資本的支出決算額は5,296万3,579円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,195万362円については、

当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君）　ここで、令和元年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の審査意見につきまして、遠藤代表監査委員より御報告をお願いいたします。遠藤代表監査委員、御登壇をお願いします。

〔代表監査委員　遠藤　均君　登壇〕

○代表監査委員（遠藤　均君）　それでは、令和元年度七ヶ浜町各種会計歳入歳出、水道事業会計の決算審査意見書の報告をいたします。

まず、審査対象書類は、一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類と基金の運用状況を示す書類でありました。

審査の期間は、令和2年7月8日から28日までの間で、事前審査等を経て、本審査の実日数は5日間でありました。

審査の方法は、町長から提出された決算書に基づき関係諸帳簿との照合を行うとともに、各課等より提出された決算審査資料により事前審査を行い、本審査では各課長等からの概要説明の後に質疑をする方法で実施しました。

また、審査における重点事項としまして、1つは収入済み額が予算現額に比べて著しく差異はないかどうか、2つ目として前年度と比較して収入率の著しく低下しているものはないか、3つ目として予算流用、予備費充用の理由は適切かどうか、4つ目として予算額に比べ多額の不用額を生じていないか、生じていた際の理由は何か、等でありました。

結果、一般会計の決算は、前年比で減少したものの、東日本大震災前の平成22年度と比較すると、歳入歳出ともに約1.4倍に増加している状況であります。これは震災関連の予算が主な要因で、実質的には引き続き厳しい財政状況であります。今後の財政運営に当たっては、震災関連と併せ新型コロナウイルス対策関連の予算執行も予想されますが、経常的経費の抑制と点検を行うとともに、関係法令や条例等にのっとり、限られた財源を重点的、効率的な配分と計画的な事務事業の推進を望むよう申し述べ、審査の意見の結びといたしました。

なお、特別会計につきましては、意見書に記述のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算審査の意見について述べさせていただきます。

まず、審査の対象とした書類は、水道事業関係決算書類及び決算諸表などでありました。

審査の期間は、令和2年6月16日から24日までの間で、事前審査等を経て本審査は1日であ

りました。

審査の方法は、管理者から提出された決算書類と決算諸表に基づいて、経営状況や財政状況は良好か、資産の運用は安全かつ適切か、さらに事業効果が経営成績に表れているかなどに主眼を置きました。事業の経営内容を把握するための計数の分析も行いながら、審査を実施いたしました。

その結果、経営状況については、営業収益は主に配水量の減少に伴う給水収益の減少により前年度比約5.3%の減となっており厳しい状況にはありますが、一方、財政状態は給水人口から見た類似団体の平均を上回っており、安定した状態にあると思われます。建設改良工事においては、今後、配水池改修事業を計画的に実施していくことや老朽管更新工事などにより安定した水の供給と災害時においても安全性が高まるなどの事業効果が期待できるものと認められたことを申し述べ、審査の意見の結びといたしました。

以上で、令和元年度の決算審査に伴う監査委員の意見といたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 以上で、決算審査意見の報告を終了いたします。

お諮りいたします。日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までは、昨日、町長より提案理由説明と先ほど担当課長等より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

暫時休憩いたしますが、そのままお待ちください。

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第23 報告第10号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風19号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第23、報告第10号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風19号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第10号専決処分による工事請負変更契約の締結について（令和元年度台風19号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事）」について説明いたします。議案書80ページをお開きください。

本契約につきましては、令和元年度台風19号に伴う小田汚水ポンプ場災害復旧工事で、令和2年3月会議の議案第21号をもって工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。

今回の変更契約につきましては、令和元年6月に議決されました地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件であることから、専決処分としたものであります。

当初契約金額9,097万円に281万4,900円増額し、9,378万4,900円に変更するもので、変更の理由につきましては、台風、大雨等の影響により電気室が浸水した場合に備え、ポンプ施設の運転継続を確保するため、仮設動力制御盤を設置することとしたものであります。

契約の相手方につきましては、株式会社ウオーターエージェンシー東北中央営業所であります。

なお、工期につきましては、令和3年1月29日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告を終了いたします。

日程第24 報告第11号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第24、報告第11号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第11号専決処分による工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」について説明いたします。議案書は82ページになります。

本契約につきましては、令和２年度長須賀多目的広場管理棟新築工事で、令和２年６月会議の議案第32号をもって工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。

今回の変更契約につきましては、先ほどと同じで、令和元年６月に議決された地方自治法第180条第１項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての６に該当する案件であることから、専決処分としたものであります。

当初契約金額5,496万7,000円に367万7,300円を増額し、5,864万4,300円に変更するものであります。変更の理由につきましては、多目的広場場内へのアナウンス用のスピーカー設置工、それからWi-Fi設備工の増工によるものであります。

契約の相手方につきましては、有限会社遠藤工務店であります。

なお、工期につきましては、令和３年１月29日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告を終了いたします。

日程第２５ 報告第１２号 令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第25、報告第12号令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第12号令和元年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。議案書の84ページ、それから議案参考資料の13ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について説明いたします。

１つ目の指標、実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の深刻度を示すものでありますが、今回、黒字であったため比率は出ておりません。

２つ目の指標、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方

公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政の深刻度を示すものですが、こちらも黒字であったため比率は出ておりません。

次に、3つ目の指標、実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本年度は0.5%になっており、健全化がより進んでいっている状況であります。

4つ目の指標、将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来にわたる負担の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでありますが、こちらも比率は出ておりません。

4つの指標いずれも早期健全化基準を下回っており、当町の健全化は保たれていることになります。

次に、資金不足比率について説明いたします。

公営企業の資金不足を公営企業の料金収入と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足がないため、水道事業会計、下水道事業特別会計とも比率は出ておりません。

以上であります。

○議長（岡崎正憲君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告を終了いたします。

お諮りいたします。9月3日より10日までの8日間を決算審査等のため休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月3日より10日までの8日間を休会することに決しました。

本日はこれにて、延会いたします。

9月11日決算審査特別委員会全体会議終了後、再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後1時58分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 2 年 9 月 11 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 3 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第3号

令和2年9月11日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
13番	佐藤衛君	14番	岡崎正憲君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健 康 福 祉 課 長	渡 辺 文 昭 君
長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	斎 藤 重 俊 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 雅 浩 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	庄 子 克 也 君
同 書 記	米 本 哲 也 君

議事日程 第3号

令和2年9月11日（金曜日） 午前10時10分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第52号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提

出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 10 議員提出議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

午前１０時１０分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。これより令和２年七ヶ浜町議会定例会９月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において１番佐藤直美議員、２番小林倫明議員を指名いたします。

日程第２ 認定第１号 令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第３ 認定第２号 令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第４ 認定第３号 令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第５ 認定第４号 令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第６ 認定第５号 令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７ 認定第６号 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８ 認定第７号 令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第２、認定第１号から日程第８、認定第７号までを会議規則第３７条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会委員長安倍敏彦議員より一括して報告を求めます。御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 安倍敏彦君 登壇〕

○７番（安倍敏彦君） 報告いたします。

令和2年9月2日の七ヶ浜町議会定例会において、令和元年度各種会計歳入歳出の決算認定につきましては、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託され、3日・4日・7日・8日・9日の5日間、各課長などの出席を求め慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

○議長（岡崎正憲君） ただいま決算審査特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に質疑を尽くされたことと思われます。よって、質疑を省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、質疑を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。

認定第1号令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、年度末に発生した新型コロナウイルス感染対応に尽力された町職員に対し、敬意を表するものであります。

令和元年度の詳細については、これまで行われた決算審査特別委員会での審査の質疑の中で指摘し、令和2年度での改善、実施することを求めています。主な点を改めて取り上げ、次年度での実施を求めるものであります。

まず第1点は、いまだ一部において町条例や要綱に照らした事業が行われていないことあります。町では予算がないから、その対象になっていないからと実施すべきものを怠っておりますが、条例や要綱に基づき実施すべきではないでしょうか。また、住民からの要求、要望に

対し、条例等で決まっているから、対象になっていないなどと言われますが、行政の都合で事業を狭めるものではなく、条例や要綱を遵守するとともに、住民の利用要求に耳を傾け、柔軟な拡大解釈などを行い実施をすべきではないでしょうか。

その1つは、いまだ児童遊園施設の設備基準を遵守していないことであります。児童福祉法第6章の児童厚生施設の設備基準第37条1項で、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることと義務づけられており、さらに、国の定めた児童遊園の設置運営について、平成4年3月26日の通達でも、標準的児童遊園設置運営基準要綱の第3項設備において、基準的な設備として、設置遊具、飲料水設備、ごみ入れ、照明等の設備を明記しているものであります。担当課では、当初設置時点でこれらが設置していなかった、また地区からの要望で対処していると責任を放棄しておりますが、これらをきちんと認識したのであれば、法令に沿って整備することが担当課の責務ではないでしょうか。充足を求めるものであります。

2点は、環境に関わる施策であります。太陽光システム設置事業補助金交付事業や公共施設の照明のLED化等で二酸化炭素排出量の削減を行っているところでありますが、仙台港に建設された石炭火力発電所、仙台パワーステーションの稼働は、東京が掲げる地球温暖化対策、二酸化炭素排出削減の取り組みから照らし逆行する事業であります。石炭火力発電は化石燃料の中でも特に二酸化炭素の排出量が多く、石油の1.2倍、液化天然ガスの2.2倍となっております。公害防止協定による大気廃棄物の窒素酸化物は1立方メートル当たり100ppm、硫黄酸化物は38.8ppm、ばいじん0.05グラムであります。町内にある仙台火力発電所の窒素酸化物は1立方メートル当たり5ppmで仙台パワーステーションの20分の1であります。硫黄酸化物とばいじんの排出はされていない状況であります。

町長は基準内だからと以前言われました。新たに排出され、七ヶ浜町の空を汚すことに現在になっているではありませんか。将来の子供たちに汚染された空を渡してよいのでしょうか。町民の健康、これ以上の環境汚染をさせないためにも、仙台火力、仙台パワーステーションの稼働中止を求めるべきではないでしょうか。

3点は、町営住宅事業に関わる施策であります。その1つは、安心して住み続けられる施策として町営住宅入居に関わる単身者の年齢制限を廃止することです。2つは、家賃減免の取り組みです。一般入居者で認定月額7万2,800円以下の入居者が28件、認定月額ゼロ円の入居者は20件となっております。減免申請は9件にとどまっております。町営住宅提供の趣旨に沿った丁寧な対応を求めるものであります。3つは、町営住宅の駐車場利用料金の引下げであります。生涯学習センターでの駐車場使用料は、3団体に年間合計で3万3,600円で

使用させていることから、この利用料に準じた使用料に設定すべきであります。

4点は、子育て障害者福祉の施策についてであります。保育所の待機児童の解消、保育所の正規雇用で保育環境の改善を図るべきであります。また、子供の欠食率の解消のためにも、各種健診時の管理と保護者への指導、援助を強く求めるものであります。

5点は、商工観光施策についてであります。みやぎ環境交付金事業の活用結果であります、町観光協会に配置され、現在は町が管理しているということではありますが、電気自動車の活用が結局目的に照らした実績がなく、事業計上当初から私たちが指摘したことが現実になったものであります。今後の運用については、当面防犯灯のLED灯への切替え事業を進めることを求めるものであります。

6点は、通学路交通安全プログラム事業に関してであります。通学路の合同点検を実施しているということではありますが、児童生徒の登下校時の安全確保に必要な箇所に横断歩道や防犯灯等の増設の充実を行うことを求めるものでありますし、また危険ブロック塀の早期改修のために助成増額を求めるものであります。

7点は、防災・減災に関わる施策であります。その1つは、木造住宅耐震化の促進です。宮城県は、令和2年度までに95%の耐震化を目標としておりますが、当町の耐震化の計画が不十分であることから、事業計画を設けるとともに、耐震化の促進のために住宅改修工事助成費用の増額を求めるものであります。2つは、女川原発の再稼働を認めないことを県に求めることでもあります。原発事故に伴う避難計画の実効性が保証されていない状況も明らかになりました。町民及び県民の生活環境を守るためにも必要ではないでしょうか。3つは、消防団員の報酬の引上げです。交付税措置に準じた報酬を求めるものであります。

8点は、道路環境公園整備の施策であります。道路維持費及び公園管理費における除草回数が当年度においても2回にとどまっていること、担当課では限られた予算の中で取り組んでいるなどとの説明であります、当初予算の増額要求をすべきではなかったでしょうか。

9点は、学習支援センターに関わる施策であります。不登校の児童生徒の心身状況に応じた学習支援員の配置、増員を行うべきであります。

10点は、給食センター運営についてであります。業務委託であれば請負している調理員への指揮命令権はできないことになっているにも関わらず、宮城県職員の管理栄養士等、町の職員も含めて現場で直接指導しているのは業務違反になるのではありませんか。改善を求めるものであります。

最後に、震災による復旧・復興等で歳出の削減と言いながらも、一般会計における各種基金

の積立て状況を見ると、復興基金、復興交付基金を除く基金で年予算を大きく上回る決算額になっています。ちなみに、当年で基金の積み増し、減債基金に約1億9,200万円、公共施設管理基金に約5,100万円、災害公営住宅維持管理基金に約2,600万円となっております。公共施設管理基金のこの約5,100万円は施設更新、大規模改修時期が2044年頃と言われておりますが、それまで幾ら積み立てるのでしょうか。公共施設の長寿命化事業についても、本来後年の事業は公平の負担の考えから後年のそのときの住民で負担するよう、必要とする時期に起債で充当することが望ましいものであります。減債基金についても、平成17年度から運用されていない状況から計画的な運用を行うべきではないでしょうか。

このことから、地方自治の財政運営の基本は、将来に新たな事業を行うに当たっては、今の住民の方は後年の人の分まで負担の義務はなく、そのときそのときの住民がその負担をするのが原則であることから、必要のない基金への積み入れは行わず、これら基金の年次的取崩しを行い、多くの被災された住民、事業者の負担軽減と、各地区住民の要求・要望施策の実施を進めるべきではなかったでしょうか。

これらのことを述べ、一般会計決算認定に対し反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤 衛議員。

○13番（佐藤 衛君） 13番佐藤 衛です。認定第1号令和元年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の決算内容を見ますと、自主財源の重要な柱である町税の徴収率は、現年度分99.14%、滞納繰越分18.51%、合計96.76%の徴収率であり、昨年同様高水準の徴収率であり高く評価するものでございます。また、今までのボッケまつりから産業まつりに変更し、宮城黒川鍋まつりなどの新しい企画により1万人の来場者がありました。今後の商工業や観光の振興に大いに寄与するものであり、高く評価するものであります。また、本町においても、第一次産業従事者不足への対策が必要とされておりますが、今回9名の新規就農支援者が確保できたことは、今後も大いに期待できるので評価するものでございます。また、児童生徒の教育環境向上のために、向洋中学校のトイレを洋式トイレに改修したこと、また、昨年度から引き続き小中学校に空調設備を設置したことに対し評価するものであります。また、平成26年度より、七ヶ浜町学校教育支援センターを設置し、不登校の児童生徒の教育や学習支援を行っておりますが、近年不登校の児童生徒が増加しております。その中で、不登校の中学3年生に、学校と連携し、全員がその生徒の特質に沿った進路を決定したということは高く評価するものでございます。また、新しくスクールソーシャルワーカーを配置した結果、問題が解決または支援中であるが

好転した件数が多くなったことも評価するものでございます。

このようなことから、令和元年度の決算内容は町民福祉の向上、子育て支援、安心安全なまちづくり等の事業に対し適正な予算執行の決算であり、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第2号令和元年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

当年度の当初予算において、一般会計から約5億円の繰入れで下水道使用料金の引下げを行い、町民の負担軽減を求めてきましたが、決算収支の内容を見ると、改めて料金引下げが十分可能であったことが示されます。

その1つは、当年度においても平成17年度で示された下水道の5か年改正財政計画に準じた一般会計からの約4億6,000万円の繰入れを行えば引下げが十分可能であったこと、当年決算では約2億2,200万円の繰入れであります。さきの5か年計画の繰入れ金額を引き続き行えば、さらに町民1人当たり年額1万3,000円の負担軽減になるものであります。

2つは、住民の下水道料金の引下げ策として起債償還金の軽減のために国は自治体に対し資本費平準化債や金利の高い起債の借換え制度を創設しております。当年の起債借入額約2億1,100万円ですが、この約55%が資本費平準化債であります。資本費平準化債の活用で償還額の軽減分をいまだ町民に還元せず、返済計画以上の返済金に充当しているのが実態であります。その還元分を町民の負担軽減に充当すべきではないでしょうか。

町当局は常に町民の負担の軽減を考慮し運営しなければならないのに、令和元年度事業においても、歳出で削減された分を一般会計からの繰入額の削減に充当するだけで住民に還元しておらず、過大な負担を押しつけていることから、改めて料金軽減の実施を求め、本下水道事業

会計に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。遠藤久和議員。

○10番（遠藤久和君） では、10番遠藤でございます。賛成の立場で討論いたします。

まず、歳入歳出とも前年等と比較しても大きな増減はなく、近年安定した運営をしております。今後も施設の老朽化による維持管理の課題に対して、長寿命化計画等により、効率的、計画的に事業を進めていくという姿勢が見られますので賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第3号令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第3号令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1つは、基金の計画的な取崩しで国民健康保険世帯全体の引下げを行わなかったことであります。当年度の基金の取崩し額は4,676万1,000円ありますが、実質の取崩しは約1,883万1,000円でありました。さらに、年度末基金残高を見ますと、震災前の平成22年度の基金積立金は約1億5,100万円、年度末の基金積立金は約2億8,552万円にもなっているものであります。引下げは十分可能であります。過大な積立では行うべきではなく、計画的な取崩しを行い、国保税の引下げを行うべきであります。

2つは、国の国民健康保険事業への財政支援として行っている約900万円の保険者支援金を活用し、国民健康保険世帯に賦課している保険料の引下げを今年度についても行わなかったことであります。この支援金は国保税の軽減にも活用できるお金であります。町内の納税者世帯に占める低所得者世帯は約51%で、そのさらに7割減免世帯が占める割合は全体の約24.3%と高く、このことは課税の負担が重くのしかかっていることの表れであります。当年度においても保険者支援金が特別調整交付金にされていることから、この交付金の活用で低所得者世帯の

支援として負担軽減の拡大をすべきではなかったでしょうか。

3つは、一般会計からの繰入れで納税世帯への負担軽減を図ってこなかったことであります。一般会計からの繰入れは法律でも規制されていないものであります。本町の国保世帯の大半は中小企業世帯や年金受給者世帯、非正規雇用者などで、年収に占める国保税は過大な負担となっているのが現状ではないでしょうか。そして、当局も御存じのとおりであります。国民健康保険世帯への負担軽減事業として一般会計からの繰入れを行うべきであります。

このことから、今年度事業においても、このような施策が十分講じてこなかったことにより事業決算認定に対し反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 9番渡邊 淳です。

私は、認定番号3号、令和元年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

特に、特定健康診断事業については、特定健診を受けた結果できめ細かな保健指導を行っており、町内の運動施設を有効に利用するなどという工夫もされております。この中で事業展開しており、各健診の受診率もさらに向上が見られたこと、それから総合健診の受診率を向上させて、同時に各種の疾病の予防を効率的に図られたことから賛成といたします。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第4号令和元年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

認定第5号令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第5号令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

同制度は、少子高齢化が進む中で、社会全体で支え合う介護が十分受けられる制度をうたい文句にして平成12年度から発足した制度であります。20年経過した現在はどうでしょうか。介護サービス給付の制限、保険料金の引上げで国民と利用者の負担が増えるばかりになっている制度であります。改めてこのことを指摘するものであります。

その1つは、発足当時の国の負担は、居宅サービス、施設サービスとも25%で、65歳以上の方の保険料負担は17%でありました。しかし、現在は施設サービスの国負担分が20%に削減され、65歳以上の方々の保険料負担は、居宅サービス、施設サービスとも保険料金が改正された第7期でさらに23%に引き上げられたことでも明らかなように、高齢者の負担が増えるばかりであります。このことは高齢者の負担金額を見ても明らかであります。平成12年度から14年度までの第1期の保険料の基準額は2,740円でありました。平成30年度からの第7期においては、一定の保険料軽減はされたものの、現在は5,600円で2倍以上にも膨れ上がっております。

さらに指摘しなければならないのは、第7期の保険医療算出においても滞納予想額を含めた給付見込み額を65歳以上の第1号被保険者に上乗せ負担させていることでもあります。この費用分は一般会計からの繰入れで補填すべきであります。

2つは、在宅支援サービスでは、ホームヘルパーが掃除など家事を行う生活援助がおおむね1日1回利用に制限、要支援が保健サービスから外されました。さらに入所サービスでは、特養ホーム入所対象者が原則介護度3以上になったことで、さらに介護保険サービスの削減が行われ、当初制度から大きく後退した制度になっていることでもあります。今日の新聞の報道でも要支援の制度がまた保険から外されることなども報じられておりました。

3つは、低所得者世帯ほど介護度が高い傾向にありますが、保険利用料の負担が重く、介護サービスを控えざるを得ない状況に置かれていることでもあります。町の地域福祉計画に掲げている「まごころでささえ合う地域のきずな」の実践のためにも、行政が積極的に介護を受けている一人一人が十分にサービスを受けられているか調査し、予防、病状の軽減を図るために、

利用施設の充実とともに、保険料の軽減、利用料への助成制度を設けるなどの手だてを積極的に行うべきではなかったでしょうか。

以上のことから、令和元年度の本事業会計においても、これらの施策が十分講じられなかったことから、決算認定に対し反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。

認定第5号令和元年度七ヶ浜町介護保険特別会計決算を賛成の立場で討論させていただきます。

本決算は、七ヶ浜町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの推進により、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現への取り組みを行っているようでございます。具体的には、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービスでは予防教室支援、それから認知症カフェなど、認知度総合支援など、高齢者が自立した生きがいのある日常生活を送れるよう、また住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりに努めております。適正な支援サービスの提供に取り組んでいると思われ賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第6号令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第6号令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした制度であります。私は、この制度が国の医療費の年間約2,300億円の削減する医療構造改革の柱として位置づけられたもので、75歳以上の高齢者はそれまで入っていた医療保険から切り離され、高齢者の終

末期医療として安上がりで制限の多い保険制度としてつくられたことから、この制度の発足から8年間、宮城県の後期高齢者医療広域連合会議員としてこの後期高齢者医療制度の廃止を含め、改善を求めてまいりました。その結果、後期高齢者医療の診療内容は廃止され、残ったのは健診事業と高齢者からの保険料を新たに徴収するという費用負担増だけであります。結局、高齢者から見れば、年金から保険料が取られ、新たな負担が増えただけの制度であります。この制度の本来の狙いは、まさに高齢者には不必要な医療はするな、みとりの治療だけをすればいいんだとする「うば捨て制度」とも言えるものであります。高齢者等に保険料負担を押しつけ、高齢者を大切にしないこの後期高齢者医療制度に改めて反対するものであります。

同事業は、憲法第25条国民の生存権、国の社会的義務に基づいて国の法定受託事務として行われてきた老人保健制度から地方自治体の自治事務になり、国の責任である国民の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないを地方に押しつけるもので、国の責任を放棄するものであります。

このことから、私は後期高齢者医療制度を早急に廃止し、とりあえず以前の老人保健制度に戻し、全国民が英知を出し合い、高齢者の方が安心して受けられる医療制度にするよう求めるものであります。

また、高齢者へのさらなる負担の押しつけが行われていることから、この制度としてつくられた前期高齢者、65歳から75歳の方に対し、70歳で医療機関での医療費窓口一部負担を1割から2割に順次引き上げられていることであります。また、これまで高齢者の保険料の軽減措置となっていた所得割額の廃止や、被用者の被扶養者であった方の均等割額が当初7割軽減だったのが、現在は所得2年間だけの5割軽減とされました。さらに、この制度は高齢者の保険料の負担額が2年ごとに改正され、引上げされる仕組みになっていることであります。高齢者の医療の確保に関する法律の第100条の後期高齢者交付金の条項で、発足時の平成20年度を基準とし、将来の若人の人口減少に伴う若人の負担増額分を2年ごとに高齢者にその半分を負担してもらう仕組みをつくり、総医療費に占める高齢者の1割負担率をさらに引き上げるという制度に法律上なっているものであります。この制度は、少子高齢化が進めば進むほど高齢者の保険料の負担が増えていく制度であります。このことから、当年の保険料増額の要因にもなっているものでもあります。

次に問題にしなければならないのは、普通徴収に対する、保険料滞納による制裁措置として短期保険者証の発行を行おうとしていることであります。この対象となる方は、年金年額18万円以下の高齢者であります。直接の徴収者であります。なぜ直接徴収になったのでしょうか。

それは、年金から自動天引きすれば低額な年金暮らしの高齢者の日常生活をしていく上で支障を来すからであります。このような生活困窮者にまで保険料を賦課し、徴収することが行政として好ましい行為なのでしょうか。町として減免策を講じることこそ行政の責務であります。このことを強く求めるものであります。

長年社会に貢献されてこられた高齢者の方々に、老後も経済的不安もなく安心して長生きできるよう、医療、福祉の充実を果たすことが国及び地方自治体の責任であります。

改めて、町当局に対し、国に同制度の早期廃止を求めることを求め、本事業会計決算認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤壮一議員。

○6番（佐藤壮一君） 6番佐藤壮一です。

認定第6号令和元年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

歳入は1億9,185万8,080円、歳出は1億9,012万7,383円でございます。差引き合計は173万697円であります。対前年度698万5,000円で年々増加しておりますが、被保険者数は令和元年度で2,737人と74人の増をしております。今後増える見込みでございます。ただし、もともと後期高齢医療は県の窓口業務であります。令和元年度の決算において、適切に判断いたします。賛成の立場で討論いたしました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第7号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第7号令和元年度七ヶ浜町水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、令和2年度から3か年ではありますが、基本料金月額500円の軽減されたことは評価するものでありますが、この軽減実施の根拠ともなる令和元年度までの事業内容の一部を述べ

反対するものであります。

1 つは、過大額ともいえる現金預金であります。震災前の平成22年度の現金預金額は約7億3,500万円でありましたが、当年決算では約17億1,700万円に10億円も増額になっているものであります。剰余金が発生したその要因の1つは、県事業である広域水道事業が平成22年度と平成27年度の2度にわたって、受水している市、町に対し、受水契約料金を平成22年度からは七ヶ浜に対して年間約2,800万円、平成27年度からはさらに年間2,400万円も引下げが行われました。この10年間、広域水道事業への原水費の支払い額は約2億6,000万円削減されました。削減された費用分は住民の使用料金の引下げに充当すべきであるにもかかわらず、本町では町民への料金引下げを行なってこなかったことにより、このような預金金額となったものであります。必要のない過大な積立金を行うべきではありません。この積立金等の計画的取崩しを行い、町民の利用料金の引下げを求めるものであります。

2 つは、当初予算時の建設改良積立金は3億円でしたが、5,000万円の積み増しがされ、決算額は3億5,000万円となりました。水道使用料金の一部が積み立てられたものであります。同事業経営戦略では、平成30年度から老朽管の更新がうたわれておりますが、水道管布設事業費は起債が認められているものであります。起債を活用することが後年の住民の公平な負担となるものではないでしょうか。このことから、新たな建設改良積立金を行うべきではありません。

3 つは、平成27年度は宮城県広域水道の受水自治体との受水契約の改定が行われた年であります。基本料金の基となる最終日水量1万900トンを実日使用水量約4,400トンに見合った契約をしなかったことが、平成31年度まで住民の必要外の負担増になっていることであります。例えば、最終水量を実水量に近い日量6,000トンに契約し直せば年間で約6,200万円削減できたのであります。

このことを踏まえ、当年度において受水費の再契約の実施、必要以上の積立金を改めるとともに、現金預金の計画的な取崩しと県の受水料金引下げ事業を行ってこなかったことにより、本水道事業会計認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 9番渡邊 淳です。水道事業会計に賛成の立場で討論いたします。

確かに給水戸数は若干伸びております。その割には人口減少が進み、またノリの業者の事故もありまして、追い打ちをかけるようにさらに高料金対策等の補助金が該当しなかったという、収入面では非常に苦しい経営が余儀なくされておりました。水量減に伴って、配水量の減少は

赤字の決算内容でしたが、今まで積み立ててきました過年度の留保資金をもってその対応をして町民に不安を抱かせないような経営と安心安全な水の安定供給を実施しようとしているもので、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議案第52号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（岡崎正憲君） ここで追加提案されました、議案第52号について提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、今回追加提案いたしました議案の御説明をさせていただきます。追加の議案については、議案第52号一般会計補正予算であります。補正の額は1,001万1,000円の減額で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ113億5,278万5,000円となります。

補正の内容としましては、先月29日の落雷によって被害を受けた吉田浜地区コミュニティセンター前の防災行政無線子局災害復旧工事と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の事業継続支援金であります。財源としましては、国庫補助金と減債基金積立金を減額し充てております。

以上、追加提案の理由を申し上げましたが、詳細については担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第52号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第52号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、先月29日の落雷によって被害を受けました吉田浜地区コミュニティセンター前の防災行政無線子局災害復旧工事と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の事業継続支援金の追加であります。

一般会計補正予算（第４号）への計上に間に合わなかったため、追案とさせていただいたものであります。

議案書85ページをお開きください。

第１条として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,001万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億5,278万5,000円に定めようとするものであります。

歳入について説明いたします。

議案書90ページをお開きください。

15款２項１目総務費国庫補助金798万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で、各種の事業の財源としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付金事業が終了し、確定したことから901万1,000円を減額し、事業継続地域支援金につきましては、申し込みが大幅に増加したことから1,700万円追加するものであります。

16款２項５目商工費県補助金1,800万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の減額で、事業が終了したことから県の補助金が確定し、残額を減額するものであります。

91ページになります。

歳出ですが、２款１項12目減債基金費3,000万円の減額につきましては、第４号補正で5,000万円の追加をしたところでありますが、今回の５号補正での財源とするため減額するものであります。

７款１項３目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費1,600万円につきましては、感染拡大防止協力金事業が終了し、実績が42件と予定数よりかなり少なかったことから2,700万円を減額するものであります。また、事業継続地域支援金事業の拡充をしたことにより、申請が増加したことから、215事業者分、4,300万円を追加するものであります。

11款災害復旧費２項１目その他の公共施設公用施設災害復旧費530万円の追加につきましては、先月29日の落雷による防災行政無線子局の復旧工事を早急に行うためのものであります。

13款１項１目予備費131万1,000円の減額につきましては、財源調整であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○３番（仁田秀和君） １点ございます。91ページの11款２項１目14節建設工事吉田浜地区コミュニティセンター前防災行政無線子局災害復旧工事について伺います。

防災行政無線は防災、減災のために情報発信に大変重要な役割を持っております。当初復旧には3か月かかると聞いておりましたが、スピーカーを直結と全協で説明をいただきましたが、応急的に復旧されたということで、災害はいつ発生するか分からないものなので応急的に迅速な対応をいただいたということで、そちらを評価するものでございます。これについては代替えということで理解しております。これは天災なわけでありますので、そのほかの民間被害につきましては当局としては関与できないところが多いと思いますが、住民の生命財産を守る義務はあるわけですから、前もって避雷針などの対策を十分にとるべきだったと言わざるを得ないところがございます。異常気象が続いているわけですから、こういった防災行政無線のみならず、住民被害が及ばないように避雷針などを充実し、落雷対策を図る考えはなかったのか。さらにそういった考えについて伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

確かに避雷針はついておりません。今回の場所ですけれども、ちょっと低いところになってございます。今の雷なんですけれども、どこに落ちるか分からない状況というのがございますので、今後その辺も調査の上対応を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 調査するということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、異常気象はここ数年続いており、ゲリラ豪雨による被害が日本全国で相次いで報告されております。今回は深夜の落雷ということで、歩行者がおらずに人的被害はなかったものでございますが、こういった落雷対策について新たにしていかなければいけないとも思います。そこで、先ほど室長のほうからは調査するということがございましたけれども、本町内で落雷する可能性が高い、避雷針が設置されていない、または避雷針が少なく平地が広がっているといったところ、そういったところは当局として十分に把握されているのか。先ほど室長も言ったとおり、雷はどこに落ちるか予測は難しいと思いますが、そういった調査について、現在把握されているところはこういったところなのか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 補正予算の質疑でございますが、もし関連としてお答えできるようであれば。町長。

○町長（寺澤 薫君） お答えさせていただきます。町の公共施設、本来であれば避雷針を設けていると思っておりました。国際村、さらには生涯学習センター等あたりにも、さらにはアースがちゃんと設置されているものと思っておりますので、再度各施設を調査をさせていただ

て、その辺が安全にちゃんと被雷しても対応できるのかをさらに確認をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 議長のほうから、質問はこの補正についてということですが、これは公金投入されていますので、十分に関わりがあることだと思って質問したいと思います。

今回の落雷被害は、先ほども申したように深夜だったのですが、そもそも防災行政無線の注意喚起は必要だったと思います。そういったことにより、前もってブレーカーを落とすとか、家電や給湯器などの電源を抜いておくとか、そういう対策が講じられるわけですので、そういう民間被害も最小限に抑えることができると思うのですが、気象庁より雷注意報が発令されたときの対応について伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 気象庁ということでございますが、特に気象庁からは連絡はなかったんですが、ただ仙台気象台のほうの関係者の皆さんとは、私個人との携帯電話も含めて、先日町のほうに来町された際にいろいろ打ち合わせをさせていただいて、そういう緊急時とかかなり状況が逼迫している場合には、すぐ私のほうに電話を入れる、もしくは私のほうでも電話を入れるということでコンタクトを取らせていただきました。今回はなかったんですけども、今後そういった場合、さらに密にそちらの早い情報を取得したいと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点だけ。前者の質問と関連して質問させていただきます。

結果的に、今回の災害復旧工事の雷の被害を受けたというのは、子局に直接被雷したのか、近くに被雷してその電線を通して子局に被害を及ぼしたのか、どちらなのでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

その件に関しましては確定はできておりません。直接の被雷か、周辺に落雷があったのかは確定はできないということで業者からの報告を受けております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私も直接雷が被雷した現場というのは一度も見たことがないんですけども、ことによっては焼け焦げとか、そういうものの跡があるようなことも聞いておりますけれども、その周辺、電線も含めてそういう跡はなかったということで、東北電力でしょうか、

そこから報告を受けているということで理解していいのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 確かに、子局の柱にございます防犯灯、そちらのほう焼け焦げておりますが、そちらのほう電線を伝わってきたものか、直接被雷したものかというのは特定は不可能という話でございました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、電線を伝わってきたと言うんだったら電線のほうでの落ちた焼け焦げとか、周辺には全く痕跡がないということでの報告になっているのかどうか。そして、今日の朝の全員協議会の中で、地域の防犯灯も被雷したと聞いておりますけれども、これは改めて、町所有の防犯灯なのか、地区管理の防犯灯なのか報告を求めたいと思います。

最後になります。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、防犯灯からのほうですけれども、先ほど私地区管理とお答えしたんですけれども、2基については町管理ということで手配が済んでございます。もう1基ですけれども、先ほど私がお伝えしましたとおり、子局の柱についていた防犯灯については地区の管理ということで、合計3基でございました。電線のほうですけれども、各家々にトランスを守るためヒューズがあるそうです。そちらのほうのヒューズが6件ほど破損していたという報告は受けています。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者渡邊 淳議員へ提案理由の説明を求めます。御登壇願います。

〔9番 渡邊 淳君 登壇〕

○9番（渡邊 淳君） 議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてということで、提出の理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的な影響をもたらしております。国民生活の不安も続いており、地方税、地方交付税等も大幅に減少することも予想されています。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状態になることが予想されます。

このような状況下において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくために、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を国に対して強く求めているものであり、地方自治法第99条に基づき国会、内閣総理大臣、関係行政省庁に意見書を提出するものでございます。

以上、理由でございます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。渡邊 淳議員、降壇願います。

〔9番 渡邊 淳君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、９月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日９月12日から12月28日までの108日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日９月12日から12月28日までの108日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前１１時１７分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月11日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員